

令和 3 年度住民投票条例案（廃案）関係資料

武蔵野市住民投票条例案（令和 3 年 11 月上旬、12 月否決）・・・・・・・・・・ 2

**【令和 3 年度住民投票条例案に関する議論】**

市議会における議論（令和 3 年第 4 回定例会、令和 3 年 12 月 21 日）・・・・ 11

**【令和 3 年度住民投票条例案の検討】**

令和 3 年度住民投票条例案、素案、骨子案の対応表・・・・・・・・・・・・ 35

検討過程における内容の変遷と各段階で寄せられた意見・・・・・・・・・・ 36

武蔵野市住民投票条例（令和3年11月上程、12月否決）

（目的）

第1条 この条例は、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号。以下「自治基本条例」という。）第19条の規定に基づき、同条第1項の申請を行おうとする場合のほか、同条第2項に規定する市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票の制度を設けることにより、市民自治の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「住民」とは、第5条第1項に規定する投票資格者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

（自治基本条例第19条第1項に規定する境界変更）

第3条 自治基本条例第19条第1項に規定する別に条例で定める境界変更は、一つの丁目以上の規模のものとする。

（自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項）

第4条 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項（以下「市政に関する重要事項」という。）は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、市政に関する重要事項としない。

- (1) 武蔵野市の権限に属さない事項。ただし、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づく住民投票その他直接請求を行うことができる事項（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により議会に付議した条例の制定又は改廃の請求であって、議会がこれを否決した場合における当該請求に関する事項を除く。）
- (3) 武蔵野市の組織、人事及び財務に関する事項
- (4) 金銭の徴収又は給付に関する事項
- (5) 特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項

（住民投票の投票資格者）

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から武蔵野市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されているものとする。

2 前項に規定する「定住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

（住民投票の請求）

第6条 投票資格者は、市政に関する重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、文書により住民投票の実施を請求することができる。

（住民投票の形式）

第7条 前条の規定による請求にあたっては、住民投票に付そうとする事項について、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

（代表者証明書の交付等）

第8条 第6条の規定による請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）により当該事項が市政に関する重要事項であること及び前条の形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書により代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、住民投票に付そうとする事項が市政に関する重要事項であること及び前条の形式に該当すること並びに当該代表者が投票資格者であることを確認したときは、当該代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付したときは、直ちに、第1項の規定による申請があった日現在において投票資格者である者の総数の4分の1の数（以下「必要署名数」という。）を告示し、かつ、当該代表者に通知しなければならない。

4 投票資格者のうち、地方自治法第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された武蔵野市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員又は職員であるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

（署名等を求める手続）

第9条 前条第2項の規定による代表者証明書の交付を受けた代表者（以下「請求代表者」という。）は、住民投票の実施を請求する者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、投票資格者に対し、署名等（署名簿に自己の氏名を署名し、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 請求代表者は、武蔵野市の区域内で衆議院議員、参議院議員、東京都の議会の議員若しくは知事又は武蔵野市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができない期間又は大規模災害その他やむを得ない事情により署名等を求めることができないと市長が認める期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。

4 請求代表者は、投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。

5 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名等をすることができない場合に限り、別の投票資格者（請求代表者及び前項の規定により請求代表者の委任を受けて投票資格者に対し署名等を求める者を除く。）に委任して自己の氏名等を署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者（次項において「代筆者」という。）による当該投票資格者の氏名等の記載は、当該投票資格者による署名等とみなす。

6 代筆者が投票資格者の氏名等を署名簿に記載する場合は、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名をしなければならない。

（署名等を求めるにあたっての禁止事項）

第10条 前条の規定により署名等を求める行為は、買収、強迫その他不正の手段により署名等をする者の自由な意思が拘束され、又は規則で定める市民の

平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

(署名簿の提出等)

第11条 請求代表者は、署名等をした者の数が必要署名数以上となったときは、第9条第3項に規定する期間の満了の日から5日以内に当該署名簿(署名簿が複数あるときは、これらを一括したもの。以下同じ。)を市長に提出し、署名等をした者が次条第1項の審査名簿に登録されていることの証明(以下「証明」という。)を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定により証明を求められた場合において、提出を受けた署名簿に署名等をした者の数が必要署名数に満たないことが明らかであるとき又は当該提出が同項に規定する期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとする。

(審査名簿の調製)

第12条 市長は、前条第1項の規定により証明を求められたときは、同条第2項の規定により却下するときを除き、審査名簿(第8条第1項の規定による申請の日現在における投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定による調製をしたときは、その日から7日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本(当該審査名簿に登録された投票資格者の氏名、住所及び生年月日のうち当該申出を行った投票資格者に係る部分に限る。)を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し異議のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に、市長に対し、文書により異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出を受けた日から14日以内に、当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該申出を正当であると決定したときは当該申出に係る者を直ちに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該申出を正当でないとして決定したときはその旨を直ちに申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定による調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに登録しなければならない。

(署名等の審査等)

第13条 市長は、第11条第1項の規定により証明を求められたときは、その日から30日以内に、当該署名等の効力について審査し、証明をするかどうかを決定しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、審査期間を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定により証明をしたときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 第1項の規定により証明を受けた署名等に関し異議のある者は、前項に規定する縦覧の期間内に、市長に対し、文書により異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出を受けた日から14日以内に、当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該申出を正当であると決定したときは直ちに第1項の規定による証明を修正してその旨を申出人及び関係人に通知し、当該申出を正当でないとして決定したときは直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に第3項の規定による申出がないとき又は当該申出の全てについての決定をしたときは、その旨及び有効な署名等をした者の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

(署名等の取消し)

第14条 署名等をした者は、請求代表者が第11条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名等を取り消すことができる。

(署名等の効力等)

第15条 次に掲げる署名等は、無効とする。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に定める手続によらない署名等
  - (2) 何人であるかを確認し難い署名等
- 2 前項に定めるもののほか、第13条第3項の規定により詐欺又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で、市長が当該申出を正当であると決定したものは、無効とする。
  - 3 市長は、署名等の効力を決定する場合において、必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(実施の決定)

第16条 市長は、第6条の規定による請求があった場合において、有効な署名等をした者の総数が必要署名数以上であり、かつ、住民投票に付そうとする事項が第8条第2項の規定による確認を受けたものであることを確認したときは、請求日から5日以内に、住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者及び選挙管理委員会に通知しなければならない。

- 2 市長は、自治基本条例第19条第1項の住民投票の実施を決定したときは、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により住民投票の実施を決定したときは、直ちにそ

の旨を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第17条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から30日を経過した日から90日を経過した日までの期間の範囲内において、住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、住民投票を実施するものとする。

2 前項の規定により定めた投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要と認めるときは、当該投票日を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日（前項の規定により当該投票日を変更したときは、変更後の投票日。以下同じ。）の少なくとも7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者名簿の調製等)

第18条 市長は、第16条第1項又は第2項の規定により住民投票の実施を決定したときは、投票資格者名簿（前条第3項の規定による告示の日の前日現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 第12条第2項から第5項までの規定は、投票資格者名簿の閲覧等について準用する。この場合において、同条第2項中「その日から7日間」とあるのは、「第17条第3項の規定による告示の日に」と、同条第4項中「14日以内」とあるのは「7日以内」と読み替えるものとする。

(投票所)

第19条 住民投票の投票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日の少なくとも7日前までに、投票所の場所を告示しなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

第20条 市長は、投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票資格)

第21条 第18条第1項の規定により投票資格者名簿に登録された者（以下「投票人」という。）は、住民投票の投票（以下「投票」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、投票日（期日前投票又は不在者投票にあつては、当該投票を行う日）に、投票資格者でない投票人は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第22条 投票は、1人1票とし、秘密投票とする。

2 投票人は、投票日に、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、投票用紙に○の記号を自書することができない投票人は、点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。）による投票をし、又は代理投票をさせることができる。

（期日前投票等）

第23条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 前条（第2項を除く。）の規定は、期日前投票又は不在者投票における投票の方法について準用する。

（無効投票）

第24条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの（第22条第4項に規定する投票を除く。）

(3) ○の記号を自書しないもの（第22条第4項に規定する投票を除く。）

(4) ○の記号を投票用紙の所定の欄のいずれにも記載したもののその他投票人の意思を確認し難いもの

(5) 白紙投票

（情報の提供）

第25条 市長等は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付した事項（以下「付議事項」という。）に係る市長等が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

2 市長等は、前項の情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない。

（住民投票運動における禁止事項）

第26条 住民投票運動（付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）は、買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は規則で定める市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

2 第20条の投票管理者及び第28条の開票管理者は、在職中、住民投票運動をすることができない。

3 第23条の不在者投票を管理する者は、当該不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

4 選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることがで

きない。

- 5 武蔵野市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間は、住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）が、当該住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

（開票所等）

第27条 住民投票の開票所は、市長の指定した場所に設ける。

- 2 市長は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

（開票管理者及び開票立会人）

第28条 市長は、開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

（住民投票の成立要件）

第29条 住民投票は、付議事項について投票をした者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立するものとする。

（開票結果の告示及び通知）

第30条 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、住民投票の開票を行わなければならない。

- 2 市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにその結果を告示するとともに、当該住民投票に係る請求代表者及び議会の議長にこれを通知しなければならない。

（投票及び開票）

第31条 第19条から前条までに定めるもののほか、投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに武蔵野市選挙執行規程（平成12年3月武蔵野市選挙管理委員会告示第7号）の例による。

（再請求の制限期間）

第32条 この条例に基づく住民投票が実施された場合は、第30条第2項の規定により投票の結果が告示された日から2年を経過するまでの間は、当該付議事項と同一又は同旨の事項について、第8条第1項の規定による請求及び申請をすることができないものとする。

（投票結果の尊重）

第33条 市は、第29条の規定により成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市自治基本条例(令和2年3月武蔵野市条例第2号)第19条の規定に基づき、廃置分合又は境界変更に係る申請を行おうとする場合のほか、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票の制度を設けるため、制定するものである。

総務委員会における審査の概要と結果（総務委員長報告）…P11  
質疑…P14 討論…P18 採決…P33

○議長（土屋美恵子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第52号 武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例、議案第53号 武蔵野市住民投票条例、以上2議案を一括して議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。

（総務委員長 深沢達也君 登壇）

4 ○総務委員長（深沢達也君） ただいま議題となりました議案第52号 武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例、議案第53号 武蔵野市住民投票条例、以上2議案の総務委員会における審査の概要と結果について御報告をいたします。

2議案は、その内容から一括して審査をいたしました。なお、議案審査に当たっては、当委員会に付託された陳受3第19号 住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情についても一括して審査を行いました。

主な質疑は次のとおりでした。

1) 陳情者からアンケートのサンプル数について疑問があるとの指摘があったが、どう考えるか。また、市として、市民への説明はどのように行ってきたか。

答え、アンケートについては、総務省統計局における統計学の一般的な考え方によると、許容誤差5%のアンケートを実施する場合、母集団に必要なサンプル数として、母集団1万人に対して370人、10万人に対して383人、100万人に対して384人という考え方が示されている。今回、2,000名の方に送って500人の方から回答があったことで、一定の参考になるものとする。経緯については、自治基本条例については2年かけて議論を行った。その中で、懇談会では22回のうち4回は住民投票について主に議論した。令和2年に施行された自治基本条例に記載された基本的な考えを受け、庁内で検討し、令和3年2月に骨子案を公表した。これに対し、市民意見交換会やパブ

リックコメントにより意見をいただき、市議会や職員から意見聴取を行って検討した。これらを参考に条例素案を作成、8月に公表した。この素案に対しては、パブリックコメント、市民意見交換会、議会、職員から意見聴取を行い、条例案として提案した。

2) 他の条例案と比べ手間がかかっているかなど、比較について伺う。

答え、条例骨子案と条例素案のそれぞれについて意見交換会とパブリックコメントを行ったことは、他の条例ではないのではないかと考える。

3) 住民投票条例について、十分な市民への周知と議論が尽くされていないという声があると承知している。骨子案と素案の2回の段階でパブリックコメントを実施されているとの答弁があった。市政の課題について様々なパブリックコメントを実施していると思うが、それらと比較して意見は多いか、少ないか、数字で回答を伺う。

答え、住民投票条例に関するパブリックコメントについては、骨子案、素案それぞれで行い、合計で28名の方から74件の御意見をいただいた。他の重要な条例では、自治基本条例で骨子案、素案の合計で21名の方から106件の御意見をいただき、議会基本条例では素案の段階でパブリックコメントを行い、3名の方から4件の御意見をいただいた。市民意見交換会は、住民投票条例は2回実施し、合計で13名、自治基本条例は骨子案の段階で38名の方の御参加があった。議会基本条例では素案の段階で14名の方が参加された。重要な条例と比較しても、住民投票条例について極端に御意見が少ないということではないと認識している。

4) 2,000名の方に無作為抽出のアンケートを実施したのは、市民が住民投票に対しどんな考えを持たれているかを把握する上で非常によい取組であったと思う。外国籍市民の投票、署名の成立要件などを含め、7割以上の支持があったことは指標として参考になる。このアンケートはどのような方法で内容が作成さ

れ、正当性が担保されているかについての考えを伺う。

答え、一般的な市民の方に御意見をお聞きする必要があると考え、また、制度について知っていただくことが必要と考え、無作為抽出アンケートを実施することとした。いきなり賛成か反対かを聞いても答えづらいと考え、骨子案で検討した考え方を丁寧に説明した上で、自由意見なども含めて多くの方から御意見をいただき、ホームページにも公開している。

5) 条例策定の中で、投票資格者の年齢を18歳としていることについて、もっと引き下げてもいいのではないかといった議論があり、それに関しては公職選挙法で整理をつけるということになったと考えるが、外国人に関してはどのように考え方を整理したのか、議論の経過を伺う。

答え、選挙制度の趣旨については、代表者を選ぶというものであり、住民投票制度の趣旨は意見の表明であるため、趣旨が違ふという議論の中で考えた。したがって、投票の方法については公職選挙法に定める手続にのっとって行うとしても、投票資格者については市として判断できるという議論が行われ、現在の内容になっている。

6) 定住外国人を投票資格者とした経過について伺う。

答え、外国人に限って永住者に限る、あるいは国内在住何年という要件を設けることについては、明確な合理性がないというのが市の検討の経過で議論された。在留資格が認められ、本市に住民登録のある外国籍の方については、日本国籍を有する住民と同じ要件とするのが妥当というのが検討経過である。

7) 市民に対する説明、市民参加が足りていない。コロナ禍の間、市長は市民にステイホームを言い続けてきた中で説明会を実施した。市政アンケート結果と比べても、パブコメの少なさ、意見提出数等を見ても、説明が足りているとは思えない。市長の政治姿勢を問う。

答え、ずっと2年間ステイホームを言い続けてきたということはない。市政アンケートと個別具体的な条例について意見をいただくことは比べるものではない。重要な条例に関わる自治基本条例第19条に基づく住民投票条例を、コロナ禍だからといって、コロナ収束まで何もし

ないとは考えていない。

8) 外国籍の方の投票を日本人と同じように認めるのはよほど説明を受けないと理解できない。しかも、この間、大きな選挙が3つもあった。市長選のときの争点にもしていない。市民への説明はよほど丁寧にやらないといけない。広報広聴について市長はどう考えるか。

答え、前提として、市民代表である議会の皆様に行政報告という形で、今年2月、8月と2回行った。意見もいただいた。市民の皆様には、市報むさしの8月15日号で、できるだけ目立つように、投票資格者には武蔵野市に3か月以上住所を有する18歳以上の方（外国籍の方も含む）と記載した。市民自治、住民自治を発展させていく上では、同じ情報を共有しながら様々な意見を頂戴するなど、お互いが努力する必要があると認識する。市長選挙では、公約の中で、常設型の住民投票制度を確立するために住民投票条例を制定すると明記した。

9) 投票結果を尊重すると逐条解説にあるが、会派代表質問の際に、投票結果に拘束されるという説明があった。解釈を簡単に変更する答弁はあり得ない。説明を求める。

答え、実質的な拘束力が生まれるものと考え、自治基本条例の懇談会の中で出てきた意見を採用しているが、誤解を招く記述とも考えられること、実際には成立要件を設けた上ではこの解説は不要になるので、見直しますとお答えした。

10) この条例案をどのくらいの方が理解しているのか調査していただきたいが、いかがか。

答え、どれだけの市民が知っているかということについては、二元代表制の下で、この間、市としてはできる限り説明を行ってきた。動画作成などでPRを行ってきたが、今回のことで市民の皆様には地方自治に目を向けていただいた。議会ですっかり議論を行う機会と考える。懸念の部分を示していただき、議論したい。

11) 住民投票条例を拙速に決めるべきではないという論があるが、急に出てきた話なのか。2005年の市長選で自治基本条例の制定が邑上前市長の公約に出た。5年前の2016年、武蔵野市自治基本条例（仮称）懇談会が設置され、議会からも参加し、常設型の住民投票条例を制定するという含め議論されてきた。住

民投票条例の骨子案は今年2月の総務委員会で報告され、外国籍の住民投票の件も含め分かっている、8月には条例素案が行政報告されている。長い時間をかけて丁寧な議論が進められたと思うが、市の見解を伺う。

答え、自治基本条例の検討過程から、非常に長い時間をかけて自治基本条例が制定され、これを受け、住民投票条例が検討されてきた。同じような経過をたどった条例は今までなかった。

12) 住民投票の署名4分の1というハードルはもう少し下げてもいいのではと委員会でも主張したが、署名を集める期間が2か月間あることとの関係で、4分の1というのは不可能ではないという気もする。この兼ね合いについてどう考えるか。

答え、請求者による住民への情報提供など、自治法に基づく直接請求制度では、指定都市以外の市町村については周知期間は1か月とされているが、住民投票の趣旨、署名要件を勘案し、1か月以内では不十分と考え、2か月以内が適切と判断した。

13) 他の会派の代表質問で、判例について地元代議士を通じて衆議院法制局に問合せをしたところ、投票権の法的性質や効果は地方公共団体の選挙権と匹敵するものとなり得ることを踏まえ、外国人にどこまでの範囲で投票権を認めるかについて十分な議論が必要であると考えられるとの回答があった、との発言があったが、こちらも国会議員の事務所を通じて確認をしたところ、衆議院法制局の見解は、正式に抗議したいくらいだ、複数の見解を示したのに切り取られた、衆議院法制局として一部の見解を助長するような発信はしないとのことであった。この調査について見解を伺う。

答え、衆議院法制局に確認をしたところ、報道された内容は衆議院法制局としての公式な見解ではない、特定の自治体の条例に対して衆議院法制局の見解を述べる立場にはないとの回答をいただいた。

14) 広義の参政権、実質的な参政権といった表現があるが、事実と違うということではどうか。

答え、参政権とは異なると考える。意見の表明であって、何らかの措置を義務づけるものではないという点において、憲法第16条に基づく請願に近いものと考

える。

15) 憲法に保障される基本的人権の保障は外国人にも及ぶと考えるが、見解を伺う。

答え、基本的には憲法で定める基本的人権については外国籍の方も共有されると考えるが、権利の性質によってはその対象にはならない場合もあるという判断が示されているものと承知している。

16) 外国人に乗っ取られるという説があるが、武蔵野市に乗っ取るためには8万人が越してこないといけないという計算になるが、仮に8万人が大挙して武蔵野市に来て、この狭いまちに住むところがあるのか、見解を伺う。

答え、非常に人口密度が高く、もし何か不正に、実体のないような人が入ってくるような場合には、住民基本台帳法に基づき、調査ができる。大量の人が入ってくる懸念は当たらないと考える。

17) 武蔵野市において、国籍に関係なく、同じ住民としてこのまちで暮らしていくために、市として最大の取組を行っていくということについて見解を伺う。

答え、「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち ～未来に挑戦! 武蔵野市～」の目指すべき姿を実現するため、第六期長期計画の基本目標1に、多様性を認め合う支え合いのまちづくりを掲げている。10年後の目指すべき姿の実現に向け取り組んでいく。

18) 条例案第33条に、市は第29条によって成立した住民投票の結果を尊重するとあるが、どれだけ影響するか。実質的に広義の参政権になり得る心配がある。会派代表質問で市長の答弁した、少数のものを取る、少数意見を留保するというこの意味を伺う。

答え、武蔵野市の住民投票条例は諮問型であり、拘束型ではない。結果の尊重の仕方は、得票率の高いほうの結果のみでなく、それぞれの得票率や全体の投票率など、結果全体を尊重すべきものと考えられる。具体的なものがまだない中で少数意見を尊重すると言っているわけではない。議員や市長による結果の尊重の仕方はそれぞれの政治家の信念に基づくものと認識する。

19) 自治基本条例第19条2項に規定する、市政に関する重要事項について問う。住民投票条例案では、例外の例外として、住民全体の意思として明確に表明しよ

うとする場合とあるが、何でもカウントするのか。また、誰が判断するか。

答え、権限に属さない事項とは、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項というのがまず前提となる。その上で、市の権限に属さない事項とは、市として意思決定を行うことができず、実施主体となり得ないので、原則として除外規定にしている。

20) 住民全体の意思として明確に表明しようとするればこの限りでないとすると、安全保障の問題や原発の問題も考えられ、武蔵野市と関係のない話も住民投票の対象になると考える。広義の参政権、第二の参政権となると考えるが、見解を伺う。

答え、遠く離れたところに何かの施設を造るということは武蔵野市や市民全体に影響を及ぼす事項には当たらないというのが通常の読み方と考える。成立要件の総数の4分の1は3万2,000件の署名になり、これは市内を二分するような大きな議論になっているものでないと成立しないと考えるので、武蔵野市とかけ離れたところでの議論について投票が行われるということはないと考える。

21) 条例案第5条、投票資格者の取扱いについて、会派として、外国籍の方々に対する規定は注意してほしいと言ってきた。特別永住者や永住者と、3か月以上在住の外国人とは違うと考えるが、その区別はしないのか。

答え、条例に基づく住民投票において、特別永住者等以外の外国人については憲法上の明確な判断を示していないと認識しており、特別永住者等以外の外国人を投票資格者とするということについて、憲法違反である裁判例はこれまでにないものと認識する。判断の示されない事項は市としての政策判断と考える。

22) 祖国日本を思う国民の一人として、日本国民の独立の気力についての評価、その歴史上の実績に対する認識について所見を伺う。

答え、開国や戦争など、外国との間に困難な出来事があっても、それらに圧倒されずに自ら主体的に取り組み、日本国民として独立の気力を持って時代を乗り越えてきたものと認識する。

23) このたびの住民投票条例で外国籍住民を排除しないことは、自治体の新たな外交政策という位置づけができるのではないかと考えるが、見解を伺う。

答え、外交政策は国が行うものと認識するが、市民同士が交流することは外交を妨げるものではないと認識する。武蔵野市という同じまちに暮らす地域の一員として、外国籍の方を含め、互いに尊重し合うということは、市民同士の交流、広い意味で都市外交につながるのではないかと考えられる。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。討論者は5名で、反対討論2名、賛成討論3名でした。

反対討論の趣旨をまとめて紹介しますと、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は市の権限に属さない事項でも市政に関する重要事項であるとする第4条第2項第1号のただし書の部分、第5条第2項の定住外国人の部分について、懸念がある。全ての外国人を対象にするのではなく、一定の要件を設けるべきと考える。住民投票の内容もさることながら、制度そのものの理解が深まっていないため、一定程度時間をかけて議論を深めるべきであり、制定は時期尚早であることから、反対するというものでした。

次に、賛成討論の趣旨をまとめて紹介しますと、本条例については周知不足や恣意的な運用を懸念する声もあったが、質疑を通し、他の条例に比べても非常に丁寧に進められていること、また、住民投票はあくまでも市民全体の課題を問うもので、特定の思想や地域に不利益なものは実施に至らないことが確認できた。また、外国籍市民に住民投票権を保障することに法律上の問題はなく、第六期長期計画の基本目標にある、支え合いのまちづくりの理念を体現するものであることから、賛成するというものでした。

以上で討論を終わり、採決に入りました。採決の結果、可否同数であったため、委員長裁決により可決すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いいたします。

5 ○議長（土屋美恵子君） お諮りいたします。質疑。

（「質疑」と呼ぶ者あり）

6 ○議長（土屋美恵子君） これより質疑に入ります。

7 ○12番（内山さとこ君） ただいまの委員長報告に関して、1点確認をさせていただきますことがあります。

今年2月の総務委員会で行政報告が

あった際の武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案、この中で15の論点が示されて、様々な観点から検討がされているということが報告されました。その際、私は、請求要件の4分の1というのはハードルが高過ぎるのではないかという質問をしました。この骨子案の資料の中でいうと、「必要署名数32,000件は相当な数であり、制度の濫用防止となる水準でありつつ、他自治体における実例からも、実現が不可能な水準ではないという判断をしました。（巻末資料65ページ参照）」ということが載っているのです。それで、この巻末資料65ページを見ますと、他の地方自治法直接請求に基づく事例がありまして、3万2,000件を上回る例でいうと、新潟県の新潟市、長崎県の長崎市が署名総数として挙げられています。ただし、6万5,960の署名数の新潟市は人口が78万人を超えている。長崎市では3万4,364の署名を集めていますが、これも40万人を超えているという、そもそもの自治体の人口の規模が全く違うのです。この実現可能性、実現不可能な水準ではないということの根拠としてどのような議論があったのか、なかったのか。なかったとすれば、きちんとこの根拠をお示しいただくよう行政のほうに答弁を促していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

ちなみに、本市の過去の事例を見ますと、平成6年に市民参加条例を求めた署名数が6,672件、また、平成23年の東京都への直接請求である、みんなで決めよう「原発」国民投票、いわゆる「原発」都民投票ですが、これは全都的に街頭活動が展開され、私も街頭活動に参加しましたが、2か月間で必要な署名数は34万7,000件が全都では集まりました。しかし、本市の署名数は、無効票も含めて6,567件でした。3万件を超える署名数を集めなければ住民投票の請求ができないという、これはやはり、あまりにもハードルが高いというふうに考えざるを得ないのですが、ぜひ具体的な御回答をお願いしたいと思います。

8 ○総務委員長（深沢達也君） ただいまの4分の1についての根拠、さらなる根拠ということだと思います。これについては、総務委員会の審査の中ではそこまでの質問はなかったのです。先ほど委員長報告で報告しましたとおりの、2か月ということまで可能と考えるという

答弁で一たびその質疑応答は終止をしております。それ以上はなかったもので、私のほうからお願いしたいのは、執行部のほうで答えられると思いますので、その点、答弁をお願いしたいと思います。以上です。

9 ○行政経営担当部長（河戸直也君） 署名数の実績についての御質問でございます。参考にいたしました事例としては、鳥取県鳥取市におきまして平成23年に有権者数約15万8,000人に対して約5万4,000件の署名を集めた事例、広島県尾道市におきまして平成27年に有権者数約11万8,000人に対して約2万5,000件を、どちらも1か月の期間のうちに集めたという事例がございますので、こういった点から参考にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

10 ○12番（内山さとこ君） ありがとうございます。ただいまの理事者側の答弁で鳥取県のお話がありましたが、私が参照しています骨子案の資料の一覧表にはなかったかと思うのですが、実績としてそのような事例もあるということは理解いたしました。ただし、先ほど御紹介したように、「原発」都民投票についても、2か月間で本市の署名数は6,000票余りということで、市民の方々からは、これは実質的に住民投票を封印してしまいかねないハードルの高さではないかというふうな御意見も寄せられておりますので、確認のため、質疑させていただきました。様々な検討があったことは承知しておりますけれども、できれば今後、例えば合併協議会に関わる請求要件の6分の1ですとか、さらに検討を重ね、要件を緩和していく方向での議論も進めていただくように、これは要望としておきます。

以上です。

11 ○22番（山本ひとみ君） それでは、ただいまの総務委員会の委員長報告に対して、3点の質問をしたいと思えます。

私も、総務委員会の質疑はこの場でずっと聞いておりまして、明確で分かりやすい答弁があったというふうに理解をしております。それで、今日の質問というのは、私は会派に属していませんし、その場での質問がなかったもので、3点質問をして、質疑がない場合には行政のほうから答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1点目になります。まず、外国籍の住民の集う場、新しい交流の場ということなのですけれども、今回の条例の中で一番争点になっているのが、いわゆる外国籍の住民と日本人が、国籍によらず、住民投票については3か月間武蔵野市の住民登録をして18歳以上であれば資格があるという点が争点ですが、これは大変優れた内容だというふうに私は高く評価をしております。そのためにも、既に様々な取組をされておりますが、外国籍の住民が集ったり、新しい交流の場というのは、例えば、地域で公共施設などを使って、食事などは難しくても、話を聞いてみるとか交流するとかという場を広げていただきたいと思います。これをこの条例の裾野を広げていくことになるのではと考えております。この質問があったかどうかということが1点目でございます。

2点目は、これも投票資格の問題なのですけれども、私は日本の国籍がある人と外国籍の方に関して同じ条件がいいというふうに申し上げましたが、反対をしたり疑問に思う人の中に、例えば旅行によって日本に来た人は住民票が取れるのかというような質問をする方が何人かいらしたのですけれども、こうした方が武蔵野市に来られたら、住民票を取る手続きがどうなるのかということを知りたいと思います。私自身は、これまでいろいろ調べたり、話も伺いまして、外国籍の方が日本に来られた場合に今の法律で在留資格を認められる、そういう適用状況がないと中長期の滞在はできないということについてはとてもよく考えられていると思います。質問としては、そういった旅行によって日本に来た人がどのような形で住民票が取れるか、取れないかということに対して見解を伺いたいと思います。

3点目です。武蔵野市の条例案と同じ内容で、神奈川県の子市や大阪府の豊中市に関して条例が既にできておりますが、ここで外国籍の方が増えたというような状況にはなっていないというお話も総務委員会でございました。そこで質問したいのは、制定したときの議決の状況です。もし分かれば、全会一致だったのか、何か修正があったのか、そういうことについて質問をしたいと思っております。

この3点なのですけど、総務委員会で質問がなければ、行政からの答弁をお願いしたいと思います。

12 ○総務委員長（深沢達也君） 1点目については、確かに今おっしゃった質問どおりの質問はありませんでした。ただ、それに関連するような質問はあり、先ほど委員長報告で申し上げましたとおり、武蔵野市において、国籍に関係なく、同じ住民としてこのまちで暮らしていくために、市として最大の取組を行っていくことについてどう考えるかと。これに対して先ほど申し上げたような答弁があったということの質疑応答はございましたが、交流の場、なおかつ、そういったものは、本条例が仮に可決された場合のことを言っているのでしょうか、それを広げていくに足るのではないかと、こういうことについては、委員会においては質疑がございませんでしたので、もし執行部のほうで答弁ができるようだったらお願いしたいと思います。

2点目の資格の問題、住民票の問題、それから、3点目の逗子市等の議決の状況ということで、これは2点目も3点目もそのとおりの質問は全くございませんでしたので、もし執行部のほうで答弁ができるようでしたら、お願いします。以上です。

13 ○市民部長兼交流事業担当部長（田川良太君） 御質問にありました2点、1番目と2番目について私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、まさに外国籍の方が集う場というか、そういったものに関しましてはもう既に武蔵野市でも随分広く行われているところでございます。第六期長期計画において、多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人が共に理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図っていくと掲げられておりますとおり、特に武蔵野市の国際交流協会を通じた活動ということで、武蔵野市の中の公共施設、例えばスイングであったりとか、プレイスであったりとか、場合によっては公立の学校等を活用いたしまして、交流の事業を実施しているというところでございます。それがまず第1点でございます。

2点目のところでございます。議員がおっしゃられたところでいうと、旅行者というふうなところのカテゴリーに

なるかと思えます。旅行の場合には、短期滞在ということになりますので、通常90日以内の滞在しか認められておりませんので、住民基本台帳法による住民登録というのはいけないということになりますので、旅行者に関しましては住民登録できないということで御理解いただければと思います。

以上です。

14 ○行政経営担当部長（河戸直也君）  
3点目の逗子市、豊中市の状況についてでございます。両市にヒアリングを行いましたところ、逗子市では、条例制定の議論において、外国籍住民を投票資格者に含めることについて市民からの反対意見はなく、議会でも直接的な議論になっていないということでした。また、豊中市におきましては、パブリックコメント実施時点の案では在留期間の要件を設ける案でありましたが、もう少し条件を緩和してはどうかという意見が多く、3か月という要件に緩和したと聞いているところでございます。両市とも、条例制定後に外国人人口が急激に増えたという事実はないと伺っているところでございます。

以上でございます。

15 ○22番（山本ひとみ君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。それぞれ分かりやすい答弁だったと思います。

1点目なのですけれども、既に国際交流協会等でこういう外国籍住民が集う場というのをやっているというお話で、それは私も一定理解をしております、以前スイングでやっていたお祭りとか、秋にやっていますよね、そういうところに行ったこともございます。大変ためになって、しかも楽しいお祭りだったと思いますけど、同じことが今できるとは思えないのですが、例えば、私としては、スイングだけではなくて、コミセンを活用したり、その他の施設などで、外国籍の方。今だったら、もちろん在日コリアンの方もいらっしゃいますけれども、ネパールの人だったり、イスラムだったり、いろいろな方がいらっしゃるし、中には自分の生まれたルーツがある国で困難があつて来た方もいらっしゃると思うのです。ですので、私の希望としては、やはり今よりも違う場所でお話を聞いたり交流を深めたりということが、これから日本も外国の方の様々な力

や知恵をお借りして社会を運営していくということが必要だと思っておりますので、それができるかどうか御検討いただくしかないと思いますけれども、そのことについてもう一度お答えをいただけたらと思います。

2点目の問題についても、これも大変明瞭な御答弁だったと思います。旅行によって日本に来た人というのは短期滞在なので、90日以内であるということですので、旅行によって来た人が滞在資格を変えて、違う形で、技能実習生になるとか、留学をするとか、そこで住んで働いていこうとか、いろいろ状況が変わることもあると思うのですが、その場合はまた違う形で在留資格を取るということでよろしいのかどうか、この点を、すみませんが、再度伺いたいと思います。

3点目の、武蔵野市の外国籍住民と日本人に同じ条件で住民投票の資格を付与する内容の条例案が豊中市と逗子市にあるということについてお話を伺ったところ、これも大変明確だったと私は思います。逗子市に関しては市民からの反対意見がなかったということと、それから、豊中市に関してはもっと外国籍の方の要件を緩和したというような、そういういきさつがあったということで、私としては、その住民の人たちが、外国籍の方と日本国籍の方がより融合して、力を合わせて、支え合って生きていく社会をつくっていくという気持ちをお持ちだったのだなというふうに評価をしたところでございます。

そういう意味で、質問は1点目と2点目なのですけれども、お答えをいただけたら大変ありがたいと思います。

16 ○市民部長兼交流事業担当部長（田川良太君）  
まず、多くの場所でということで、これはいろいろな形で、ちょうど今、交流のほうでは多文化共生プランというのを来年度の策定に向けて検討しているというところもございます。そういったところも含めて、何ができるのか、どういった場所で行えるのか、そこら辺は研究していきたいというふうに思っております。

それと、2点目の御質問の部分ですけれども、在留資格に関しましては、当初入られたときの資格ではなくて、別の資格に変わるということは当然考えられるところでございます。そういった場合

には、例えば、別の資格で在留資格を得られた方が住民登録を求められて住民登録をするというようなケースはあり得るかというふうに思っております。

以上でございます。

17 ○議 長（土屋美恵子君） 質疑を終局し、討論に入ります。

（1 番 道場ひでのり君 登壇）（拍手）

18 ○1 番（道場ひでのり君） 自由民主・市民クラブを代表いたしまして、議案第52号 武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例、議案第53号 武蔵野市住民投票条例、委員長報告の賛成、採択に対し、反対の立場から討論いたします。

先週13日の総務委員会は、住民投票という重要案件もあり、朝10時から深夜12時近くにも及ぶ長い委員会となった。各委員が、事前調査研究を進めての議論、確認を、行政としっかりと進める作業が進んだ。真剣に質疑をする委員、誠実に答弁をする担当職員。意見、見解の一致、不一致があったが、その作業過程自体は実に貴い作業であった。担当職員においては、今回、条例議案における重要事項に対し、合憲性や違憲性の見解にも及ぶ深い言及、そして、たとえ見解の違いがあっても、相互の解釈、意見の確認にも至ることができ、その精勤さには感謝をするところである。新しい条例、ましてや前例も少ない内容であるため、当然のことながら、慎重さは必須である。我々委員も、相当の事前研究、調査が求められることは自明であった。

今回の住民投票条例、第4回定例会に議案として上がるまでの大まかな流れは、以下のとおりであった。武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案が令和3年2月、その素案が令和3年8月、そしてその素案に対する意見集約は、意見募集期間として令和3年8月17日火曜日から9月3日金曜日までの18日間、意見交換会は令和3年8月29日日曜日、芸能劇場で行われた。参加者は10名であった。なお、意見交換会は骨子案に対しても行われている。日時は令和3年3月7日日曜日、かたらいの道市民スペースで行われた。参加者は3名、うち市議会議員が2名、市民は1人ということである。なお、どちらも緊急事態宣言中であった。

この条例議案、多くの論点があるのだが、我が会派が一貫して最重要事項と

して捉えていたのは、外国人の方々に対する投票権の在り方であった。令和3年8月の素案に対しての会派意見は、住民投票を行うに当たって、そこに有権者以外の投票資格者を求めるのはダブルスタンダードとなると、外国人の方々に対する投票権の在り方をしっかりと訴えさせていただいた。しかしながら、今回議案として提出された住民投票条例には、「住民投票の投票資格者」として、第5条、住民投票の投票権を有する者は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者または定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日から引き続き3か月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されているものとする」とあるが、これは我々会派が意見として再検討を要請した内容には全く配慮がされていないものである。最重要事項において、いささかの調整も最終的にはないということであった。

条例議案の内容に関し、主な論点を整理すると、「投票結果の尊重」として、第33条、住民投票の結果を尊重するに関し、さきの代表質問に対する市長の答弁に言及し、二者択一を住民に問うという重い審判であっても少数意見を留保するとおっしゃった意見の見解について、また、自治基本条例逐条解説抜粋第19条趣旨説明にある、投票の結果については市長及び議会は尊重するという規定、また、住民投票の結果には実質的な拘束が生まれるという内容に関し、逐条解説を見直したいとする市長発言があり、この不可逆的意義について、これら2点について説明を求めたが、相互理解には至らなかった。

自治基本条例の逐条解説を後になって見直すということは、自治基本条例自体に瑕疵があるということになり、自治基本条例自体を見直す必要があるのではないかと、さらに指摘させていただいた。

「自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項」として、第4条にある重要事項として認める判断主体者について、市長との答弁をいただいたが、そこには問題点を指摘させていただいた。例えば、市長の施政方針にある、原発に頼らない社会や核兵器禁止条約についての言及は、政府のエネルギー政策や安全保障、外交問題に関わる案件であり、それに住民意思として明確に表明しようとする場合に当てはめれば、結局

はそれらは住民投票が広義の参政権となると指摘させていただいた。

「代表者証明書の交付等」として、第8条第2項にある重要事項の確認主体者は、市長とのことであるが、確認を拒否する場合、市長の取捨選択が可能となり、危険な問題ではないかと指摘させていただいた。

「実施の決定」として、第16条第2項にある選挙管理委員会への委任に関しては、地方自治法第186条、選挙管理委員会は法律またはこれに基づく政令の定めるところにより当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するとあり、選挙管理委員会は住民投票を受けられるのかと指摘したが、市長からの委任の説明はあったが、選挙管理委員会の受諾は確認が取れなかった。

そして、肝腎な外国人の方々に対するの投票権に関し、「住民投票の投票資格者」として、第5条には、合理性のある立法事実の視点、そして判例からの立法裁量の考え方に言及した。憲法第15条第1項の国民固有の権利、また、憲法第92条以降の4条に関わり、地方自治の本旨も踏まえた上で、平成7年2月28日の最高裁の参政権に関する判断である「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」を言及し、「永住者等であって」、また、「特段に緊密な関係を持つ」という表現、また、「外国人のうちでも」という以降の者の限定を意味する点を指摘させていただいた。また、平成14年9月27日、最高裁上告棄却の名古屋高裁における住民投票権に対する判断である「我が国に在留する外国人であって、特別永住者等その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する公共的事務の処理に反映させるべく、条例をもって、地方公共団体の区域内における住民投票等の意思決定手続

過程に参加する措置を講ずることまで憲法上禁止されているものとまでは解されない。しかしながら、このような措置を講ずるかどうかは地方公共団体の立法政策に関わる事柄であって、憲法上このような措置を講ずべきことを命じているものと解することはできない」を言及し、ここでも「特別永住者等」、また、「特段に緊密な関係を持つ」の表現、そして「我が国に在留する外国人であって」という、これも以降を限定する前提表現と指摘させていただいた。これらに対しては、どちらも永住者、特別永住者に対する判例であり、該当しないと、まさに御飯論法とも取れる説明であった。

また、我々が調査した衆議院法制局からの情報に関しては、本市を案件とした回答ではないとのことの説明があったが、我々は一般論としての外国人への権限を調査し、その中で前述の平成7年2月28日の最高裁判断が示され、特段に緊密な関係という表現から、慎重に検討すべきと説明を受けて、一般論としても十分な論理性があるのは明白である。

これら、平成7年2月28日、平成14年9月27日の最高裁の判断、また、憲法第15条第1項、国民固有の権利、第92条以降の4条における地方自治の本旨を踏まえれば、おのずと外国人に対しての住民投票権に関しては一定の基準が必要と思われる。決して排除や差別ではなく、一定基準の区別である。条例議案においても、これだけものの論点があり、見解の相違が見られた。

そして、今ここにおいては、さらに大前提的な問題として、市民周知がある。意見交換会、実行はした。だが、有効と成立していないのではないか。だから今、こんな混乱になっている。市長が、代表質問の答弁で、ここまで市民が知らないとは思わなかったとの感想があった。ならば、もっとやるべきではないか。コロナ禍、慌てることなく、じっくり話し合うべきだ。

そして、自治基本条例自体に違反するのではないか。「基本原則」、第3条、市民自治の推進は、市が、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができることを旨として行われるものとする。「知る権利の保障」、第9条、市は、市民の市政への

参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。「情報公開」、第10条、市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。「説明責任」、第12条、市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。これらを遵守した状態であるのか。

様々な活動が起こり、まちが揺れている。しっかりとした市民周知、市民参加があれば、こういう事態は避けられたのではないだろうか。やはりコロナ禍では周知は難しかったと思う。市長、あなたは、街頭演説、そして施政方針でも、対話が大事だとおっしゃっている。このような重要案件、一旦、市民周知、そして意見を酌み取るテーブルに戻し、議会でもさらに議論を深めるべきではないか。決して少数差で決するようなことなく、議会も全会一致で送り出せるような完成度の高い条例制定を切に願うところである。

以上をもって反対討論とする。

なお、以降の陳情、陳受3第19号 住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情に対しては、前述同趣旨をもって、不採択とする委員長報告に反対とする。

以上。

19 ○議長（土屋美恵子君） 傍聴者の方、拍手はおやめください。

（4番 桜井夏来君 登壇）（拍手）

20 ○4番（桜井夏来君） 4番、会派に属さない議員の桜井夏来です。ただいま議題となっております武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例、並びに武蔵野市住民投票条例に関しまして、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

そもそも、この住民投票条例は、昨年3月に本市議会において全会一致で可決され、同4月1日より施行されている武蔵野市自治基本条例の中に盛り込まれた住民投票制度の具体的なルールを定めるものです。この条例なしでは自治基本条例自体も完全な形での運用ができないことから、早急な制定が求められ

ておりました。こうした事情もありまして、市では、コロナ禍の困難な状況の下にもかかわらず、2回にわたるパブリックコメントの募集、複数回の市民意見交換会、同じく複数回の市議会各会派及び市職員からの意見聴取、そして2,000名規模の無作為抽出アンケートと、通常の条例制定以上に丁寧かつ精力的な意見聴取に努めた上で、今定例会への条例案の上程を行っております。上程を受けた議会の側でも、市民的な関心の高まりに応えるために、先日13日の総務委員会では8時間近くに及ぶ長い丁寧な議論が行われました。その内容はさきの委員長の報告のとおりでありますけれども、この議論における市の答弁はいずれも論理的かつ明瞭であり、市が、過去の判例や、あるいは他市の状況を十分に調査した上でこの条例の検討を進めてきたことを明らかにするものであったと感じております。

こうした市の答弁、また、委員の質疑を通じて、本条例案に対して寄せられていた一通りの論点や疑問点に関して十分に議論が行われ、市民の不安を払拭するに至っているのではないかと評価をいたしております。しかし、その一方で、反対の立場から展開されていた議論が、一連の市の答弁によって論拠を失ったにもかかわらず、その後もただ反対のための反対が続けられるという、非建設的な場面も見られました。このことは、反対の立場から質問を行った委員の方々が、発展的な議論を続けられず、これ以上は平行線だからと言って自ら議論を打ち切らざるを得なかったことから明白であるというふうに考えます。こうした状況を見れば、本条例への審議が尽くされておらず、市民の理解も十分でないことから可決すべきでないという意見は、実態に即したものとは言えないと考えます。そうした声の本意は、有効な論理的反論ができなくなってしまったので、取りあえず時間稼ぎの先延ばしをしたいということにすぎないのではないかと推察され、議会としての責任ある態度とは到底言えないと強く感じている次第です。

冒頭にも述べましたとおり、住民投票条例を制定すること自体は、去年の自治基本条例の成立時に全議員、全会派の合意によって確認がなされているわけですから、今、市が提出している条例案

に反対の立場で討論される方々も、反対のための反対、あるいは引き延ばしのための反対ではなくて、住民投票条例をよりよいものにするための建設的な議論を展開していただく責務があるということ強く訴えたいと思います。

以上、この一連の討論自体が住民投票条例並びに武蔵野市の市民自治の在り方への理解を深め、そのさらなる前進につながるものとなることを期待して、私からの賛成討論とさせていただきます。

以上です。

21 ○議 長（土屋美恵子君） 傍聴の方、拍手はおやめください。

（7 番 本多夏帆君 登壇）（拍手）

22 ○7 番（本多夏帆君） この1か月、ひたすら、市民の方々、全国の方々からの意見を聴いてきました。私たちは、中立の会派として、右でも左でもない市民の声を代弁することを念頭に、今回の条例案に反対します。この15分はどうか私たちの話を聞いてください。

私たちが考える主な問題点は3つです。

第1に、住民投票制度そのものについての市民理解が得られていないことです。住民投票制度というものは、議会が機能不全に陥っている際により有効とされる、民主主義における手法の一つです。この前提がある中で制度設計を行っていくことが求められますが、今、ちまたで議論されていることは、外国人を含めるか否か、この点ばかりです。この点については右左で考えがきっぱりと分かれている様相ですが、本来議論されなくてはならないのは制度全体の設計であり、また、本来の目的を達成するためによりよい内容とすることが求められますが、現段階において、そこまでの議論を行うことはできていないに等しいと思います。また、市長は先日の答弁において、住民投票制度がここまで知られていないとは思わなかった、成立後に周知広報を徹底したいという趣旨の発言をされていましたが、周知広報するのは制度成立後ではなく前と、私たちは考えます。

第2に、この条例の制定過程において、リスクマネジメントが不足している点です。私たちの会派は、第六期長期計画の流れから、今回外国人を含めることについて否定するものではないという

考えをベースに、3月の骨子案から市民の動向を見てきました。3月、8月と、どちらの市民意見交換会にも参加した唯一の議員が私ですが、この要件が設定された経緯は、これまでの武蔵野市が市民を広く取る定義づけを行ってきており、そのことから導き出した答えであると想像しています。その点については第六期長期計画や自治基本条例の議論からの経緯があり、その中での市民参加においても丁寧に議論してきた方々が存在することは事実です。そうした活動をされてきた市民の方々や、向き合ってきた市の職員に対し、感謝と敬意を表します。

その一方で、本来リスクマネジメントとして考えるべきは、市側の説明にあるように、「特定の意図を持った集団」であり、それは日本人であっても外国人であっても変わりません。何か悪いことをする人は国籍など関係なく、その個人が悪い、それだけです。民主主義において実際に不正の歴史はあり、それに対してどこまでリスクマネジメントを行うことができるか、それを踏まえた条例の中身と規則が求められます。このことは3月からの議員に対する意見募集においても何度も申し上げてきたことですが、今のところ、私たちの意見による修正や対応はなく、細かいことは制定後にとされていると思います。しかし、これだけ思想により意見が真っ二つに分かれる提案をする中で、どちらかに寄せた内容を設定するのであれば、それこそバランスを取る、あるいはリスクヘッジをし、完全なる納得は得られなくてもこれだけはやりましたと説明する責任があると思います。ここが今回の案の実現可能性を最も損ねてしまった部分ではないでしょうか。そもそも市民の定義を広く取ったのですから、その広い市民に対し、複数のやり方を組み合わせても、公平に意見を発する機会をつくるのが本来の目的から求められることであり、この住民投票制度で国籍だけがクローズアップされてしまったのは、公平性を担保する全体的な提案がなく、リスクへの対策不足が原因として大きいと思います。

第3に、政策目的と手段、プロセスの妥当性、そして優先順位です。この制度は何のために制定するのでしょうか。本来の目的は、市民自治の推進です。今、

武蔵野市が抱えている市民自治の課題については、第六期長期計画でこのように述べられています。引用します。「本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、活発な市民参加と協働の取組みにより支えられてきたが、参加する市民の固定化に伴い、市民参加の裾野の拡大が課題となっている。高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取組みを推進していく」。引用を終わります。この内容に沿い、一つ一つ計画的に施策を打ち出していくことは理解できます。しかし、そもそも課題となっている「参加する市民の固定化」の部分、これを打開することなく施策を打っていったら、どうなると思いますか。今がその答えではないのでしょうか。計画などの策定委員会のメンバーは有識者を含め同じ方ばかりになっていませんか、市民意見交換会や意見募集は多様な方が参加できるようにしていますかなどと、私たちはこの2年半繰り返しお伝えをしてきました。

そして、プロセスにおいて、計画にのっとり事業を行っていく中で、コロナ禍では事業の見直しなども多数行われてきました。そうした有事の際に見直しをすることは大変大切ですが、こうした制度を制定するに当たり、途中で様々な意見が出てきたときにどこかで立ち止まることはできないのでしょうか。私は2回とも意見交換会に参加しましたが、立ち止まることができたなら、それは8月の意見交換会だったかなというふうに考えています。参加者は10名と少なかったものの、賛否両論、そして、なぜ今なのかという優先順位を問う意見は出ていました。これはその後のパブリックコメントにおいても、言うならば当初3月の意見募集や無作為抽出アンケートでも反対意見が出ていたのは事実です。多様な意見が出てきたときにそのまま突き進むことが本当に望ましいのか、今回のことで分かったと思いますし、分かってほしいです。これは先日の吉祥寺東部まちづくりの件でも起きたことで、市民とのコミュニケーションが

不足した結果生じるのは、まちの中における分断です。こんなことを市民は望んでいません。

市民の方の中には、自分は反対だけれども、きちんと議論した上で賛成に決まるならそれでもいいという意見や、今回クローズアップされることになってしまった外国にルーツを持つ方々にも様々な考えがあること、また、中学生からも、自分たちは何も知らされていない、議論に加わりたいという声などをもらいました。一方で、話を聞いてほしいという中で、対話にならないケースも多数ありました。最もよくないのは、ずっと話題になっていますが、ヘイトスピーチです。「ヘイトスピーチ 許さない！」のポスターが庁内にあるので、ホームページを見てみると、民主主義社会とヘイトスピーチという、分かりやすいコラムがありました。例えば、生徒会で役員を選ぶといったとき、以下引用ですが、「もし意見の対立する相手方やグループに対し、一方的にクラスから排除することを主張したり、危害を加えるようなことを言って脅したり、著しく見下すような悪口を言うなどして、その人格を攻撃するという人が出てきたとしたら、どのような事態が生じるのでしょうか。個々の児童や生徒の人格や尊厳が深く傷つけられ、場合によっては、非難の応酬や、あるいは沈黙が生まれ、クラスの中に回復し難い分断が生じてしまい、正常な議論や討論はできなくなることでしょう。(中略)選挙運動の自由や、表現の自由という大切な権利も、その使い方を誤ると、その基となる民主主義それ自体を壊しかねず、そうなれば、表現の自由の行使それ自体が危ぶまれる事態につながりかねません」。引用を終わります。このことは、考えを伝え合う中で、守らなくてはいけない大切な一線です。この間議論する中で、一人一人がこのことを全うできていたのでしょうか。

さて、法的な解釈論において、時の判断を下すのは裁判所です。今回の説明の中で、合理性という言葉が散見されましたが、こうした解釈を生む言葉は、結局のところ、意見を一つにまとめることはできません。法解釈は論が立てば成り立つのですから、ある意味、自由です。それぞれが考え、それぞれの結論を導き出すものです。市もそうしたわけですが、賛成派も反対派もそれぞれの論を立て

ました。このことについて互いに論戦をすることはすばらしいことですが、相手に対して裁定を下すのは自分ではない。論が成り立っているなら、それは互いに尊重すべきものです。時の判断と言いましたが、裁判も多数決、政治もこうして多数決です。正解は分からない。絶対はない。だからこそ対話が必要で、どのような前提条件に立っているのか、どのような背景なのか、そんなに単純な話ではないと思っています。今回はあまりに論点が単純化され、自分とは異なる考えを否定するということが目的化されてしまったように感じ、とても残念に思っています。

中立派の会派として、これまで市長の提案であるパートナーシップ制度や子どもの医療費助成の拡大など賛成をしてきました。それは、そのことがまちの中でポジティブな機運の醸成につながると考えたからです。しかし、今回の案と今の状況でこれを可決することによって、武蔵野市が目指す多様性を認め合うまちづくりが推進されるとは思えません。また、自分が推進したい案なら手続論は甘く、反対したい案なら厳しくという姿勢は一貫性がないことから、この決断へと至りました。この条例案が通らなかつたらどうなるのですかと、以前に職員の方に聞いたことがあります。私たちはこの制定過程を見守ってきた立場から、反対という意思を表明することは大変苦しいことであり、合意形成をしていくことについて、自分たちにも非がないとは言えないと思っています。それでも今回勇気を持って、初めてブレーキを踏むことを決めました。そこには、職員の方の、もしこれが駄目になってもまたきちんとやり直すだけですという、強い、頼もしい言葉があったからです。私たちもまた一緒に頑張らせていただきたいと心から思っています。

最後にお願ひがあります。市民を含む全国の皆さん、そしてメディアの皆様へ。今回、武蔵野市のこの条例の結論を見て、外国人の部分だけを取り上げて争点にしないでください。条例案を検討するということは、その1点だけで結論づけられるものではなく、様々な視点によって結論が導かれます。各議員の出した結論には、このようにそれぞれ理由があります。そこをぜひ捉えて今後も議論をしていただきたいです。

そして、市民の皆様へ。これで終わりにしないでください。今回特に御意見をいただく中で気になっていたのは、これまでは市に全てお任せをしてきたが今回は意見を言いたい、特に、ちょっと待ってという声が多かったことです。私たちは、今回市政に興味を持ったという方々と武蔵野市のつながりを失いたくない、そう思ったことからこの結論を選びました。信頼して任せる、確かにそれも大切なことです。しかし、この地域の投票率を見ても40%台、多くの方が市政に対してあまり関心を寄せられていないように見受けられます。そういった状況の中で、市役所の方々も、そしてこれまで地域で活動されてきた方々も、一生懸命にやられていることは事実だと私たちは思っています。市政というのは、市民のためのものです。できる限り多くの市民が関わっていかなくては、議論は充実していきません。暮らしの中で余力があるようであればぜひ関わっていただきたいですし、そうでなくても、まず情報を受け取ること、そして対話をするために、市民の声を聴き、このまちの未来を考えるために、議員がまちの中に26人います。政治の話はタブーではありません。自分たちが暮らす目の前の、足元の話です。ぜひこれからも関わっていただきますようお願いして、本条例案に対し、反対の討論といたします。

なお、関連する次の陳情につきましては、私たちが前述したように、外国人を含む要件については否定するものではなく、もっと議論したいというふうに考えることから、前提となる部分で多少異なる考えを持っていますが、趣旨として本条例案を再検討するという部分には賛同するため、採択の立場を取りますことを併せて申し上げておきます。

以上です。

(11番 落合勝利君 登壇)(拍手)  
23 ○11番(落合勝利君) それでは、ただいま議題となっております議案第52号 武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例、議案第53号 武蔵野市住民投票条例の委員長報告に反対の立場から討論いたします。

今議会で提案されました住民投票条例につきましては、代表質問でも取り上げさせていただいたとおり、なぜこのタイミングでの提案になったのか、理解に苦しむと述べさせていただきました。昨

年4月に自治基本条例が施行され、その中で住民投票条例が位置づけられたことには賛成もしておりますし、その後、住民投票条例の策定に向けて努力されてきたことについては理解をしています。しかしながら、昨年来のコロナ禍によって、一番重要な、市民に対する理解を得る作業は大変に困難であったと受け止めております。決算委員会でも議論させていただきましたが、昨年は自治基本条例の理解を深めるシンポジウムなども予定されておりましたが、コロナ禍によって代替の事業となりました。本来であれば、市民参加の重要な柱である住民投票制度をこうした場において説明をし、御意見をいただきながら理解を深めるべきであったろうと考えると、大変に残念に思えてなりません。

市民周知という面から申し上げれば、動画の作成や無作為抽出のアンケートの実施もされ、こうした努力は評価できるものと考えています。しかし、市民理解がどれだけ深まったのかという面からは、やはり不十分であったと言わざるを得ません。市長からは、条例制定後に丁寧な説明を行うという趣旨の御答弁がありましたが、市民にとって重要な制度となる本条例を先に決めて、後で説明するというのは、進め方としていかがなものでしょうか。そうした観点から質疑もさせていただきましたが、やはり拙速さを払拭するには至りませんでした。

条例案の中身についてですが、総務委員会の場でも何点か懸念される点を申し上げました。1点目は、外国籍市民の投票権についてであります。私ども公明党の基本的なスタンスとして、住民投票権とは直接関わるものではありませんが、外国籍市民の地方参政権を認めることを主張してまいりました。ただし、様々な課題があることを認識する中、永住外国人への付与という一定の要件を示した上で、広く国民の理解を得ていく取組を重視しております。今回の住民投票権の外国人に対する要件については一定の理解をするところですが、やはり市民の理解が深まっていないものと受け止めています。内外の賛否に対する声も、参政権の付与と混同しており、この点の裏づけになっているものと考えます。

2点目は、武蔵野市の権限に属さない事項のただし書部分であります。この

条項については、説明を伺う限り、住民の意思を明確にしようとするとの趣旨は分かりますが、解釈の幅が広く受け取られかねないのではないのでしょうか。

また、3点目に、市政に関する重要事項についても、市長の権限で住民の意思を確認するかどうかの決定がなされるように解釈できてしまう点も大きな懸念であります。これらの懸念される点についても、前段でも申し上げたとおり、多くの市民の理解に至っておりません。賛否はともかく、まずは本市の市民参加の在り方を理解していただき、その柱である住民投票制度を理解していただくことが大切であります。そうした観点から、いましばらくの時間が必要、今議会での制定は時期尚早であると判断しましたことを申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

24 ○議 長（土屋美恵子君） お静かにお願いいたします。

（12番 内山さところ君 登壇）（拍手）

25 ○12番（内山さところ君） 新型コロナウイルスの陽性者数がやや鎮静化し、ようやく日常の市民生活を取り戻すことができつつあったこの11月中旬、この武蔵野で別の流行病のような騒ぎがにわかに広がり始めました。黒塗りの街宣車が朝から大音量で住宅街を走り回り、そして、吉祥寺駅をはじめ、まちなかで、また、SNS上で、外国籍住民を排除するような言説を振りまく示威行動が繰り返され、もはや一武蔵野市の住民投票条例の問題ではなくなりました。それは先ほどワクワクはたらくの本多夏帆議員が指摘されたことでもあります。一体誰が何のために、本当の目的は一体何なのでしょう。

多様性を認め合い、尊重し合う平和な社会の構築を目指してきたはずの武蔵野市が、目指す方向とは真逆の対立や分断の火種となってしまったことは、武蔵野市議会の一員として痛恨の極みです。本市に関わりのある外国籍市民の方々、そして、日本各地のコミュニティで国籍にかかわらず交流・生活しているの方々、さらにもっと言えば、海の向こうでは外国人として扱われ生活している日本ルーツの方々、どれほど不快な思いをされているか、不当な扱いをされているか、想像すると、暗たんたる思いになります。

武蔵野市の住民投票条例については、今年2月1日、総務委員会に骨子案について行政報告された際、1、条例の検討過程について、2、主要な論点と考え方について、3、パブリックコメントや市民意見交換会、市議会議員、職員からの意見募集について、そして、4、今後のスケジュールの説明がありました。他自治体の先行事例や根拠となる自治基本条例の検討過程の意見など、様々なデータを添えて、主要な論点をどのように検討してきたかを示す凝縮した内容でした。これは当時の与座委員も高く評価されていたと記憶しています。私も当時、総務委員として幾つか課題を指摘した中で、最も重要な点と考えたのは、先ほど質疑をした請求要件、必要署名数が投票資格者の4分の1という点です。残念ながら、この点は条例審査の中でも大きな争点にはなり得ませんでした。先ほど質疑させていただいたように、現状の人口に比しておよそ3万2,000筆というのはあまりにハードルが高いのではないかと、今年度予算の施政方針に対する代表質問でも指摘させていただいたところです。制度の濫用を防ぎ、外国籍市民というよりも、特定の集団が意図して投票結果に影響を与えることのないよう、請求要件、成立要件ともに高く設定することになりましたが、市民参加が進んだ、いつの日にか、この要件が緩和される日も来るであろうと思います。同じく、骨子案の段階で課題を指摘した、市長等の情報提供の際の中立性の保持は、努力規定から義務規定に見直していただきました。他自治体の事例を踏まえ、住民投票の成立、不成立にかかわらず、開票すると明文化したことも評価しています。なお、18歳以上とする年齢要件については引下げの意見もあるようですが、これは現在策定が進められている（仮称）子どもの権利条例の検討の過程で、子どもの意見表明権についての議論を十分に尽くしていただきたいと考えます。

さて、今回の条例提案で最大の関心と呼んだ外国籍住民の投票資格についての論点は、さきの議案審査が行われた総務委員会で、憲法との関係、最高裁判決との整合など、法的議論は尽くされたことが総務委員長長の報告でよく分かりました。すなわち、住民投票条例という投票とは、地方自治法、公職選挙法に基

づく長や議員など人を選ぶ選挙とは異なり、意思を表明するもの。つまり、参政権というよりも、憲法第16条の請願権に近いということ。さらに、最高裁判決で、これは道場委員が引用していた最高裁判決でもありますが、基礎自治体の住民投票条例に関して在留外国人の参加は憲法上禁止されていないことなどが確認されました。今、道場委員もうなずいていらっしゃいます。この質疑での答弁に対して、永住外国人、特別永住外国人の方々が原告である裁判であったことから、最高裁判決にはそのような書き込みもございしますが、最高裁の判決は、基礎自治体の住民投票条例に関して、在留外国人の参加は憲法上禁止されていないということなのです。ぜひ所属政党の首相に倣って、答弁にも聞く耳を持っていただきたいというふうに私は思います。

言うまでもなく、本条例の根拠は昨年4月施行された武蔵野市自治基本条例にあります。同条例第2条で定めた市民の定義は、市内に住民登録のある人だけでなく、在学在勤も含む個人や団体とし、国籍について定めはありません。引き続き3か月以上在住すれば投票資格を得ることに否定的な意見の方は、では在留期間が何年ならよいのか、もしくは永住外国人ならよいのか。そうした具体的な提案があるのであれば、我々議会の委員会の審査の中で一部修正提案もあるのではないかと、議論の行方を注視しておりましたが、そのような提案には至りませんでした。外国籍住民にのみ在留要件などの要件を認めることには明確な合理性がないとした判断を否定することができなかったということではないのでしょうか。3か月住んだだけで武蔵野市のこと分かるのかというお気持ちは理解します。では、新たな土地に転居すれば、それは誰にでも当てはまることではないのでしょうか。国籍を問わず、在留期間を追加せざるを得なくなりはないのでしょうか。

本市では、どんなまちに暮らしたいか、将来像を描く基本構想・長期計画がスタートして、今年50年、半世紀を迎えました。市民参加、職員参加、議員参加が進められ、この策定過程は自治体の先駆けとして、武蔵野市方式と言われています。そうした歴史の中で、在住市民学者であった松下圭一さんが、自治体法務

の重要性を指摘し、武蔵野市の総務部には自治法務課が設けられています。今回の住民投票条例の検討過程では、まさにこの武蔵野市の歴史ある自治法務のスペシャリストが担当し、検討に検討を重ねてきました。今、日本では入管法の人権侵害の実態が問題となり、また、政府は、外国人労働者、技能実習生受入れの分野拡大をしようとしています。これからますます多文化共生、コミュニティのパートナーとしてまちづくりを進めていく文化の醸成が必要とされている、今まさにこの時期に、市民自治の武蔵野市と言われてきた、その名に恥じないよう、自治基本条例を根拠とし、常設型の住民投票制度という市民の権利を広げる仕組みを整えること、そして、将来の自治体の主権者、市民に、この多様性のあふれる市民自治の武蔵野のバトンをしっかりとつなげていきたいと思えます。

以上、委員長報告に賛成の討論とさせていただきます。

(22番 山本ひとみ君 登壇)(拍手)  
26 ○22番(山本ひとみ君) それでは、私は、会派に属さない議員、分かち合う経済・支え合う社会をつくる会、山本ひとみですが、委員長報告に賛成の立場で討論をしたいと思えます。まず制度の内容についてお話をし、それから取組や宣伝のこともお話をし、これまでの経過に対する評価を述べて、内容を討論し、最後に私の気持ちを伝えたいと思えます。

この住民投票条例の最大の争点は、投票資格を武蔵野市に3か月以上住む18歳以上の市民で、国籍によらないとしたことにあると思えます。先ほどの反対討論で、このことが中心になったというお話がありました。実は私も、住民投票の制度というのは国籍の問題だけでは全くない、しかし、国籍のことも重要な問題であると考えてきました。資格要件以外にも、誰がこのことに対して住民投票をすべきかという判断を最終的にするのか、そして、どれぐらいの署名が必要なのか、結果をどのように周知、広報するのか、様々なテーマがあると、今でも思えます。言わば、この面については特定の人から迫られたという点を私としては感じております。

では、内容に入りますが、私は、国籍によらない資格とした姿勢は、武蔵野市において、差別や排除をよしとしない、

多様性を認め、それを生かす開かれたまちづくりに貢献する、今、必要な方針であると高く評価をいたします。3か月が短いのではないかという意見もありました。しかし、これは国籍の問題ではありません。人それぞれ地方自治の関心や参加の度合い、あるいは言葉の問題というのは、それぞれ違いがあって当然です。ほかにも、この条例が常設型の住民投票を規定して、議会の議決を経ることなく住民投票が可能であるということは重要なことだと思います。長や議会が住民と意見を異にする場合もありますし、選挙と選挙の間に新しい事態が発生して、それに対して住民投票の形で意見表明をするということもあり得ます。実際に、直接請求で住民投票を訴えたこともありましたが、武蔵野市の例はかなり前ですけど、私はそれに賛成でしたが、議会で否決されました。また、他市でこうした直接請求で住民投票を要望した場合に議会で否決をされるということが実際に最近でもあるわけですから、常設型をつくっておくという意味は大変重要だと私は思います。そして、その後、住民投票の結果が実行されるかどうかというのは、まずは資格がある人の署名を全体の4分の1以上集め、そして住民投票を実施して、さらにその過半数を獲得し、その内容を議会が議決をして実行するという段取りになりますので、かなりハードルがある状況ではあります。

住民投票の対象となる重要事項についても、今日は様々に反対討論の中でお話があります。例えば、この条例の第4条、市政に関する重要事項は、「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする」とありまして、次の(1)に「武蔵野市の権限に属さない事項。ただし、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない」ということに対して市政に関する重要事項としないという、ネガティブリストとなっている条項もございまして、そして、この場合、行政がテーマとしなかった場合には救済措置とか反論ができる場が必要ですが、それはこの前の総務委員会の質疑の中で担当部長から、行政不服審査会であるということが明らかになりまして、これについて私も注目をしているところがあります。また、住民投票に関わる運動

に関して極力規制を少なくしたいという、そういう答弁もあったことも私は評価をしているところでございます。ですから、この条例は国籍の問題だけではなくて、全般的なテーマについてよく考えられた条例であると思います。

さて、私の取組のことについて申し上げたいのですが、外国籍の住民は、11月1日現在で、武蔵野市の人口14万8,142人のうち、約2%の3,098人となっています。身近なところでも、コンビニのレジや飲食店のサービス、介護、工事、解体の現場で働いているのを日常的に見てきた方が多いのではないのでしょうか。また、私は大人食堂でボランティアを何回かしましたが、外国籍住民の困難は新型コロナ災害の下でさらに深刻化していると感じました。働く場所や生活資金は細り、歯科治療やがん検診も難しくなっている方のお話を伺っています。また、宣伝としては、私はできる限り市民団体の住民投票条例賛成の宣伝に参加をし、私自身も11月20日から昨日まで、可能な限り宣伝をしてまいりました。そうした中で、12月19日には、オーストラリアから留学されてきた22歳の方と武蔵境駅の南口でお会いして、話ができました。この方は、武蔵野市の住民投票条例案を支持して、大変期待をしているということでした。ですから、外国籍住民は前よりも格段に身近な存在ですし、今後の日本社会を考えても、より人権を保障していく、そのことが大事だと思っています。入管体制や賃金等の労働条件も含めて見直しをして、人権尊重を政府もやっていただきたいと思っています。

さて、これまでの経過なのですが、これまでも、これまでの経過について、なぜこのタイミングなのかとか、拙速ではないかという意見がありますが、行政は市民参加の十分な手だてを講じてきたと思っています。私にとっても、この人権尊重や差別解消は極めて大きなテーマです。2019年4月の選挙では、私は、人権を尊重し、誰も排除しないまちづくりの中で、年齢、性別、国籍、性的指向、性自認、出自、障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が個性と人権を尊重されるまちをと訴えてきました。議会での審議といえば、邑上市長の時代から議会での検討が続けられ、2016年11月から2018年9月までは自治基本条例（仮称）に関する懇談会も開かれ、2020年3月にこの条

例が全会一致で可決をされました。私自身は、この自治基本条例に関する意見の中でも、常設型の住民投票制度を条例によって設置することを支持する、住民投票のできる市民には定住外国人も含むべきと考える、結果は成立しない場合でも公表すべきと考えると書きました。こうした意見は現在の住民投票条例案に盛り込まれていると考えています。そして、この住民投票条例案の骨子案、素案ともに、総務委員会での行政報告、パブリックコメント募集、職員や議員からの意見聴取などを経ています。

骨子案の主要な論点にも、投票資格者、外国籍住民の取扱いは明記をされておりました。私は、この骨子案に関しては、大きな反対の声があったということは聞いておりません。その後の市民からのアンケート調査も、意見のある人から聞くのではなくて、無作為抽出という方法で2,000名に送っていますが、これは法的にも十分な数とされており、ここで73.2%の市民が外国籍住民を投票資格に加えることに対して賛同したということは、極めて大切な、重い事実だと私は思います。何より、10月3日投開票の武蔵野市長選挙において、松下玲子候補のチラシには、常設型住民投票制度を確立しますとの文章があり、私自身も選挙カーで訴えました。あと2名の候補者の方のチラシに関しては、残念ながら、私が見るところ、こうした記載はありませんでした。ですので、11月の中旬に反対の声が突然大きくなったときに、そして市議会議員や元市議の方からも反対の声があったときには、私は大変唐突に感じたものです。

内容に関して申し上げますと、総務委員会においても質疑がありましたが、乗っ取られるというような意見がありましたけれども、一体誰が乗っ取るのか。3か月間、衣食住を保障して、そして住民参加の目的で引っ越して、どこに住むのか。こうした点は大変荒唐無稽だと言わざるを得ません。また、外国籍住民と日本人の住民投票資格を定めた大阪府豊中市、神奈川県逗子市でも、外国籍住民が増えて、乗っ取られたり、市政がゆがめられたということはありません。参政権の関係においては、衆議院の法制局の見解を自民党の国会議員の中で記した方がいますけれども、これはその方が自分の意見の補強のために法制局の見

解を利用したもので、間違った態度であり、衆議院の法制局は特定の見解に対する評価を表明する立場にはないということが今日も明確になったと私は思います。さらに、外国籍住民の権利に関しては、1995年の最高裁の判決についてもありましたが、この判決は地方参政権の付与が憲法上禁止されたものではないということの規定したものですので、これも再度申し上げておきたいと思えます。参政権は国会で法律によって決められる権利であり、ですから、幾つかの政党が地方参政権について検討したり、提案をしているわけです。住民投票制度は自治体で決定する、そういうことも確認をしておきたいと思えます。

最後に、政治家にとって、住民の声とどう向き合っていくかについて申し上げます。私のところにも、様々な意見がメールや電話やファクスやお手紙やはがきでありました。住民の中にはいろいろな気持ちがあると思えます。長く地域で頑張ってきた人も、それから、武蔵野に引っ越してきて3か月たって資格を得た方も、共に排除をしない姿勢が大切です。そして、入れる気持ちがあった場合には、その気持ちが差別や排外主義につながらないような発言や行動が必要であると私は思えます。ですから、様々な形で信頼関係を草の根の市民の中で広げていくということが極めて大事だと私は痛感をいたしました。この点で、ある団体の12月2日付の市政レポートで、子どもたちは大丈夫なのとか、治安は悪化しないのという意見を書いたレポートがありますけれども、そんなことはないと思います。条例可決によって治安が悪くなることは考えられませんし、私は、外国籍住民との触れ合いの場、実情を理解し得る場がさらに広がっていけばいいと思えます。この条例の成立で、武蔵野市が、多様性を生かし、寛容で自由な、誰をも排除しない開かれた社会を進めていくことにつながると考えまして、賛成の討論といたします。

27 ○議 長（土屋美恵子君） 先ほどから何度も申し上げますが、拍手はおやめください。傍聴者の方に再度申し上げます。お気持ちは分かりますけれども、拍手のほうは御遠慮ください。

（14番 藪原太郎君 登壇）（拍手）

28 ○14番（藪原太郎君） それでは、立憲民主ネットを代表して、議案第

52号 武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例、議案第53号 武蔵野市住民投票条例について、委員長報告に賛成、両議案に賛成の立場で討論を行います。

このたびの議案上程に当たり、市内では、その賛否をめぐった様々なデモ活動などが行われました。その中でも、一部の過激な言動に不快な思いや恐怖を感じたという市民の方の声をいただいております。非常に残念に思います。一方で、そうした事態を防ぐことができなかったことは、我々議会も含めて、市政に関わる者として反省をしなければならない、そのように感じています。

議案審査では、市内外の多くの方からいただいた御意見も参考にしながら審査に臨みました。住民投票条例については、令和2年3月に全会一致で可決した自治基本条例第19条に基づき、本市における市民自治のさらなる推進を目的として、二代表制を補完する常設型の住民投票制度を確立するため、検討が進められてきました。そして、令和2年12月には検討委員会の設置、翌2月には骨子案の公表、市議会議員との勉強会、パブリックコメントの募集、市議会各会派及び市職員からの意見聴取、3月には市民意見交換会、無作為抽出市民アンケートの実施、そして市長選挙を前にした8月には、素案の公表、議会への行政報告、パブリックコメントの募集、市民意見交換会、市議会各会派及び市職員からの意見聴取が行われました。

質疑の中では、これまでにないほど丁寧に慎重に進められてきたことが明らかになりました。また、無作為抽出市民アンケートについては、サンプル数が少ないとの声がありましたが、総務省の統計局の見解に基づき、必要十分な回答数が得られていることも確認することができました。一方で、市の情報発信については、市報の全戸配布やSNSなど、現時点で考えられる限りの方策は行っているものの、全市民に届いているかと言われれば、この条例に限らず、全ての事案において言えることであり、より一層の周知については全体的な検討をしていかなければならないと感じています。

次に、住民投票を行うに当たり、リスクはないか、確認を行いました。これらについても、メール、電話、ファクス、SNSなどを通じて、市内外の方

から大量の様々なお声を聴かせていただいています。例えば、住民投票を行うことで誰かの権利を不当に侵害することはないか、特定の思想や地域に不利益を押しつけるようなことはないか、特定の考えを持つグループが大挙して転入、恣意的な住民投票が行われることはないか。こうした懸念については、質疑の中で根拠を示された上で明確に否定されたことで、御心配をされていた皆様も安心ができたのではないのでしょうか。また、公平性についても、しっかりと担保されなければなりません。署名集めや住民投票に関して最大限自由に配慮した上で、公平性に留意していくとの答弁もありました。実施の際には、買収、強迫その他の不正な手段が行われぬよう徹底していただきたいと改めて要望いたします。あわせて、分かりやすい日本語及び多言語によって中立な情報提供を行うことを強く求めます。

今回の件については、一部の国会議員なども含めた公人も荒唐無稽な情報をあたかも事実のように発信していたことは、大いに問題があると思います。衆議院比例代表選出の国会議員の情報を基に、住民投票は選挙権に匹敵すると衆議院法制局が見解を示したなどという話も他の会派から飛び出しました。産経新聞でも同様の報道がありました。しかしながら、衆議院法制局が特定の議案に対してこのような見解を示した事実はなく、とんでもないフェイクニュースであることも質疑の中で明らかになりました。最高裁判決の部分的な切り取りも行われ、根拠とするような議論もありました。参議院議員の公式ツイッターアカウントからは、特定の国の人々が8万人引越してきて議会や行政を牛耳るなどという発信もありました。どうしてこんな荒唐無稽な話を発信できるのでしょうか。そして、こうした都合のよいフェイクニュースの拡散力はとてつもなく、正しい事実はなすすべもなく打ち消されていきます。本条例については、市民に分断を生んだと評される方もいらっしゃると思いますが、その原因の多くはこうした情報によってもたらされたもので、拡散に加担した議員が万が一にもいるのであれば、猛省をしていただきたいと感じています。

また、周知不足を指摘するのであれば、住民投票案の中身をいち早く知って

いた議員が何をしてきたのかが問われます。市民に向けて、いつ、何をしたのでしょうか。執行機関に説明責任を問うのであれば、二代表制の一翼である議会、議員にも同様に問われることです。課題があると主張するならば、気づいた時点で指摘をし、改善案を示すべきです。さらに言えば、2018年以来、足かけ3年にわたった自治基本条例の議論の中で指摘し、改善策を提示し、最善の策は何かを議論するべきではなかったのではないのでしょうか。気がついていなかったで済ませるのでは、議員としての責任を果たしていないこととなります。議会は議事機関です。市民のための最善策を議論する機関です。課題があったのであれば、なぜ議論をしようとしなかったのか。議事機関として何をしてきたのか、議員は何をしてきたのかも問われてきます。これは議会全体として考えなければなりません。さらに、時期尚早を指摘するのであれば、いつ、どのような姿になったら議論をするのでしょうか。具体策を示すべきです。全会一致で可決した議会基本条例には、論点及び争点を明確にすると前文に掲げています。今回の審議で明確化したと言えるのか。会派としては到底そうは思えず、残念でなりません。

さて、これら今回の審査においては、制定の過程、そして条例の中身について問題はないと、会派として判断をいたしました。私たちは基本的に、法律や条例を新たにつくるときは人を縛ることに抑制的、最小限であるべきで、原則として権利を拡大していくものだと考えています。当然ながら、人権には最も配慮をするべきです。差別はあってはなりません。したがって、武蔵野市に暮らす人たちに意思表示の機会を保障する、この武蔵野市住民投票条例に賛成をいたします。武蔵野市の市民自治が大きく前進することを期待しています。

また、この後に審議される陳受3第19号 住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情につきましては、ただいま述べた趣旨により、反対といたします。

以上で賛成討論とさせていただきます。

(20番 橋本しげき君 登壇)(拍手)

29 ○20番(橋本しげき君) 私は、日本共産党武蔵野市議団を代表し、ただいま議題となりました議案第52号 武

蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例と議案第53号 武蔵野市住民投票条例に賛成の立場から討論いたします。

全会一致で制定され昨年4月に施行された武蔵野市自治基本条例の第19条を一部改正し、武蔵野市住民投票条例を制定します。住民投票条例は、いわゆる常設型の住民投票条例として、3か月以上武蔵野市に住所のある18歳以上の市民——外国籍も含みますが——に対し、住民投票権を保障するものです。廃置分合または境界変更の場合、必ず住民投票が行われますが、それ以外にも、市政に関する重要事項について、投票資格者の4分の1以上の署名が集まれば、議会の議決を必要とせず、住民投票が行われるものです。投票総数が投票資格者総数の2分の1以上集まれば、投票は成立いたします。

住民投票条例については、その前段である武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会が2016年11月に設置されてから、5年をかけて議論がされてきました。この自治基本条例（仮称）に関する懇談会は、市議会議員2名を含む構成であり、22回開催されています。住民投票条例については、かなり丁寧な議論が行われてきました。今年2月に示された骨子案については、市議会総務委員会で行政報告、パブリックコメントの募集、市議会各会派及び市職員からの意見聴取、議長主催の市議会議員との勉強会などが実施されました。3月には市民意見交換会、市民2,000名を対象にした無作為抽出市民アンケートの実施、6月にはコミセン4か所での意見交換会などを経て、8月に素案が示されました。この素案に対しても、市議会総務委員会で行政報告、パブリックコメントの募集、市議会各会派及び市職員からの意見聴取、市民意見交換会が実施されました。これらを経て、今定例会に議案として提出されています。骨子案と素案それぞれにパブリックコメントが行われたということは、条例制定の過程としては過去にあまり例がないと言われていています。私は、決して拙速ではなく、必要な手順を踏んで丁寧な議論が行われてきたと考えています。

住民投票条例に反対する政党の方などは、11月になって突然、議論が拙速だと主張されました。拙速どころか、必要な手順を踏んで行われてきたものです。

これほど反対するならば、なぜ10月の市長選挙で争点化をしなかったのでしょうか。松下市長は住民投票条例の制定を市長選の公約に掲げていましたが、それにこれほど強く反対であるならば、市長選で争点化する責任があったのは、今、住民投票条例に反対している、別の候補を応援された側の政党にあるのではないのでしょうか。反対する自由民主・市民クラブの対応も、支離滅裂なものでした。11月16日の議会運営委員会では、住民投票条例の議案上程、総務委員会への付託に賛成しておきながら、24日の代表質問では以下のように主張されました。今議会に上程するのは一旦立ち止まり、市民の意見をしっかり聞いた上で、修正すべきところは修正し、再度上程し直すことを強く求めると述べられました。これは、自らの会派も賛成して決めた住民投票条例の今定例会への上程と総務委員会への付託をひっくり返すことを主張したものです。まさに議会運営を破壊するものだという点を強く指摘しなければなりません。なぜこうした支離滅裂な態度に出たのか。それは自らの主張に道理と一貫性がないからです。私はこうしたやり方に強く抗議するものです。13日の総務委員会では、拙速だとして反対を主張される議員からは、具体的にどうすれば議論が煮詰まった、周知がされたという段階になるのかについて具体的な提案は何もありませんでした。私は、市民への周知が足りないという議論を主張される方は、ではどうしたらよいのか、具体的な提案をされるべきだと思います。

次に、今回の住民投票条例で最大の争点となっているのが、国籍にかかわらず、武蔵野市に3か月以上住民登録のある18歳以上の市民が住民投票の投票資格者となっている点です。私は、13日に行われた総務委員会の質疑の中で、外国籍の住民に住民投票権を保障することは法的にも実際にも何の問題もないことを多面的に明らかにいたしました。まず、住民投票には、拘束型と諮問型があります。拘束型の例は、地方自治法に基づく直接請求である議会の解散、議員や長の解職、いわゆるリコールについての住民投票などであり、このような拘束型の住民投票は、投票結果に法的拘束力がありますから、市長などは投票結果に従わなければなりません。今回の武蔵野市

住民投票条例のように、自治体の条例に基づく住民投票は、諮問型の住民投票と言われ、投票結果に法的拘束力はありません。自治基本条例第19条3項では、住民投票条例の結果を尊重すると規定されています。那覇地裁の2000年5月9日の判決では、尊重義務規定に依拠して、市長に市民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思に従うべき法的義務があるとまで解することはできず、本件住民投票の結果を参考とするよう要請しているにすぎないと言うべきであるとの判決が出ています。判決は諮問型の住民投票を認める立場にあります。学者の通説も同じです。憲法でも地方自治法でも、条例に基づく住民投票を禁止する条項はありません。よって、本条例案の規定は何ら憲法上も法律上も問題がありません。

また、12月3日付の産経新聞では、武蔵野市が条例案で日本人と外国人を区別せずに認めた住民投票の投票権について、衆院法制局が、地方公共団体の選挙の選挙権に匹敵するものとなり得るとして、外国人参政権を代替しかねないという懸念を裏づける見解をまとめたことが2日明らかになったと報道しました。同新聞のインタビューに答えて、自民党の長島衆院議員は、法制局も指摘するとおり法的効果だ、住民投票は政治的な意思決定プロセスに影響を与えるわけで、広義の参政権に当たると述べています。私は、日本共産党の山添拓事務所を通じて衆院法制局に問い合わせました。その結果、産経新聞の報道に対して、正式に抗議したいぐらいだ、複数の見解を示したのを切り取られた、衆院法制局として一部の見解を助長するような発信はしないとのことでありました。条例に基づく住民投票と選挙とは、結果の法的拘束力など、全く違うものです。住民投票について、広義の参政権だとか、実質的な参政権などと、参政権という言葉を使うことで住民投票と選挙を混同させて、市民をミスリードしようとするのはやめるべきです。

憲法第16条では、請願権を規定しています。何人も平穩に請願する権利を有しとあります。「何人も」とありますから、通説は、請願は日本国民だけでなく、外国人もすることができるかと解しています。政府見解も同じです。なぜなら、請願権は単なる希望などの表明であって、

選挙権と異なるからです。今回の住民投票条例との関係でいうと、住民の意見表明であり、請願権の行使と言えます。何人も請願できるので、住民投票の対象から外国人を排除することのほうが不自然です。外国人も含めて、住民投票権者として保障するのが自然であり、まさに日本国憲法にかなうものであると言えます。

入国管理法、入国管理特例法が改正され、外国人登録法が廃止されるとともに、住民基本台帳法が改正され、2012年7月9日に施行されました。これにより、一定の外国人住民も日本人と同様に住民票が作成されるようになりました。つまり、外国人の住民登録制度ができたわけです。外国人も住民登録されるようになりましたので、在留カードを発行され、適法に滞在している外国人が把握されるようになりました。ですから、住民票に載っている同じ住民だということになり、外国人を日本人と差別する理由はますますなくなってきました。3か月の居住が駄目で、1年ならいいのか、3年なのか、5年なのか、永住外国人ならいいのかという線引きは、どれも合理的な説明がつかないと思われま

す。住民投票条例の骨子案14ページで、「選挙は人を選ぶ拘束型の制度であるのに対して、住民投票は市政の重要事項について住民の意思を確認する諮問型の制度であるため、性質が大きく異なります。そのため、住民投票において、本市で共に生活している外国籍の人を含めないという合理的な理由はないと判断しました」とあります。これは大変筋が通った話だと考えます。外国人も同じコミュニティに暮らす住民であるわけですから、地域の問題に意見を表明することができることは当然のことです。住民投票権と参政権は明確に分けて考えるべきものです。住民投票の結果について法的拘束力は持たないものの、投票結果を尊重するとした条例案は、より進んだ市民参加に挑戦するまち、多様性を認め合い、平和と文化を育むまち武蔵野を目指す取組として、日本国憲法の趣旨を十分踏まえたものだと考えます。

武蔵野市のように外国籍の市民にも日本人と同様な条件で住民投票権を保障している自治体は豊中市と逗子市であり、武蔵野市は全国で3例目だと言われています。ここだけ見ると、武蔵野市

は全国であり例のないことを行おうとしていると見えるかもしれません。しかし、外国籍の方が住民投票に参加した例はこれまでにたくさんあります。戦後、全国で住民投票は約1,700件行われています。そのうち、自治体の条例に基づく住民投票、つまり、住民投票の結果に法的拘束力のない住民投票ですが、これは少なくとも428件行われています。外国人も投票に参加できる住民投票条例は少なくとも247件制定されており、そのうち、実際に住民投票が実施されたのは少なくとも197件です。つまり、全国で既に約200回も外国人も投票に参加した住民投票が実施をされているのです。武蔵野市は全国であり例のないことをしようとしているではありません。全国で既に行われ、多数の実績があることを、武蔵野市でも実現しようということにすぎません。住民投票条例ができると武蔵野市が外国人に乗っ取られるという言葉がいまだにあります、外国人も含み過去約200回行われた住民投票の事例の中で、外国人に乗っ取られた自治体があるなら、1つでも例を挙げるべきだと思います。挙げられるわけがありません。

この間、右翼団体が市内に押し寄せて、反対を主張していますが、こうした威圧的なやり方に屈することがあってはなりません。無理が通れば道理引っ込むということがあってはなりません。反対を主張してきた議員の方々も、その論拠は既に失いました。住民投票条例は、全会一致で制定された自治基本条例第19条によって、制定が予定されているのです。住民投票条例は制定することになっているのです。ぜひ時間をかけて議論してきたこの住民投票条例を必ず制定させようではありませんか。

以上で議案第52号と議案第53号に賛成の討論を終わります。

なお、議案第52号と議案第53号に賛成のため、この後の取扱いとなります陳受3第19号には反対をいたします。

以上で私の討論を終わります。

30 ○議長（土屋美恵子君） 何度も繰り返して申し上げますが、拍手等、それから私語はおやめください。

討論を終局し、採決に入りたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

31 ○議長（土屋美恵子君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は1件ずつ行います。

まず、議案第52号 武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例、本案の委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

32 ○議長（土屋美恵子君） 挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、議案第53号 武蔵野市住民投票条例、本案の委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

33 ○議長（土屋美恵子君） 挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

暫時休憩いたします。

○午後 0時12分 休憩

-----

○午後 1時30分 再開

34 ○議長（土屋美恵子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第2 陳受3第19号 住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情を議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。

（総務委員長 深沢達也君 登壇）

35 ○総務委員長（深沢達也君） ただいま議題となりました陳受3第19号 住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情の総務委員会における審査の概要と結果について御報告いたします。

本陳情は、その内容から、議案第52号 武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例及び議案第53号 武蔵野市住民投票条例と一括して審査を行いました。

質疑の内容については、先ほど御報告したとおりでございます。

質疑を終了した後、討論なく、採決に入りました。採決の結果、可否同数であったため、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いいたします。

36 ○議長（土屋美恵子君） お諮りいたします。質疑、討論を省略して採決に入りたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

37 ○議 長(土屋美恵子君) 異議ないものと認め、採決に入ります。

陳受3第19号 住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情、本件の委員長報告は不採択であります。本件を委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

38 ○議 長(土屋美恵子君) 挙手少数であります。よって、本件は委員長報告のとおり決することは否決されました。

ただいま、本件について委員長報告

のとおり決することは否決されましたので、改めて、陳受3第19号 住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情の原案について採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

39 ○議 長(土屋美恵子君) 挙手多数であります。よって本件は採択と決しました。

-----



令和3年度住民投票条例案、素案、骨子案の対応表

条例案 令和3年11月	本資料該当ページ↓	素案 令和3年8月	骨子案 令和3年2月
第1条（目的）	P36	P4	
第2条（定義）	P37	P5	
第3条（自治基本条例第19条第1項に規定する境界変更）	P38	P5	P47
第4条（自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項）	P40	P6	P7
第5条（住民投票の投票資格者）	P46	P7	P11
第6条（住民投票の請求）	P64	P9	P16
第7条（住民投票の形式）	P66	P10	P32
第8条（代表者証明書の交付等）	P67	P11	
第9条（署名等を求める手続）	P68	P12	P19
第10条（署名等を求めるにあたっての禁止事項）	P71	P13	P43
第11条（署名簿の提出等）	P72	P14	
第12条（審査名簿の調製）	P73	P15	
第13条（署名等の審査等）	P74	P16	P22
第14条（署名等の取消し）	P76	P17	
第15条（署名等の効力等）	P76	P17	
第16条（実施の決定）	P77	P18	
第17条（住民投票の期日）	P77	P19	P37
第18条（投票資格者名簿の調製等）	P78	P20	
第19条（投票所）	P79	P21	
第20条（投票管理者及び投票立会人）	P79	P21	
第21条（投票資格）	P80	P21	
第22条（投票の方法）	P80	P22	P34
第23条（期日前投票等）	P81	P22	
第24条（無効投票）	P81	P23	P34
第25条（情報の提供）	P82	P23	P40
第26条（住民投票運動における禁止事項）	P84	P24	P43
第27条（開票所等）	P87	P25	
第28条（開票管理者及び開票立会人）	P88	P25	
第29条（住民投票の成立要件）	P88	P26	P26、P51
第30条（開票結果の告示及び通知）	P89	P27	P24
第31条（投票及び開票）	P90	P27	
第32条（再請求の制限期間）	P90	P28	P30
第33条（投票結果の尊重）	P91	P28	P24
第34条（委任）	P94	P29	P36
付 則	P95		

検討過程における内容の変遷と各段階で寄せられた意見

(目的)

**第1条** この条例は、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号。以下「自治基本条例」という。）第19条の規定に基づき、同条第1項の申請を行おうとする場合のほか、同条第2項に規定する市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票の制度を設けることにより、市民自治の推進に資することを目的とする。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	I はじめに	P2「3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について」方向性の(4)「投票資格者には外国籍住民を含みます」という方向性は非常に素晴らしいと思う。当然ながら住民＝日本国籍保持者ではない。差別的排除的な声に惑わされず、このまま進めていただきたい。	第六期長期計画で掲げている「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進するために、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍住民にも意見を表明していただく必要があると考え、条例素案のとおり、投票資格者には外国籍住民を含める方向で検討します。本制度を確立することで、さらに本市の市民自治が推進され、また、市長と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力をしていくことを目指します。
2	I はじめに	住民投票条例の誤った行使により、人権侵害や権利拘束などの意図せざる結果を招くため、慎重に判断すべきとの深い議論があった。結果、常設型にする大義として「廃置分合・境界指定」と限定された「市政に関する重要事項」のみに限定し、「常設型」とする結論に至っていると理解している。極めて重要な論点であるため、加筆を求める。	自治基本条例の制定に向けて2年以上にわたって検討を行ってきた「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」においては、本市における住民投票制度導入の可否から議論され、アメリカの事例を挙げて、少数者に対する差別や権利侵害を招く危険性もある制度であるため慎重な検討が必要だという意見がありました。議論の結果、市民自治の推進を目的として、市の憲法事項である廃置分合・境界変更を実施しようとするときは、必ず民意に諮るという、本市独自の方向性が示されました。さらに、それ以外の市政に関する重要事項については、実施の要件としての必要署名数を高く設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とするという方向性が示されたことから、条例制定に向けた検討を行ったところであり、その旨を条例素案4ページに記載しています。
3	I はじめに	懇談会においては、住民投票は「拘束型」とすることは、日本国憲法においても地方自治法においても認められていないことを言及した上で、本市においては「諮問型」と位置づけ、最終的には議会が決めると議論されている。位置づけを明確に記載することを求める。	ご指摘のとおり、住民投票を「拘束型」とすることは、日本国憲法においても地方自治法においても認められていないことは、「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」における議論の中で確認されています。その議論を踏まえ、条例素案28ページに「憲法及び地方自治法に基づく地方自治制度は間接民主制を基本としているため、住民投票の結果がそのまま市の意思決定となるような法的拘束力を持たせることができず、市長と議会はその結果を「尊重」し、市政へ反映させるかどうか議論したうえで意思決定する」と記載しています。
4	I はじめに	「議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とする常設型住民投票制度」「伝家の宝刀」等の表現は、本条例を定める目的ではない。代表民主制である議会の権能を、著しく貶める印象を与えかねない。また、同時に市民の選挙権・被選挙権等の参政権をもおびやかす誤解を招きかねない。削除を求める。	本条例は、市民自治の推進を目的として、新たな自治の仕組みの一つとして制定するものです。市政運営は、二元代表制により行うことが大前提です。そのうえで、どうしても住民が納得のいかない場合に限り、実施の要件としての必要署名数を高く設定したうえで、署名が集まれば議会の議決を要せずに住民投票を実施することができる本制度は、二元代表制を補完するものです。本制度があることにより、市民と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力を行っていくことが期待されるものと考え、条例素案「I はじめに」でその旨を説明しています。

5	1 目的	6番目の「議会と市長等との審議がどうしても折り合わず、合意が得られる見込みがない」という状況で住民投票を行うことは、「議会と市長が決められないので市民に聞く」とも捉えることができ、これは本市の住民投票の趣旨と違うはずなので誤解のないような表現にすべき。	本市の住民投票制度は、市民自治の推進を目的としていることから、廃置分合・境界変更を行う場合を除き、発議できるのは「住民のみ」としています(条例素案2ページ)。「議会と市長が決められないので市民に聞く」ことを意図して議会又は市長がこの制度を利用して住民投票を発議することはできません。
6	制度全般について	転入して2年ほどのため、以前から住民投票制度について話し合いが進んでいたことを初めて知った。地方自治、地方行政に住民が主体的に関わることができる接点を増やすと言う観点で、とても有意義な制度だと思うので原則的に前向きに捉えている。 しかし、本件を制定させるがために、コロナ対策等のより優先順位の高い施策が遅滞することがないように懸念している。後々稚拙だったと後悔しないためにも、バランス感覚を大事にしていきたい。	ご意見として承ります。 本制度は、武蔵野市自治基本条例第19条に規定がありますが、制度の詳細は別途条例の制定により定めることとされ、現在第19条は未施行となっております。自治基本条例を全面施行させ、さらなる市民自治の推進を図るため、着実に本制度の検討を進めながら、他方で、新型コロナウイルス感染症対策も行っております。今後も、しっかりと施策の優先順位を見定めながら、着実に実行すべき施策を進めてまいります。
7	制度全般について	この住民投票制度は、もしこの制度がなければ市議会と市長に全てを託すしかない市民が、一定の要件を満たせば自由に発議する権利と機会を得られることで、市民自らが市政運営への参加意識を高めることができ、より良い街づくりへ貢献する気持ちも高まるのが期待できる点で意義があると思う。また、行政側から見ても、市民発の柔軟な意見に基づき市政運営に活かすことで、硬直的にならずに弾力的に活路を見出すことが出来る可能性があるというメリットを感じる。	ご意見のとおり、本制度は二元代表制として住民からの信託を受けた市長と議会が市政運営を行っていくことを大前提としたうえで、さらなる市民自治の推進のために、常設型の住民投票制度を設けるものです。
8	制度全般について	条例制定にあたって、武蔵野市として画期的な条例にできなかったのか。	常設型の住民投票制度を設置することについては、武蔵野市自治基本条例に関する懇談会の中で議論されました。その議論において、市の廃止、設置、分割、合併(廃置分合)や市境の変更(境界変更)については、全市民にもれなく影響する重要事項であるため、実施しようとするときは必ず民意に諮る必要があるとされました。その議論を受け、廃置分合や一つの丁目以上の規模の境界変更の申請を行おうとするときは、必ず住民投票を行うとした規定は、武蔵野市独自の規定となります。
9	制度全般について	住民投票という制度ができることは、市に自分たちの意見を届けるための新たな道が開けたという意味において素晴らしい制度だと思う。	本制度は、本市がこれまで培ってきた市民参加の手法や市民自治の推進をさらに発展させることができる制度であると考えています。

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例(仮称)素案(令和3年8月)

○この条例は、武蔵野市自治基本条例(令和2年3月武蔵野市条例第2号。以下「自治基本条例」という。)第19条の規定に基づき、廃置分合又は境界変更の申請を行おうとする場合のほか、市政に関する重要事項について、住民に直接その意思を確認する住民投票の制度を設けることにより、住民の意思を市政に的確に反映し、もって市民自治の推進に資することを目的とします。

#### (定義)

**第2条** この条例において「住民」とは、第5条第1項に規定する投票資格者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例(仮称)素案(令和3年8月)

- この条例において、「住民」とは、住民投票の投票資格者のことをいいます。
- 上記に定めるもののほか、市民、市長等、市など、この条例で使用する用語は、自治基本条例の定義と同様とします。

**(自治基本条例第19条第1項に規定する境界変更)**

**第3条 自治基本条例第19条第1項に規定する別に条例で定める境界変更は、一つの丁目以上の規模のものとする。**

**◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧**

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	3 住民投票の対象となる境界変更の要件	住民投票の対象となる境界変更の規模は。現時点で境界変更を行う想定があるのか。	一つの丁目以上の規模で境界変更を行う場合としています。なお、現時点でその規模の境界変更を行う想定はありません。

**◆ 令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月17日）**

NO.	議員名	問	答
1	落合勝利	地方自治法第9条の規定による境界変更を行う可能性もあるということで、これは具体的にどうということなのか。	地方自治法第7条が一般的規定であるのに対して、第9条は近隣の自治体との間に境界変更について何か争いが生じて解決がつかないといった場合に、都知事に対して調停あるいは裁定をお願いするという手続がある。その際には議会の議決が必要になるが、ここでは議会に議案を提案する前に調停・裁定を申請する場合には住民投票を行うという形で考えている。

**◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）**

- 自治基本条例第19条第1項を改正し、住民投票の対象となる境界変更は、全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限ることとし、具体的な規模はこの条例において定めるものとします。また、地方自治法第9条の規定による境界変更の申請を行う場合も住民投票の対象となることを明記します。
- 自治基本条例第19条第1項の改正を受けて、この条例で定める住民投票の対象となる境界変更は、一つの丁目以上の規模のものとする。

**◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧**

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	境界変更の規模については、「丁目」に統一したほうが良いのではないかと。	境界変更は「一つの丁目以上の規模のもの」としました。
2	論点15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	「市内の一つの町や丁目以上」とあるが、「丁目以上」とすれば町も含まれることとなるのではないかと。	
3	論点15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	実際のところ市境のほとんどは境界確定ができていないが、隣市との境界確定は必要に応じて当事者間での協議、確認により行っている。この条例で言うところの境界変更は、例えばマンション棟レベル、一街区レベル、一丁目レベル、	

			道路一区間レベル、飛び地などを指しているのか。	
4	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	廃置分合と境界変更を切り離して考えるならば、自治基本条例第 19 条の改正が必要。	自治基本条例第 19 条における境界変更の定義を「全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるものとして別に条例で定めるものに限る。」と改正する必要があると認識しています。
5	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	合併は非常に重大な事項なので、法律に基づく住民投票が実施された場合でも、住民投票を再度実施してもいいのではないか。	ご意見を踏まえ、合併特例法に基づく合併協議会の設置要求のための住民投票と、合併協議会における協議を経て合併に関する議決を行う前の本市の住民投票制度による住民投票は、その目的が異なることから、骨子案の内容を見直し、住民投票を実施することとしました。
6	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	合併協議会が、住民の意思を反映できるような構成でなければ、住民意思を確認できるようにしておいたほうがいいのではないか。	
7	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	合併協議会との整合については、協議会において住民の声を聴く機能が担保されないのであれば、住民投票を方法として残すのがいいのではないか。	
8	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	市条例による住民投票実施を適用除外とすることに疑問を感じる。 合併特例法が予定しているのは、合併協議会の設立の請求であり、住民投票条例が予定しているのは、合併協議会で合併に関する協議が整ったのちである。確かに 2 回投票を行うことは極めて非経済的であると考えますが、上記 2 つのことは、フェーズが全く異なり、投票で求められていることが違う。	ご意見を踏まえ、合併特例法に基づく合併協議会の設置要求のための住民投票と、合併協議会における協議を経て合併に関する議決を行う前の本市の住民投票制度による住民投票は、その目的が異なることから、骨子案の内容を見直し、住民投票を実施することとしました。
9	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	市町村合併の問題は、今の自分たちの自治体がなくなるかどうかという、住民の暮らしと自治にとって最も根本的な問題である。 合併特例法の改正時には、合併協議会を設置するという住民投票がたとえ行われたとしても、合併するかどうかの最後の決定に当たっては、やはり住民投票が大事なのだという付帯決議がついている。「ほぼ同様の趣旨で 2 回の投票を行うことは極めて非経済的である」ということではないと考えられるため、地方自治法第 7 条第 6 項の議決前に住民投票を実施すべきだと考える。	
10	論点 15 廃置分合と境界変更	投票結果	廃置分合と境界変更が自治体の憲法事項にあたり、署名収集を要さず必ず住民投票を行うものと重く位置付けるのであれば、その投票結果を他の住民投票結果より重くすることは可能なのか。	成立した住民投票の結果に対する市の尊重義務について、付議事項の内容に応じてその度合いを変えることは困難であると考えます。なお、廃置分合・境界変更に関する住民投票の実施は署名収集を要しませんが、成立要件は、それ以外の付議事項に関する住民投票と同様としています。

◆令和 3 年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和 3 年 2 月 1 日）

NO.	議員名	問	答
1	与座武	考え方はもともとだ。ただ、自治基本条例の 19 条 1 項では、廃置分合も境界変更の申請も並列で「しなければならぬ」と書いてある。自治基本条例と法的に整合性が保てるのか。	自治基本条例制定時に想定しきれなかった部分であり、住民投票条例案を上程する時に、整合性が取れるよう自治基本条例の改正案を出す予定である。
2	与座武	合併特例法に基づく住民投票は、合併協議会をつくってくださいねということ。住民投票条例が想定しているのは、合併協議会で議論した合併の考え方を聞くもの。合併特例法で出てきたら、住民投票条例に基づいて市民の意見を聞かないということ、本当にいいのか。	骨子案で確定ではないので、御意見を踏まえて、もう 1 回やる形の整理も可能かとは思いますが、私どもとしては、このように整理をさせていただいた。 〔骨子案→素案で変更した。〕

3	与座武	合併特例法の住民投票では外国籍市民を含まないが、住民投票条例では外国籍市民を含む。どのようにお考えなのか。	合併特例法に基づく住民投票は拘束型であり、外国籍の方の意見が結果に影響を及ぼすことはできないと整理した。 ※合併特例法：拘束型⇔住民投票条例：諮問型
4	橋本しげき	合併協議会を設置するという住民投票があっても、合併をする最後の決定に当たっては、住民投票が大事だという附帯決議（1985年参議院）がある。同趣旨だから、不経済だから2回やらないというのは違うと思う。	今後再検討したい。 〔骨子案→素案で変更した。〕
5	品川春美	例えば住民から廃置分合に対しての請求というものはできるか	合併特例法では、合併協議会の協議会の設置を住民が発案して請求できる。住民投票条例に基づく住民投票で、その合併協議会の設置ではなく、もう合併をすべきだというような形で請求いただくことも、制度上は可能。

#### ◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）

<b>考え方の結論</b>	
<b>【検討事項1：住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃置分合はすべて住民投票の対象とします。</li> <li>● 境界変更については、「全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの」の場合を住民投票の対象とします。</li> <li>● 「全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの」については、「境界変更が、市内の一つの町や丁目以上の規模である」ことを基準とします。</li> </ul>	
<b>【検討事項2：住民投票を実施するタイミングについて】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方自治法第7条第6項に基づく議決を行う前に実施するものとします。</li> </ul>	
<b>【検討事項3：合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本制度に基づく住民投票実施の適用除外とします。</li> </ul>	
<b>【検討事項4：成立要件について】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成立要件についての特例は設けません（その他の住民投票における成立要件と同様とします）。</li> </ul>	

#### （自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項）

第4条 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項（以下「市政に関する重要事項」という。）は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、市政に関する重要事項としない。

- (1) 武蔵野市の権限に属さない事項。ただし、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づく住民投票その他直接請求を行うことができる事項（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により議会に付議した条例の制定又は改廃の請求であって、議会がこれを否決した場合における当該請求に関する事項を除く。）
- (3) 武蔵野市の組織、人事及び財務に関する事項
- (4) 金銭の徴収又は給付に関する事項
- (5) 特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項

◆令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	やぶはら太郎	重要かどうかの判断をどのように行うのか	条文に除外規定が記載されており、住民投票の対象になるかどうかは除外規定に照らして市長が個別に判断する
2	やぶはら太郎	「不当に侵害」とはどのようなことか	多数者が少数者の方を侵害するようなことになってはいけない。 例えば、環境に大変な負荷のかかるような施設を市内の何町何丁目に建てるというようなことで住民投票になった場合には、そちらの何町何丁目の方に対して負担を押しつけるような結果になってしまうのではないかと。そういう危惧があるので規定を設けた。
3	やぶはら太郎	「前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項」、これについてはどのように判断されるのか	まず重要事項とは「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項」というのが前提である。 武蔵野市とか市民全体には関わりのないようなことというのは対象にはならない。 限定列举していない事項であっても、総合的にみて除外規定に当たるような場合に判断するための規定である。
4	やぶはら太郎	インターネットなどで、市長が恣意的に投票内容を定めることができるなどという話も耳にするが、そういったことはできないと思うが、一応これは確認したい。 私の考えでは、市の権限に属することということで、市が公共施設をどうするかとか、市の所有の何かをどうするかとか、それが市民全体に関わる内容であれば対象になってくるということだと思う。	他団体で常設型住民投票を置いている自治体の例では、庁舎の建て替えのような、公共施設をどうするかといったような場合や、市名、市の名称を変更するに当たって住民投票を実施したという事例がある。 武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項であることが前提だが、除外規定に該当しない限りは最初の手続きである代表者証明書を交付するという判断になる。 この時点で、市長の裁量の範囲はそれほど広くはなく、恣意的な理由で申請を拒むことはできないと考える。
5	桜井夏来	実際の住民投票の過程において、恣意的な運用がなされないための仕組みとしての担保を何かお考えであるかどうか。	代表者証明書の交付の段階で、条例の規定に照らし、市政に関する重要事項に当たるかどうか市長が判断する。除外規定を細かく規定しており、恣意的な理由で拒むことはできない。 代表者証明書の交付の申請に対して、証明書を交付する、しないというのは、行政処分にあたる。もし代表者証明書を交付しないという判断に不服がある方がいたとしたら、行政不服審査法に基づく審査請求ができる。審査請求の過程では、第三者が入った機関である武蔵野市行政不服審査会において審議がされ、そこで市長の判断に違法、不当な点がなかったかについて、第三者も入った目でチェックする仕組みが現在担保されている。 それから、情報提供の段階で、中立性の保持を義務規定として考えている。中立性の保持は、何をもちて中立性かというのが非常に難しいが、市としては、市にとって有利な情報を流すということは決してしない。市の立場とは異なるものであっても、客観的な数値、指標、データについて積極的に出し、市民の方に御判断いただくという趣旨だ
6	落合勝利	2項の第1号ただし書の部分。幅が広過ぎるのではないかというのが大きな懸念の一つ。国策として例えば原発でいえば、国、また当該地域で、様々な議論の下で進められることかもしれない。ただ、影響がないかどうかというのは、やはり同じ日本の中にあるので、直接的なところはないにしても、間接的には関係してくることはある。最終的にそれを認めるかどうかということになるが、認識というのはいかがか	ただし書は、武蔵野市に影響があるか、ないかということよりも、あくまで住民全体の意思としてそれを表明する必要があるのかということが基準になる。 武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項というのが前提になるので、市内に何か非常に環境負荷のかかる施設を設置するとなったら、それが武蔵野市の権限に属さない事項であっても、これはまさにただし書として投票は行えるだろうというふう思う。 例えば、何か他府県の施設設置は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項というのが一つの基準になるだろう考える
7	落合勝利	例えば、東京都や国政に対する影響、当然住民は都民であり国民であり同じように意見を表明する権利を剥奪することは一切私は考えていないが、変な政治利用や変なセンセーショナルな流れに流されるみたいなことにつながっ	武蔵野市が権限を持たない事項であったとしても、それが市にとっての重要事項であり、それに対して住民一人一人が考え、その結果を住民全体の意思として表明する機会を妨げることは適当ではないだろうというような議論を

		ていくとか、そういった懸念も払拭し切れないのではないか	踏まえて、こうした規定を置いている。 その上で、住民投票制度、濫用、乱発されるのは好ましくない。本市では4分の1という相当高い要件を設け、また、2分の1という成立要件も設けているので、悪用等は、要件の高さというところでも防ぐことができると考える
8	落合勝利	4分の1の署名が集まれば重要事項と考えられると受け取れる答弁だったが、基本的にはその前段階で、集まる、集まらない以前に、それが重要事項だと考えられた時点で申請は出される。 そうすると、4分の1集まるか集まらないかも含めて、その前段で集まらなくても、申請の時点では重要事項だ、除外規定に入っていないければそうだと考えられないか	代表者証明書の交付申請の段階で、第一義的には、条例の除外規定に照らして、市長が判断をする。重要事項であるというふうに判断をして代表者証明書の交付をすることによって署名集めが始まるが、そこで4分の1が集まらなければ、そもそも住民投票はできない。これは住民全体の意思を表すものではないという判断が署名数によって下されると考える
9	落合勝利	結局、4分の1の署名が集まれば住民投票にはかけるが、その前段として、除外事項でなければ、申請が出されたときには第一義的には重要事項として認められる。そこに、このただし書があるところに、解釈としてはやはり隙間が生じてしまうのではないのかというのがどうしても拭い去れない。それだけは申し上げておきたいと思う。	
10	橋本しげき	手続的には、最初に市政運営上の重要事項だということにならないと署名集めが始まらないが、4分の1というハードルとの関係で、なるべく住民投票の対象にしない規定は少ないほうが良いというのが武田教授の御指摘だ。これについての見解は。	市政に関する重要事項とは、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとして、広く定義をしている
11	橋本しげき	除外事項が6項目あるのはどういう経緯か	4分の1という要件は相当程度高いと考えるが、第1項だけで判断するのは難しいということで、判断基準として一定の除外項目が必要と考え、こうした項目を設定した
12	橋本しげき	市長に拒否権を与えることになるのではないかとこの指摘に対してはどのように答えるか	除外規定で列挙されている項目に照らして判断をする。それ以外の理由によって恣意的な判断をしてこれを拒否することはできないものと考えている
13	橋本しげき	武蔵野市にとって何が市政に関する重要事項なのかということではなくてなるべく広く捉えて、やはり住民の意思を反映する方向で判断することをお願いしたい	
14	道場ひでのり	「住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。」とは、何でも該当するということか。誰が判断するのか	市長が一義的に判断する。 まず、「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項」というのが前提で、その上で、市の権限に属さない事項については、市として意思決定を行うことができず、実施主体ともなり得ないため、原則として除外事項にしている。 ただ、署名要件を相当程度高く設定しているので、そうした形で住民としての意思が表明されるものについては、これはその意見の表明を妨げるのは適切でないという議論があり、こうした規定を設けている
15	道場ひでのり	例えば施政方針、市長の2期目の一番最初の施政方針で非常に大事なものの。この中の8ページに、原発に頼らない社会を目指しますとある。10ページには、今年1月に核兵器禁止条約が発効されたが、日本はこの条約にまだ批准していないと。こういういわゆる核に対してのアピールもされている。 となると、市長選挙に勝って市長になられているから、同じようなポリシーというのか考えの方とかがこういうような発意を出してきた場合、そういうものも住民投票の対象になってしまうのか。まず、なるかならないか	第4条第1項に、市政に関する重要事項の定義として、「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項」。武蔵野市内に何か非常に環境に負荷のかかるような施設を造るとなれば、それはもちろん対象になると思うが、遠く離れたようなところで何かの施設を造るということは、武蔵野市や市民全体に影響を及ぼす事項には当たらないというのが通常の読み方である。 それから、署名要件として相当程度高い4分の1というのを設けている。3万2,000件の署名を集めるというのは、これは本当に市内を二分するような大きな議論になっているものでないかと通常成立し得ない要件であるというふう思うので、武蔵野市とか離れたようなところでの議論についてこの投票が行われるということはないだろうと思う
16	道場ひでのり	第4条の2項(1)「ただし、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。」ということ、武蔵野市の市民としてそういう発意をアピールしたいことというのは、あり得るのではないか。 だから、それがもしそうなった場合というの	武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、武蔵野市に権限がない事項というのはあり得るだろうという中で、そういう問題について市として権限がなかった場合であっても、住民として一定の意見の表明をしたいという意思があるならば、それを妨げるのは適切ではない

		は、例えば安全保障の問題や、いわゆる国防問題や、例えば原発のエネルギー政策とか、これは物すごく、もう間違いなくこれは政治だ。 そうなると、この住民投票が広義の参政権になるのかなと私は思った	ろうということで、こういう規定を置いている
17	道場ひでのり	逗子と豊中を調べたが、逗子と豊中は、住民投票をやりましょうという住民の発意が上がってきたときに拒否ができないのを御存じか。	拒否ができないということは存じあげていない。
18	道場ひでのり	拒否が可能というのは、市長の取捨選択が可能というのは、これは危険性があるのではないか	今、逗子市の住民投票条例を見ているが、第4条で住民投票の請求及び発議というところがあり、その第6項で、市長は住民投票に係る市民請求または議会請求があったときは、第2条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を拒否することができないものとするという規定がある。第2条各号の規定というのは除外規定であり、条件としてはうちと変わらない

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項	住民投票の対象としないのは「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害する恐れのある事項」なのか、「特定の個人や地域に限定した事項」なのか、どちらなのか。	「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」が住民投票の対象外となります。
2	4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項	ある事項について住民投票の対象になるかならないかを判断するのは市長であるため、市長の判断基準が明確なものであることが求められる。住民意志をよりの確に反映し、地方自治を発展させるためには、できるだけ広い対象を認めることが必要。「住民全体の意思として明確に表明しようとする場合」も「よほどの事態」ではないと住民投票を行うことが認められないのか。	住民発議による住民投票の対象になる事項は、「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」としており、除外規定に該当することが明らかな場合を除き、対象となると考えます。そのうえで「よほどの事態」であるかどうかは、集められた署名数によって決まるものと考えます。
3	4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項	「金銭の徴収又は給付に関する事項」を除外規定としたのはなぜか。	金銭の「徴収」を除外規定としたのは、地方税の賦課徴収や分担金、使用料、手数料の徴収に関する条例の制定や改廃の請求が地方自治法で直接請求の対象から除外されているため、その規定との整合性を図っているものです。金銭の「給付」についても住民投票にはなじまないと考えます。
4	4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項	除外規定の「～明らかな場合」は、市に都合の悪い申立てを取り上げないなど恣意的な運用につながる恐れがあるため、例えば別途内規で縛りを設けるなどしてはどうか。	住民投票に該当するかどうかを市長が判断する手続である代表者証明書の交付は、いわゆる行政処分にあたると考えられます。市長が代表者証明書の交付を拒否する処分を行う場合は、武蔵野市行政手続条例の適用を受け、その理由を提示することが義務付けられることから、恣意的な判断によりこれを拒否することはできないと考えます。

◆ 令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月17日）

NO.	議員名	問	答
1	橋本しげき	条例素案に「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」とあるが、説明文は「特定の個人や地域に限定した事項」となっている。 特定の個人や地域に限定した事項が除外事項なのですか、それとも特定の個人や地域に限定した事項が不当な権利侵害に当たる場合が除外事項なのか。	請求の趣旨が何か少数の方を封じ込めるような意図であれば、それは当然除外されると考える。
2	橋本しげき	ということは、特定の個人や地域に限定した事項であっても、そういう権利侵害にはならないだろうというようなテーマであれば、これは住民投票のテーマとなり得るということか。	個別の、一部の地域のみということだと、市民全体に漏れなく影響を与えるような事態に発展することというのは起こりにくいと思う。ただ、原則は、事案の重さ、内容に応じて個別判断になると考える。 この点については、今後、改めて考え方を整理したい。
3		地域的な問題なのか、それとも全市に影響するのか、判断によって分かれるので、そこに恣意	

	的な判断が入らないのかどうか。だから、今後よく議論していただければ。
--	------------------------------------

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

○自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとします。
○市政に関する重要事項であっても、下記のいずれかに該当する事項は、住民投票の対象としないこととします。
(1)市の権限に属さない事項。ただし、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、これを妨げるものではありません。
(2)法令の規定に基づく住民投票その他選挙権を有する者が直接請求を行うことのできる事項。ただし、地方自治法第74条第3項の規定により議会に付議した条例の制定又は改廃の請求であって、議会がこれを否決した場合における当該請求に関する事項を除きます。
(3)市の組織、人事及び財務に関する事項
(4)金銭の徴収又は給付に関する事項
(5)特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
(6)上記に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点2 重要事項	判断の主体	市政に関する重大事項、除外規定該当の判断は何時、どの部署が行うのか。学識有識者等の第三者による審査会が、事前相談や判断を担うべき。	住民投票に付する事項が「市政に関する重要事項」であるかどうか、除外規定に該当するかどうかの判断を行うのは市長です。〔8 代表者証明書の交付等〕において、住民投票の実施を請求しようとする代表者が市長に対して、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書を提出し、当該事項が重要事項であること等の確認を求めることを明記します。 なお、代表者証明書の交付申請における市長の判断については、行政不服審査法に基づく不服申し立てができるほか、訴訟の対象となるため、第三者機関による決定の仕組みを設けることは不要と考えます。 また、必要署名数が集まれば市政に関する重要事項であると考えられることから、除外規定は市長が恣意的に除外することのないよう担保する必要があります。そのため、「その他住民投票に付することが適当でない」と明らかな事項は、「住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項」と明記し、逐条解説等で考え方を説明します。
2	論点2 重要事項	判断の主体	市長や議会が市民の意向と違う方向を向いている場合に住民投票を行うため、市長が安易に「適当でない」と判断しないようきちんと担保してほしい。あらかじめ第三者機関として審議会の構成員等を決めておき、そこで審議するというステップを踏んでもいいのではないか。	
3	論点2 重要事項	判断の主体	「市政に関する重要事項」に該当するかどうかは第三者機関が決定するという仕組みが必要ではないか。	
4	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) 住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項」と判断するのは誰か。	
5	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) 住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項」では曖昧さが残る。公序良俗に反するものなど誰がみても明らかに適当でないもの以外については、審議会などが判断すべきではないか。	
6	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) その他住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項」の乱用を心配している。門前払いとなることを防ぐ、除外規定の乱用防止の措置が必要である。 どの項目に照らして除外するのかを広報し、行政だけの決定でなく、第三者機関が除外するか否かを定めるべきではないか。	
7	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) その他住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項」の判断者の記載が欲しい。	
8	論点2 重要事項	判断の主体	重要事項か否かの判断はどのようなスキームで行われるのか。	

9	論点2 重要事項	重要事項の 定義	住民意思をよりの確に反映し、地方自治を発展させるためには、できるだけ広い対象を認めることが必要。	本市の住民投票条例の趣旨から、「市政に関する重要事項は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と広く定義し、除外規定を限定的にしました。
10	論点2 重要事項	除外規定 (全般)	法で禁止されていない限り、できるだけ除外規定は少なくすべきだと考える。骨子案に「国や都など、市以外が権限を持つ事項だとしても、それが市にとっての重要事項であり(以下、略)」とされていることは、良いと考える。	
11	論点2 重要事項	除外規定 (1)	「ただし、住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りではない。」の規定は必要ないのではないかと。理由①、前段で「市の権限に属さない事項」と言い切っているのに、敢えて含みのある規定は必要ない。人により解釈の幅が広く、今後の運用に支障をきたすのではないかと。	署名要件を満たした場合は、国や都など、市以外が権限を持つ事項だとしても、本市にとっての重要事項であり、それに対する意思を住民全体のものとして表明することを妨げることは、市民自治の推進の観点から適当ではないと考え、住民投票を可能としました。
12	論点2 重要事項	除外規定 (1)	「ただし、住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りではない。」の規定は必要ないのではないかと。理由②、「市の権限に属さない事項」で、社会経済状況においての世論の高まり、人々の関心が過敏に高い時がある。その時に「市の権限に属さない事項」であるからと除外できるか心配だ。	
13	論点2 重要事項	除外規定 (3)	「(3) 市の組織、人事又は財務に関する事項」を除外規定とする理由は何か。組織上不具合がある、新しい部の設置を要望したいという市民意見が高まった場合に、住民投票することはできないのか。	
14	論点2 重要事項	除外規定 (4)	「(4) 金銭の徴収に関する事項」について、「意見に偏りが生じる」のは当然ではないかと。例えば、市内全域を禁煙にしてほしいということについては、金銭の徴収に関するものになってしまい住民投票の対象とならないのか。	市政運営は二元代表制が大前提ですが、市長と議会が市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が起きた場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという地方自治法に基づく直接請求の制度は、本市の自治の推進を鑑みた場合に不十分ではないかと、懇談会で議論されました。その結果、実施要件となる必要署名数の要件を有権者の50分の1よりも多い数で一定以上の厳しさを持ったものと設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票が実施できる常設型の住民投票制度を設けるべきであるという方向性が示されました。 このようなよほどの事態でコストをかけて実施することとなる住民投票において、市の組織運営などの内部的な事項を対象事項とすることが相応しいか検討し、そもそも、市長の執行権に属する(3)は除外することとしました。 なお、自治基本条例第15条において市民参加の手続を規定しており、組織や財務に関する事項は、計画策定等の段階で市民の声を聴く仕組みがあります。
15	論点2 重要事項	除外規定 (5)	「(5) 特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」については、懇談会議事録にあるアメリカを参考にすることは適切ではなく、「(6) 住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」に含めても良いのではないかと。	地方自治法に基づく直接請求においても、地方公共団体を維持するために必要な経費をまかなうものであることから、市税等の徴収に関する事項は除外されています。 なお、路上喫煙に対する過料も金銭の徴収なので対象外となりますが、ご意見のようなケースについては、市内全域を禁煙地区とすることについては是非かを問うものとして、住民投票の対象となり得るものと考えます。 懇談会において、少数者を多数の意見で排除するのは危険であるという危機意識があったことからこの項目を設けています。例えば、クリーンセンターのような施設を「この地域に作るの反対」という内容は住民全体の意思を表明するものとなるが、「この地域に作ってほしい」という内容では、一部の住民に市民全体の負担を押し付けることになるため避けるべきだという議論があったため、重要な項目であると考えています。

◆令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月1日）

NO.	議員名	問	答
1	与座武	市の権限に属さない事項だが、「ただし、住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りでない」。具体的な事象が出てきたときに、誰がどうやって判断するのか。	市長が判断する。懇談会の議論を踏まえた。武蔵野市の自治ということを考えると、声を上げられる仕組みをつくったほうがいい。ただし、要件としてのハードルを上げた上で、4分の1の人が賛成するのであれば、それは非常に重大事項であろう。
2	与座武	「地方自治法に基づく条例の改廃請求において、投票の結果、議会が否決した場合に限り、特例事項として、投票を可能とします。」市民の権限を広げることで反対するつもりはないが、法体系上大丈夫か。	4分の1という相当ハードルが高い要件を設定した。他市にも同様の規定があり、違法性が指摘されるところではないと確認をした。法体系上問題になることはない。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）

考え方の結論	
<p><b>【検討事項1：重要事項の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市及び市民全体に影響を及ぼす事項で住民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があると認められる事項</li> </ul> <p><b>【検討事項2：除外規定】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)市の権限に属さない事項。ただし、住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りでない。</li> <li>(2)法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項</li> <li>(3)市の組織、人事又は財務に関する事項</li> <li>(4)金銭の徴収に関する事項</li> <li>(5)特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項</li> <li>(6)住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</li> </ol>	

（住民投票の投票資格者）

**第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から武蔵野市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されているものとする。**

2 前項に規定する「定住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

◆令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	やぶはら太郎	主権者教育を受ける義務教育を終える中学校卒業相当、16歳までの拡大をするべきではないか。なぜ年齢の拡大に及ばなかったのか。16歳、17歳の子どもたちの主権についてどのようにお考えか。	懇談会の議論で、年齢を拡大する場合、相当の合理性をもって定めることは困難なため、将来的に可能性を残しながら、公職選挙法に準じることとされたという経緯がある。 住民投票は1人1票を同一の条件で行うも

			<p>のであり、主体的な意思を表明する。そういう意味でいうと、民法改正に伴う成年年齢の引下げが令和4年4月1日から施行され、18歳から親の監護義務がなくなるということを踏まえ、18歳以上を年齢要件とすることは妥当であると考えている。</p> <p>現在も、18歳未満の方の意見については、これまでも中高生世代広場など意見聴取を行う機会はある。また、現在、子どもの権利に関する条例の制定についても議論が行われている。今後、様々な社会情勢の変化等により制度を見直していくことは可能である</p>
2	やぶはら太郎	<p>本市の今回の条例とほぼ同等に近い住民投票条例が既に設置されている大阪府豊中市、それから神奈川県逗子市、こちらの両市においてはまだ住民投票が行われたことはないと認識しているのがよろしいか</p> <p>その両市は、例えば条例設置などに当たっては何かトラブルなどがあったのか。</p> <p>両市の条例の設置前、設置後の外国籍市民の人口の推移</p>	<p>豊中市と逗子市で住民投票が行われたという実績はない。</p> <p>逗子市では、条例制定の議論において、外国籍住民を投票資格者に含めることについて、市民からの反対意見はなく、議会でも直接的な議論になっていないと聞いている。</p> <p>豊中市では、パブリックコメントの実施の時点の案では、在留期間の要件を設けるという案だったが、もう少し条件を緩和してはどうかという意見が多く、在留期間の要件を設けずに、3か月という要件に緩和したと聞いている。</p> <p>両市とも、条例制定後に外国人人口が急激に増えたという事実はないと伺っている</p>
3	やぶはら太郎	<p>特定の目的達成のために、要するに考えを同じくする数万人もしくは十数万人を転居させて、住民投票を実現するということが現実的にあり得るのか</p>	<p>そうした結果を招くことがないように、署名要件は投票資格者の4分の1、3万2,000件と定めた。さらに、その倍の6万4,000件の投票があつて初めて投票は成立する。武蔵野市は都市部の人口密度も非常に高い状況であり、特定の集団が大量に移住することで、実施要件や成立要件に影響を及ぼす可能性は極めて低い</p>
4	やぶはら太郎	<p>議員や首長を選ぶ選挙権を持たない数万人によって行政や議会を牛耳るという状況が起き得るのか。これら条例案策定の過程で議論されたのか、</p>	<p>住民投票の対象の市政に関する重要事項は、除外規定を設け「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」と定めている。例えば、何か日本人の権利を侵害するような行為というのは、除外規定によって、住民投票はできない。恣意的な内容の住民投票について署名収集や投票が行われるということはない。</p> <p>結果として署名が集まり、投票が成立したとしても、条例に基づく住民投票の結果については法的拘束力を持たせることができないことから、成立した結果をどのように取り扱うかは国民から選挙で選ばれた市長と議会が決定する。市長と議会は投票結果全体を見て判断をする。</p> <p>以上を考えれば、特定の集団によって武蔵野市政が牛耳られるとか、特定の集団のみに有利な結果、市政の重要な決定がなされる、これは起こり得ない。</p>
5	やぶはら太郎	<p>平成7年2月28日の最高裁を引用して、住民とは日本国民と解されるべきであるという意見がある。この判決は、選挙に対しての内容であつて、住民投票とは全く関係のない話だと私は読み取ったが、執行部としてはどのように理解しているのか。</p>	<p>平成7年2月28日の最高裁判決は、定住外国人の方が、憲法上、地方公共団体に関する選挙の選挙権を保障されているかどうか争われたもの。判決では、地方公共団体に関する選挙の選挙権を有することが憲法によって保障されているのは日本国民に限られているとの判断が示された。</p> <p>本市の住民投票は、市政に関する重要事項について賛否の意見を表明していただくものであり、選挙権や被選挙権、参政権を与えるものではない。したがって、判決の趣旨にこの住民投票制度が反するものではない。</p>
6	やぶはら太郎	<p>(衆議院法制局見解の報道に関して)住民投票が何を対象として、結果の拘束力がどの程度で、前提となる要素がどのくらい整えば選挙権に匹敵するのか、見解を伺いたい。</p> <p>また、本条例が運用次第でどのように運用される可能性というのがあるのか、ないのか</p>	<p>衆議院法制局に確認したところ、報道された内容は衆議院法制局としての公式な見解ではない。そもそも組織の性質として衆議院法制局または担当の立場として見解を述べるという概念がない。報道された内容は、一般的な条例に基づく住民投票権について述べたものであり、今回上程している武蔵野市の条例について述べたものではない。特定の自治体の条例に対して衆議院法制局は見解を述べる立場にはないという回答をいただいている。</p> <p>本市の住民投票には法的拘束力はなく、投票</p>

			<p>結果全体を踏まえて、市長と議会が重要事項を審議して決定する二元代表制の仕組みに何ら変わるところはない。選挙の場合は、結果に拘束力がある、代表者を選ぶものであるのに対して、住民投票は意見を表明するもので、住民投票が選挙権に匹敵するものとは考えているところではない。</p> <p>住民投票の対象は、まず武蔵野市と市民全体に影響を及ぼす事項であるという前提がある。その上で除外規定があり、特定の個人、団体等の権利を不当に侵害するおそれのある事項、住民投票に付すことが適当でないことが明らかでない事項というのは対象から除かれる。何か恣意的な内容で住民投票が行われるものではない</p>
7	桜井夏来	<p>市の行政のサービスの中で国籍が条件に含まれているものがあるかどうか</p> <p>逆に市民の側が、まちの課題、コミュニティの課題に関わりたと思ったときに、同じように国籍によって制限されるものが今現在武蔵野市内にあるのかどうか。</p> <p>例えば、コミュニティに関わるという意味でいえば、コミセンの運営に関わりたというふうに入った場合、あるいは商店会に入りた、商工会に入りた、あるいは地域の防災として消防団に加入したいというような要望があった場合に、国籍によってこれを断ることがあり得るのか</p>	<p>国籍条項によるサービスの制限あるいは要件を別途課するようなことがあるか、念のため、庁内に照会をかけた。その結果、そういったものはないということを確認した。</p> <p>基礎自治体において、区域内に住所を有する者は等しく住民である。国籍によってサービス提供に差を設けるといったことは認められることではないと考える。</p> <p>消防団だとかコミセンだとか様々例示を挙げられていたが、それについても特に国籍による制限といったものはない</p>
8	桜井夏来	<p>もし住民投票条例に関して外国籍市民の方に対して制限を加えると、今度は自治基本条例と住民投票条例の間でダブルスタンダードが生じるのではないかと、そごが生じるのではないかと</p>	<p>自治基本条例に関する懇談会の中でも時間を割いて議論が行われた。外国籍の方を含むかどうか結論が出なかった。</p> <p>その中で、合意があった範囲内で第19条が定められ、この第19条に基づいて、その後、住民投票条例の検討を行い、骨子案の段階で、今、御提案しているような内容とした。</p>
9	落合勝利	<p>基本的に公職選挙法に準拠したような形が望ましいとして、年齢について下げたらどうかとか、様々な意見もあったが、やはり公職選挙法になった。しかし、外国人に関しては、その考え方というのがどこかでなくなったのか、検討した結果、これは要らないということになったのか、経過を教えてください</p>	<p>公職選挙法に準拠をするのかどうかは、投票という形式を取る以上、投票の方法等について、これを市が独自に構築するというのは非常に難しいので、選挙制度に準じて行うのが合理的であると考えた。</p> <p>選挙制度は代表者を選ぶものであり、住民投票制度は意見の表明であり、趣旨が別物である。</p> <p>投票の方法について公職選挙法に定める手続にのっとって行うとしても、投票資格者の範囲については、これは市として判断ができるという議論が行われ、現在の内容になった</p>
10	落合勝利	<p>定住外国人になった経過はそもそもどこにあったのか</p>	<p>引き続き3か月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されているとは、公職選挙法に準じて、選挙権の要件に倣っているもの。公職選挙法では、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると。これは逐条解説で考えが示されており、この一定期間というのが3か月である。</p> <p>庁内の議論の中で、適法に在留資格が認められて生活をしている外国籍の方というのは、その地域コミュニティの中で一緒に暮らしている住民であるというふうにとらえられると考え、定住外国人になった。</p> <p>他団体の中には永住者に限るといった形で定めているところもあることは認識しているが、外国人の方に限って、永住者に限る、あるいは国内何年という要件を設けることは明確な合理性がないというのが、市のこれまでの検討の経過で話し合われた事項であり、適法に在留資格が認められ、本市に住居登録のある外国籍の方については、日本国籍を有する住民と同じ要件とすることが妥当であるというのがこの間の検討の経過である。</p>
11	落合勝利	<p>そごが一つ大きなポイントだ、明確な合理性がないがゆえに3か月とされたということが。ただ、基本的には私も参政権を認めることと住民投票がイコールだと思っていないが、少な</p>	<p>庁内で検討する中で、自治基本条例、それから第六期長期計画の中で、多様性を認め合う、多文化共生、国際交流、平和などを姿勢として打ち出しており、それと整合を取る形で検討が行</p>

		<p>くとも日本において地方参政権がまだ認められていないという状況というのは、それなりの理由がある。</p> <p>永住者、また、特定永住者、定住者、それぞれ在留している外国人の立場というか、それぞれの形があるけれども、我々は基本的に永住権を持つ外国人に対する地方参政権は容認してもいいのではないかという立場なので、そういった部分からすれば、決して外国人に何も認めないということではないけれども、それは一定程度理由がある話であって、そういったもろもろの理由をきちんと検討した上で進められてきたのだらうとは思ふ。</p> <p>なぜ定住外国人にされたのか、合理的な部分を再度確認しておきたい</p>	<p>われてきた。</p> <p>自治基本条例の考え方、第六期長期計画で定められている市としてのあるべき姿、そういうものに照らして今回の住民投票条例を検討したときに、本市として、定住外国人の方を含めない合理的な理由というのはないのではないのかというのがこの検討過程であった</p>
12	きくち太郎	<p>外国から来たばかりで3か月しか日本に住んでいない、しかも武蔵野市に住んだ、こういう人たちに自治基本条例に基づく住民投票をさせるという、この感覚についてお答えください。</p>	<p>【松下市長】要件が住民からしか発案できないことになっており、市長や議会から、この意見を市民に聞いてみたい、表明してもらいたいというのはできない立ってつけになっている。</p> <p>市民の方々が、私たちが住む私たちのまちのこと、自分たちの意見を市長や議会ももっと尊重してほしいという形で住民投票が行われた際には、仮に日本に来たばかりで3か月だった方も、在留資格があつて住民登録がある方は、コミュニティの一員、まちの一員であり、そのような形で住民投票に参画をする資格が出てくる。</p> <p>ただし、言葉の壁があれば、3か月あれば日常生活を営む中でごみを捨てたりとか様々活動する中で言葉の壁というのは乗り越えられていくとも思うが、それでも難しければ、市でも様々、M I Aで取り組んでいることもあり、多言語の翻訳機能を持つものや、市報も多言語化をしており、そうした中で一定サポートが必要。このサポートは、国籍に限らず、障害をお持ちの方にもサポートをする必要があるし、視覚障害や聴覚障害、サポートが必要な方には様々サポートを行うというのが市としてのスタンスだというふうと考えていただければと思う。</p>
13	きくち太郎	<p>先ほど別の委員から、5年10年と長く住んでいる外国籍の方はいいのではないかと、そういうような話もあった。ただ、3か月となると、市民感情からすると、いかがなものかなというふうに申し上げておく。</p>	
14	きくち太郎	<p>平成7年の判例の中に、その外国人が特段の関係があるというような文章が入っていたと思うが、これについて全然御説明がなかった。もう一度説明していただきたい。</p>	<p>平成7年2月28日の最高裁判決は、定住外国人には、憲法上、地方公共団体に関する選挙の選挙権を保障されているかどうか争われたもの。判決では、地方公共団体に関する選挙の選挙権を有することが憲法によって保障されているのは日本国民に限られているとの判断が示された。</p> <p>ただ、この判決の一部において、我が国に在留する外国人のうちでも、永住者等であつて、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上、禁止されているものではないと解するのが相当であると判断が示されている。</p> <p>したがって、この判決では、選挙権については日本国民に限られているものだが、地方選挙においては、永住者等の、特段にその地方公共団体と緊密な関係を持つに至つたと認められる方について、その地方公共団体の長や議会の議員の選挙権を付与する措置を講ずることは禁止されていないという判断が示された。法律をもって定めることは禁止されていないというふうな受け止めている。</p>
15	きくち太郎	<p>住民投票も、やはり幅広い選挙権だと私は認識している。結果を尊重するという事だから。</p>	<p>平成7年2月28日は選挙の選挙権に関する裁判であり、選挙権と住民投票における投票は、</p>

		特別永住権とか、10年以上住んでいるとか、その自治体との何か特別な関係、こういったものをもう一度検討すべきだ。	趣旨が異なる。 【自治法務課長】一般的には、住民投票を条例で定める場合には、法律の定める議会や長の権限を法的に侵害しない範囲で認められる。法的拘束力を持たない諮問的住民投票である限り、許容されるものとされている。 具体的には、憲法第92条以下の地方自治規定を具体化する形で、地方自治法第89条以下に議会の組織・権限が、それから、地方自治法第139条以下に長の地位・権限が定められており、住民投票を条例で定める場合には、法的拘束力を持たない諮問的なものである限り、許容されるものとされている。 本市の住民投票条例案についても、そのような法的拘束力のないものである。
16	橋本しげき	(衆議院法制局見解の報道に関して)国会の山添拓事務所を通じて衆議院法制局に問合せた。この報道については、衆議院法制局の見解は、正式に抗議したいぐらいだ、複数の見解を示したのを切り取られた、衆議院法制局として一部の見解を助長するような発信はしないということだ。どのようにお考えになるか	衆議院法制局に確認した。報道された内容は衆議院法制局としての公式な見解ではない、報道された内容は一般的な条例に基づく住民投票権について述べたものであり、今回上程している武蔵野市の条例について述べたものではない、特定の自治体の条例に対して衆議院法制局は見解を述べる立場にはないと考えているとの回答をいただいた。
17	橋本しげき	一部メディアが、今回の武蔵野市の住民投票条例との関係で、広義の参政権であるとか、実質的な参政権であるとか、こういう表現をしている。これは事実と違うということではあるか	住民投票の投票は、参政権とは異なる。参政権のうち、最も一般的で重要なものは選挙権、被選挙権であるとか、そういったものが参政権の範囲として考えられているものである。 住民投票については憲法第16条の請願、意見の表明であって、それに対して何らかの措置を義務づけるものではないという点において、請願に近いものであると考えている。
18	橋本しげき	1995年2月28日の最高裁判決は参政権のものだが、永住外国人等の地方参政権を、憲法上、禁止していないということは、法的拘束力のない住民投票においてはましてや禁止していないというふうに思う。これは2002年2月19日の名古屋高裁の確定判決もある。 法律上、憲法上、問題ない。外国人の投票資格を認めることに法的には何の問題もない。条例は法律に違反しない範囲で制定できるが、外国人の投票資格を制限する法律の規定はない。 地域で暮らす外国人が地域の問題に意見を表明することは当然の権利である。日本国憲法が保障する表現の自由などの普遍的な基本的人権は外国人にも保障されている。これは武蔵野市民以外の方が武蔵野市の問題(例えば住民投票条例の制定)について意見を表明する権利があるのと同じことである。そのため、外国人住民に住民投票の投票資格を認め、意見を表明する権利を保障することは不合理ではない。 外国人住民に投票資格を認めることは、地域の問題を共に考えることにより外国人と相互理解を深めるよい機会である。同じコミュニティを構成する住民であるわけだから。 選挙ではなく、地域の問題に声を出すというのは、何年住んでいるとか住んでいないとか、言葉を話せるとか話せないという話ではないと考えているが、どう考えるか	市の考え方と近いものである。 第六期長期計画で、多様性を認め合う支え合いのまちづくりを基本目標の一つとして掲げているところ。こうした考え方に照らして、今回の住民投票条例の内容について検討を行ってきた
19	橋本しげき	通説は、請願というのは日本国民だけでなく外国人もすることができるという見解で政府見解も同じだ。なぜなら、請願権は単なる希望などの表明であって、選挙権と異なるので、これは国籍に関係ない。選挙権や被選挙権を持たない未成年者も請願権を有するわけで、外国籍の人であろうが、未成年者であろうが、例えば署名に行くとか名前を書くとかということ是可以する。請願というのは、自分の利害に関することに限らず、広く一般的公共事項についても請願できるということだ。こういう見解でいいかどうか	委員御指摘のとおり
20	橋本しげき	基本的人権の保障は外国人にも及ぶということだと思いが、見解をお聞きたい	委員御指摘のとおり
21	橋本しげき	住民投票は選挙ではないので、外国人に保障されるというのは自然な解釈であるということ	

		を確認したい	
22	橋本しげき	3か月が駄目だと、1年住んだらいいのか、3年なのか、5年か、永住外国人ならいいのかというような、いろいろな線引きを持ち込んだとしても、どれも、より合理的な説明にならないと思うので、今回の条例のような規定というのは最も自然な結論だと思うが、ほかの選択肢よりもやはり今回の、日本人と同等に扱うというのが合理的だというふうに考えているということではどうか。	委員御指摘のとおり
23	橋本しげき	8万人が大挙して武蔵野市に押し寄せてきて、この狭いまちで住むところがあるのかどうか	非常に人口密度も高い状況で、仮にもし何か不正の、実体のないような方が入ってくるような場合でも、それは住民基本台帳法に基づいて、市として調査ができるし、大量の方が入ってくる懸念というのは、これは当たらないと考える
24	橋本しげき	この武蔵野市において、国籍に関係なく、同じ住民として、この社会の一員として、このまちで暮らしていく、そのために市としては最大限の取組を行っていくということの見解	【松下市長】第六期長期計画の10年後の目指すべき姿には、「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち ～未来に挑戦! 武蔵野市～」を目指す姿を実現するための基本目標の1に、多様性を認め合う支え合いのまちづくりを掲げている。多様な価値観や多様なライフスタイル、様々な異なる背景を持つ市民の皆様が武蔵野市に住んで、生活をしている。そうした多様性を認め合うこと。寛容で、そして人と人とのつながりの中で信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。それが、誰もが安心して住み続けられるよう一人一人の多様性を認め合い、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進するという考えで、この第六期長期計画は議会でも議決をいただいた。10年後の目指すべき姿の実現に向けて、目標を持って取り組んでいきたい。
25	道場ひでのり	平成14年に住民投票権についての判断が、平成14年9月27日に最高裁に上告棄却された名古屋高裁の判断、そして最高裁の棄却が決まった。 ここにも、我が国に在留する外国人であって、特別永住者等、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、あと、同じ内容を言っている。そうすると、この平成14年の最高裁の判断というのは、平成7年の最高裁の判断に準拠している。かつ、今度は参政権でなく住民投票権だ。ということは、住民投票権であっても同じ規定を言っている。ここで、例えば最高裁のところでの言葉で言うと、永住者等であってといている。そして、平成14年の判決のときには、特別永住者といっているのである。 3か月居住されたということと、この永住者や特別永住者の違いというのはどう把握されているか	特別永住者については、法律上の規定があり、永住者とは位置づけが異なる 【市民課長】特別永住者は、戦前から日本に住んでおり、平和条約発効後もそのまま引き続き住んでいて、サンフランシスコ講和条約のときに日本国籍を離脱することになった台湾とか朝鮮半島出身者とその子孫ということになる。 永住者は、中長期在留者の区分の一つであり、こちらは、素行が善良であること、独立生計を営むに足る資産または技能を有すること、それから、その者の永住が日本国の利益に合致すると認められることについて審査をして、その永住者という資格を得るということになっている。なお、永住者になると、日本での在留期間や活動制限がなくなる。
26	道場ひでのり	3か月お住まいになった方々と、永住者、特別永住者というのは違うのではないかと。御見解をお願いします。	平成14年の名古屋高裁判決は、特別永住者の方が、自分たちに住民投票の投票権がないのはどうかと争った裁判である。裁判所はこれについて、特別永住者の方の投票権は憲法上どうですかと問われたので、それは平成7年の判決に準拠しつつ、憲法上禁止されているものではないという判断を示した。 この裁判によって、それ以外の、私どもで言っている中長期在留者のような方について何らかの判断を示したのではないというふうに考えている 【自治法務課長】こちらは岐阜県の御嵩町で産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例が、投票資格者を有する選挙人名簿の登録者に限定したことが、憲法21条、14条等に違反し不当として、在日韓国人の方が町を被告に国家賠償法に基づいて慰謝料を求めた訴訟である。 平成14年2月19日に名古屋高等裁判所の判決が出ており、その後、平成14年9月27日に最高裁判所上告棄却により確定した。 判決のポイントとして、特別永住者等に条例をもって住民投票の措置を講ずることは憲法

			<p>上禁止されているものとまでは解されないという趣旨の判断が示された。</p> <p>平成14年2月19日の名古屋高等裁判所判決では、条例に基づく住民投票において、特別永住者等以外の外国人については憲法上の明確な判断を示していないというふうに認識しており、そういった特別永住者等以外の外国人を投票資格者とすることについて、憲法違反であるという裁判例はこれまでにないものと認識をしている</p>
27	道場ひでのり	その人たちと、3か月住まれて、これがもし決まれば住民投票権を与えられる方々というのは、この区別はなくていいのか。	<p>この裁判については、訴えたのは特別永住者の方で、それについて平成7年の判断、地方公共団体の参政権について法律上も否定はされないという判断を受けて、特別永住者のことを聞かれたので、特別永住者について、住民投票の投票権を条例でもって認めることは憲法上禁止されているものではないという判断を示したもので、特別永住者以外の方について何らかの判断を示したものではない。</p> <p>ただ、判断の示されていない事項については、これはまさに市としての政策判断であろうというふうに考えている</p>
28	道場ひでのり	3か月住んでいる人は特段に緊密な関係なのか	<p>3か月間住んでいる方と、ここで示されている特段に緊密な関係というのは、概念が異なる</p> <p>特段に緊密な関係というのは、やはり永住者とか特別永住者の方だというのがこの裁判所の考え方。</p> <p>まず平成7年の最高裁の判決というのは、憲法15条、公務員の選定・罷免であるとか、93条2項、地方公共団体の長や議会の選挙を行うのは、これは日本国民に限るという判断が示された。その上で、例外として、委員おっしゃったように、特段に緊密な関係を持つに至った永住者等の方に、地方の参政権を法律をもって付与することは憲法上禁止されるものではないという判断が示されたもの。</p> <p>平成14年のほうは、これは住民投票に関するもので、憲法15条、公務員を選定・罷免するものでもないし、地方公共団体の長や議会の議員を選挙するものでもないで、そうすると、憲法15条とか93条2項は関係がなくなる。</p> <p>そうすると、では、もしこの名古屋高裁が、委員御指摘のように、私どもが提案しているような住民投票条例に何か憲法上問題があるというような御意見であるとするならば、憲法のどの条項を問題としているのだろうかというところを内部でも議論をした。それについて、憲法15条、93条2項が関係ないとなると、現行の憲法で、私どもが提案しているような住民投票条例について何らか憲法の趣旨に反するというような規定はないというのが私どもの判断である。</p>
29	道場ひでのり	14年の裁判官は7年の判例を持ってきているのだから、それは関係がないわけない。特段に緊密な関係という表現と、「外国人のうちでも」ということは、明らかに区別をしているということだ。	

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	I はじめに	P2「3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について」方向性の(4)「投票資格者には外国籍住民を含みます」という方向性は非常に素晴らしいと思う。当然ながら住民＝日本国籍保持者ではない。差別的排除的な声に惑わされず、このまま進めていただきたい。	<p>第六期長期計画で掲げている「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進するために、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍住民にも意見を表明していただく必要があると考え、条例素案のとおり、投票資格者には外国籍住民を含める方向で検討します。</p> <p>本制度を確立することで、さらに本市の市民自治が推進され、また、市長と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力をしていくことを目指します。</p>
2	I はじめに	懇談会では「外国人の投票権利」について、深く議論されている。グローバル化する社会におけ	<p>参政権のうち最も一般的で重要なものは選挙権とされています。本制度の趣旨は、重要な問題に</p>

		<p>る「市民・住民とは誰か」という「市民権の付与」について、記載する必要がある。</p> <p>骨子案に対する意見への市の考え方では、「市民権は参政権」と限定して解釈されていることがわかった。しかし現在、もはや国民にのみ与えられている市民権の発想は、グローバル化の時代に適応しにくくなっていると指摘されている。市民権を巡る学際的な議論、二重国籍問題の今後等、庁内の議論が必要ではないか。グローバルな経済のみならず、地域経済や実際の生活における共生・多文化の課題や展望を、市民的合意を形成する場を設定することを強く求める。</p>	<p>について住民に意見を表明していただくものであり、選挙のように代表者を選ぶものではなく、投票結果に法的拘束力があるものでもない点で、選挙とは明確に位置付けが異なります。したがって、本制度を設けることにより、現行の法制度において外国籍の方に認められていない参政権や、市民権に当たるような新たな権利を付与することを意図するものではありません。</p> <p>なお、投票資格者に外国籍住民を含めることについては、無作為抽出アンケート、パブリックコメント、市民意見交換会、コミュニティセンターにおける意見交換会などによりご意見をいただくとともに、市議会とも様々な形で意見交換等を行い、それらを踏まえて庁内検討委員会において議論を行いました。</p>
3	5 住民投票の投票資格者	<p>制度趣旨・制度意義から考えても、日本国籍を有している住民だけに投票資格を限るべきではなく、広く外国人にも投票資格を認めるべき。</p>	<p>第六期長期計画で掲げている「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進するために、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍住民にも意見を表明していただく必要があると考え、条例素案のとおり、投票資格者には外国籍住民を含める方向で検討します。</p> <p>本制度を確立することで、さらに本市の市民自治が推進され、また、市長と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力をしていくことを目指します。</p>
4	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍市民を投票資格者とすることは大賛成。基本的には、人間はどこに住もうと皆平等に扱われるべきだ。</p>	
5	5 住民投票の投票資格者	<p>外国人を含める事については、今の時世を考えると自然な流れであり賛成。</p>	
6	5 住民投票の投票資格者	<p>高齢化社会において、主に労働の担い手としての外国人の受入れを促進していかないことには、今後の日本社会は財政的に立ち行かないことは日を見るより明らかである。また、国際的な輸送手段の発達や旧社会主義諸国の市場参加、国際結婚の増加などになり、商取引レベルでも個人生活レベルでも国際化の波は身近になっている。</p> <p>「開かれた都市社会の形成」というテーマは今後の地方自治運営において非常に重要だと思う。街の活力の源として欠かせないものは人口であり、魅力ある街づくり→人口流入→街の活性化→魅力ある街づくり、というループ的な相乗効果が期待できると思う。多様な価値観に寛容で開かれた都市イメージは、街の魅力向上に大きく寄与するものではないか。</p> <p>私は外国人に投票資格を認めることは賛成派だが、否定派の方々が一定数以上おられることに十分な配慮を尽くして、もう少し議論に時間をかけても良いかもしれないと思う。</p>	<p>市民自治の推進を図るために検討を進めてきた本市の住民投票制度は、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明するためのものであるため、外国籍住民を除外する合理的な理由はないと考えています。</p> <p>本市では、第六期長期計画に基づき「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」の実現を目指して「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進していることも踏まえて、引き続き本制度の趣旨を丁寧に説明してまいります。</p>
7	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍の方への拒否感がある市民もいるのではないかと。日本国籍がなくても、市民であることに変わりがない。行政上のサービスを受取り、何らかの形で貢献している。外国籍の方も一定の意見を持っていておかしくない、というのが寛容な考えではないか。</p>	
8	5 住民投票の投票資格者	<p>定住外国人は生活を共にし地域社会をつくる仲間なので排除されるべきではない。そもそも排他的・排他的なコミュニティは武蔵野市の目指すものではない。武蔵野市のコミュニティは個々人が背景にかかわらず参加できる必要がある。</p>	
9	5 住民投票の投票資格者	<p>意見の分かれる問題だが、今日、投票資格の要件を市民の中で外国籍住民だけ別にする必要はない。</p>	
10	5 住民投票の投票資格者	<p>投票資格者に永住外国人を含むべきとの考えを一貫して示している。素案では、永住外国人よりもさらに広く、外国籍住民を日本国籍を有する住民と同様に扱うことは、法の下での平等にもかなう適切な考え方である。この方向で今後の議論が進められることを望む。</p>	
11	5 住民投票の投票資格者	<p>諮問型の住民投票制度であるため、代表者を選ぶ法的拘束力のある選挙とは別のものだと思う。住民自治の推進の観点で制定された自治基本条例において規定されてきたことから、同じコミュニティで過ごし同じ住民である人を国籍</p>	<p>市民自治の推進を図るために検討を進めてきた本市の住民投票制度は、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明するためのものであるため、外国籍住民を除外する合理的な理由はないと考えています。</p>

		を理由に除くことは考えられない。また、住民投票制度は、武蔵野市がこれまで培ってきた住民参加や意見聴取の方法に新たに加わる仕組みであると考えられるため、その仕組みだけに国籍を除外要件とする理由はないと思う。国政への影響が出るという意見もあるが、偏った内容であれば請求段階で認められないし、仮に住民投票が実施されることになったとしても、武蔵野市の住民力の高さを考えれば適正な判断がなされるものと信じている。住民自治の観点や多様性を認め合う社会、二元代表制を補完する制度として、この制度がより良い制度となることを願う。	本市では、第六期長期計画に基づき「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」の実現を目指して「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進していることも踏まえて、引き続き本制度の趣旨を丁寧に説明してまいります。
12	5 住民投票の投票資格者	住民投票の投票権について、外国籍市民を入れることについては賛成です。4で住民投票の対象外となるものを定めていることや投票結果に法的拘束力がないこと、結果を踏まえてきちんと議会が審議することを考えると、「外国に乗っ取られる」という一部の意見が実現することはないと思う。	
13	5 住民投票の投票資格者	投票資格者に外国籍住民も含めることについて、懇談会で「国益に関するようなものについて住民投票が行われることとなった場合に問題になる可能性はある」という意見が挙げられたとあるが、外国籍住民ばかりが「国益に関する～可能性はある」とは限らない。そもそも何が「国益」なのか考え方は色々で国籍は関係ない。その発想自体が差別的排他的で、武蔵野市民の良識を疑われると思う。	ご指摘の意見については、外国籍住民を投票資格者に含めることについて慎重であった委員から出されたものです。懇談会では、外国籍住民を投票資格者に含めることについて、賛否両論の議論がされました。市としましては、懇談会の議論を基に検討を進めたうえで、第六期長期計画において、まちづくりの基本目標のひとつとして「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を掲げたことを踏まえ、市民自治推進の観点から外国籍住民を投票資格者に含める方向で検討しています。
14	5 住民投票の投票資格者	投票資格者に外国籍住民も含めることについて、懇談会で「国益に関するようなものについて住民投票が行われることとなった場合に問題になる可能性はある」という意見が挙げられたとあるが、「国益に関するようなもの」なら更にその上に国政という弁があるので、そのような心配はあまり現実的ではないと考える。	素案では、住民投票の対象としない事項として「市の権限に属さない事項」を挙げています。ただし、署名要件を満たした場合は、例え国が権限を持つ事項だとしても、それに対する意思を住民全体のものとして表明する場合には、それを妨げることは市民自治の観点から適当ではないと考え、住民投票を可能としています。
15	5 住民投票の投票資格者	住民投票に外国人参政権を認める必要はない。外国人を認めないのは差別ではない。武蔵野市の市政とはいえず土地の問題は領土問題であり、外国人に意見される必要はないと考える。	参政権のうち最も一般的で重要なものは選挙権とされています。本市の住民投票制度は、市民自治の推進の観点から確立する制度であり、投票結果に法的拘束力はありません。また、「意見を表明する」ための本制度と、投票結果に法的拘束力がある「代表者を選ぶ」ための選挙は、明確に位置付けが異なるものです。本制度は、あくまでも二元代表制を補完する制度であるため、住民投票が行われた場合でも、最終的には選挙で選ばれた市長と議会が審議を行い、重要事項を決定していくことに何ら変わりはありません。
16	5 住民投票の投票資格者	外国人参政権に向けての蟻の一穴となりうる危険な条例だと思う。反対意見は外国籍者を市民と認めないということではなく、参政権を付与することに反対しているのである。外国籍住民の意見は別枠でヒアリングを行い、日本国籍者が日本人住民の自治を損ねない範囲で市政に反映すればよいのではないかと。	したがって、現行の法制度において外国籍の方に認められていない参政権を付与するものではなく、また、違憲性のあるものではないと考えます。これまで市民参加の手法として行ってきたアンケートや意見交換会、パブリックコメント等の手法に新たに加えられるものである本制度において、外国籍住民の意見を除く合理的な理由はないと考えます。
17	5 住民投票の投票資格者	投票資格者に外国籍住民を含めると、住民の利益だけでなく、日本の国益を著しく損なう。納税者なのになぜ投票権がないのかと言う人もいるが、税金は公共サービスに使われるのではありません。投票権を買っているわけではない。外国人に投票権を与えれば、武蔵野市が日本ではなくなる可能性がある。外国人に参政権を与えようとしているのは日本だけである。世界が認めないことをなぜ武蔵野市はやろうとするのか理解できない。	
18	5 住民投票の投票資格者	投票資格者に外国人を含めることは、憲法に規定されている国民主権に抵触する。参政権は国民の権利であり、地方自治体であっても外国人の意図に左右されることがあってはならない。このような懸念を残したまま原案が作成されたことで市政に大きな不信感を持った。	
19	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民が増えており、意見を伺うことは必要だが、投票権は日本国籍住民に限ることを守っていただきたく、断固反対する。多様性の尊重のためにも、日本の文化、秩序、主権に対して、危機感を持っていただきたい。	
20	5 住民投票の投票資格者	外国籍の方は、それぞれの国籍を有する国や地方自治体に選挙権があるのに、居住地である日本の地方自治体へ投票権を認めるのはおかしいし適切ではないと思う。人数の多い国の方が発議し、投票することができるようになると人数	

		<p>の多い国の人々の意見が反映される恐れがある。性善説で、外国人の方の意見も取り入れればより幅広い人が恩恵を受ける施策が作れると考えられているのかもしれないが、国や地方自治の投票権については、悪用される場合も想定して外国籍の方の発議権、投票権は認めないで欲しい。</p> <p>日本国憲法では外国人参政権を認めていないので、地方自治体もそれに準じて欲しい。</p>	
21	5 住民投票の投票資格者	<p>容易な条件で外国人が参政権を得られることが周知されてしまえば、将来的に外国人が武蔵野市に流入し、外国人に有利な条例を制定されることも現実味を帯びてくる。主権者は日本人であるため、日本国憲法に反してまで外国籍住民に阿る必要性やメリットなどない。コロナ禍でこのような無責任な条例が作成される恐れがあることに、大変憤りを覚える。</p>	<p>参政権のうち最も一般的で重要なものは選挙権とされています。本市の住民投票制度は、市民自治の推進の観点から確立する制度であり、投票結果に法的拘束力はありません。また、「意見を表明する」ための本制度と、投票結果に法的拘束力がある「代表者を選ぶ」ための選挙は、明確に位置付けが異なるものです。本制度は、あくまでも二元代表制を補完する制度であるため、住民投票によって条例が制定されるわけではなく、投票結果を踏まえて、最終的には選挙で選ばれた市長と議会が審議を行い、重要事項を決定していきます。</p> <p>したがって、現行の法制度において外国籍の方に認められていない参政権を付与するものではなく、また、違憲性のあるものではないと考えます。</p> <p>なお、国籍にかかわらず、特定の集団の流入により、その集団に有利な結果が導かれることがないよう、署名要件や成立要件を高め設定しています。</p>
22	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍住民が不当に扱われ、不便な生活を強いられることは望まないし、出来る限り日本人と同じ市民サービスを受けられるべきだと考える。しかし、外国籍住民に投票資格を与えることは非常に危険である。武蔵野市を外国籍住民にとって都合の良い街に作り変えようと多くの外国人が意図的な悪意を持って大量移住してくる恐れは十分に考えられる。性悪説で慎重に制度を作成しなければならないのではないかと。外国籍住民から暮らしに対する不満や改善を求める声があるなら、意見交換する場を市が設ければ済む話であり、それを行わないのであれば市の怠慢である。</p>	<p>国籍にかかわらず、特定の集団の流入により、その集団に有利な結果が導かれることがないよう、署名要件や成立要件を高め設定しています。都市部において人口密度の高い本市においては、特定の集団が大量移住し、前述の実施要件や成立要件に影響を与えるという可能性は極めて低いと考えます。</p> <p>また、住民投票の対象となる「市政に関する重要事項」は「市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定義づけたくうえで、除外規定を設けています。除外事項のひとつに「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」と定めているため、恣意的な内容の住民投票について署名収集が行われることはありません。</p> <p>なお、条例に基づく住民投票の結果には、法的拘束力を持たせることはできません。成立した結果をどのように取り扱うかは市長と議会が決定することとなります。</p> <p>ご意見のとおり、市ではこれまでさまざまな政策等の立案及び決定の段階において、外国籍住民も対象に含めたアンケートや意見交換会等を実施してきました。これまでの市民参加の手続も含め、引き続き自治基本条例に定める基本原則（情報共有、市民参加、協働、計画に基づく市政運営）に則り市民自治を推進してまいります。</p>
23	5 住民投票の投票資格者	<p>日本における外国人による土地の買収が問題視され、ゆくゆくは日本人が外国人に追い出されかねないような状況でこのような条例には賛成できない。</p>	<p>国籍にかかわらず、特定の集団の流入により、その集団に有利な結果が導かれることがないよう、署名要件や成立要件を高め設定しています。都市部において人口密度の高い本市においては、特定の集団が大量移住し、前述の実施要件や成立要件に影響を与えるという可能性は極めて低いと考えます。</p>
24	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍住民に投票権を付与することには多くの課題がある。今後の外国籍市民の割合によっては、外国籍市民の署名だけで住民投票が行われることもあり得る為、慎重な対応が必要。市の将来を左右する投票を行う場合、権利を行使するなら、永住の意思があるとして日本国籍を取得して投票してほしい。アンケート結果を見ると賛成が7割だが、あくまで回答者数 509 名である。住民投票を機能させていくためには、住民の市政参加が欠かせず、情報公開、情報提供、広報、広聴に力を入れてほしい。</p>	<p>また、住民投票の対象となる「市政に関する重要事項」は「市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定義づけたくうえで、除外規定を設けています。除外事項のひとつに「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」と定めているため、恣意的な内容の住民投票について署名収集が行われることはありません。</p>
25	5 住民	<p>外国籍住民を含めることについてのリスクをど</p>	

	投票の投票資格者	う考えているのか。	なお、条例に基づく住民投票の結果には、法的拘束力を持たせることはできません。成立した結果をどのように取り扱うかは市長と議会が決定するものであり、投票結果全体を見て判断することとなります。
26	5 住民投票の投票資格者	安全保障の観点から、国籍の要件も公職選挙法と同様に日本国民に限るべきと考える。	引き続き、自治基本条例に定める基本原則（情報共有、市民参加、協働、計画に基づく市政運営）に則り市民自治を推進してまいります。
27	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民に投票権を付与するか否か、には多くの論点があり、一自治体の法的拘束力を持たない住民投票であっても、メリットデメリットを明確にする議論を尽くさないまま、軽率に投票権を付与することには反対する。一旦、外国籍住民に投票権を付与したのちに問題が浮上しても、投票権を停止することは容易ではないと思われる。	本市における住民投票制度については、懇談会において大きな方向性が示されましたが、投票資格者に外国籍住民を含める否かについては今後整理すべきこととされました。これを受けてより具体的な検討を行った結果を、骨子案として令和3年2月に公表しました。骨子案に対していただいた様々なご意見を踏まえて、さらなる検討を行ったものが令和3年8月に公表した条例素案です。条例素案に対してもパブリックコメントや市民意見交換会、市議会からの意見聴取を行い、お寄せいただいた意見を十分に考慮したうえで、条文に明記することを検討します。
28	5 住民投票の投票資格者	住民投票は、二代表制を補完するもので、その結果を市長と議会は尊重するとしているため、事実上の参政権と捉えることが可能。投票資格者は選挙権と同様が望ましいと考える。外国籍住民の投票権付与の根拠のひとつとして納税をあげるならば、外国籍の方で投票権を付与するのは納税する方に限らないと整合性がとれないのではないかと。また、日本で生活して日の浅い外国籍住民にとっては言語の問題があり、正しい理解で投票できるような手当が必要と思うが本素案では示されていない。コミュニティにとけこみ、地域課題や特性を理解するには、永く武蔵野市に居住し今後も定住する意思を持っていることが前提である。外国籍住民に投票権を与えるにしても永住者限定や3年、5年以上居住・納税しているなどの条件の見直しを求める。	本市の住民投票制度は、市民自治の推進の観点から確立する制度であり、投票結果に法的拘束力はありません。また、二代表制を補完する制度ではありますが、「意見を表明する」ための本制度と、投票結果に法的拘束力がある「代表者を選ぶ」ための選挙は、明確に位置付けが異なるものです。市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、ともに地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしいと考えております。また、市としては、「外国籍住民も納税者であるため投票資格者とするべきである」とは考えておりません。なお、ご指摘のとおり、市からの情報提供においては、言語の問題により市民間の情報格差が生じることがないように配慮しなければならないと認識しています。外国籍住民に限定した要件を設定するか否かについては、日本国籍住民であれば、基準日時点で転入してから3か月経過したばかりの方や翌日に転出予定の方であっても投票資格がある一方で、外国籍住民にのみ永く住み続けることを要件とすることには明確な合理性がないと判断しました。
29	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民には、在住期間や在留資格の要件を設けるべき。	日本国籍住民であれば、基準日時点で転入してから3か月経過したばかりの方や翌日に転出予定の方であっても投票資格がある一方で、外国籍住民にのみ永く住み続けることを要件とすることには明確な合理性がないと判断しました。
30	5 住民投票の投票資格者	投票資格者の年齢に関しては公職選挙法を用いている一方で、外国籍を対象にすることを説明が不十分である。一部の国が意図をもって住民を大量に移民させ、市政に影響を及ぼすことは無いか懸念である。そのような懸念がないことを文言に残すべきである。	本制度の趣旨は「意見の表明」であり、投票という手法を用いることから、事務手続の部分では公職選挙法や地方自治法に準拠することとしています。一方で、国籍にかかわらず、特定の集団の流入により、その集団に有利な結果が導かれることがないように、署名要件や成立要件を高めに設定しています。都市部において人口密度の高い本市においては、特定の集団が大量移住し、前述の実施要件や成立要件に影響を与えるという可能性は極めて低いと考えます。また、住民投票の対象となる「市政に関する重要事項」は「市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定義づけたうえで、除外規定を設けています。除外事項のひとつに「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」と定めているため、恣意的な内容の住民投票について署名収集が行われることはありません。なお、条例に基づく住民投票の結果には、法的拘束力を持たせることはできません。成立した結果をどのように取り扱うかは市長と議会が決定

			するものであり、投票結果全体を見て判断することとなります。
31	5 住民投票の投票資格者	住民投票自体は「公職選挙法に基づく選挙に準じて行う」としているのに、住民投票条例については外国籍住民にも投票権があるのは矛盾している。公職選挙法で外国籍住民に参政権はない。国の公職選挙法＞武蔵野市の住民投票であり、国の公職選挙法を順守するのが大原則。	現行の選挙制度において、外国籍の方に選挙権が認められていないのは、ご指摘のとおりです。本制度は、投票という手法を用いることから、事務手続の部分では、公職選挙法や地方自治法の規定を参考にしていますが、本制度の趣旨は住民の「意見の表明」であり、「代表者を選ぶ」選挙とは位置付けが明確に異なります。したがって、投票者の資格について、公職選挙法と一致させなければならないものではなく、住民投票の投票資格者に外国籍の方を含めることが、公職選挙法の規定に矛盾するものではありません。
32	5 住民投票の投票資格者	私が知りうる限りにおいて、外国において外国人の投票権を付与している国・自治体はない。いくら住民で納税していても、それはあくまでも外国に住まわせてもらっているというのが常識である。地方自治体の自治を外国人にゆだねるようなことは、あってはならない。少ないからいいという意見もあるが、「アリの一穴」になる。外国人は、あくまでも一時的滞在者の扱いである。7割近い賛成とあったが、議論が必要である。	本市における住民投票制度については、懇談会において大きな方向性が示されましたが、投票資格者に外国籍住民を含める否かについては今後整理すべきこととされました。これを受けてより具体的な検討を行なった結果を、骨子案として令和3年2月に公表しました。市としては、「外国籍住民も納税者であるため投票資格者とするべきである」とは考えておりません。また、本市の自治を外国人にゆだねるという意図は全くなく、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、ともに地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしくないと考えております。骨子案に対して無作為抽出アンケートを含めていただいた様々なご意見を踏まえて、さらなる検討を行ったものが令和3年8月に公表した条例素案です。条例素案に対してもパブリックコメントや市民意見交換会、市議会からの意見聴取を行い、お寄せいただいた意見を十分に考慮したうえで、条例案を市議会に上程します。なお、諸外国における地方参政権（選挙権・被選挙権）としては、一定の条件ですべての外国籍住民に認めているケースや、特定国出身の外国籍住民に限定して認めているケースがあります。
33	5 住民投票の投票資格者	選挙権がない外国籍住民に対して住民投票の権利を与えている国はあるのか。意思表示の権利が増えることは良いことだが、選挙と住民投票の制度に相違があることに違和感がある。	選挙権がない外国籍住民に対して住民投票の権利を与えている国については確認できておりませんが、外国籍住民による市政参加制度は存在しています。本市の住民投票制度は、市民自治の推進の観点から確立する制度であり、投票結果に法的拘束力はありません。また、二元代表制を補完する制度ではありますが、「意見を表明する」ための本制度と、投票結果に法的拘束力がある「代表者を選ぶ」ための選挙は、明確に位置付けが異なるものです。市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、ともに地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしくないと考えております。
34	5 住民投票の投票資格者	現在の市長選挙及び市議会議員選挙の低い投票率は、果たして市民の信託を受けた市長、市議会議員といえるのか。市長選、市議選の投票率が低すぎるため、限られた有権者が投票した人物が市長や市議会議員に選出されており、今後の投票率が上がらない限り、住民投票条例は時期尚早だと考える。極端な結果を生じる可能性が否定できず、武蔵野市民にとって住民投票は不利益になると考える。	住民投票の対象になる事項は、「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」としたうえで、除外規定を設けています。また、本制度の趣旨を鑑みて、必要署名数や成立要件を定めることから、武蔵野市民にとって不利益が生じる恐れはないと考えています。
35	5 住民投票の投票資格者	第六期長期計画のまちづくりの基本目標（「多様性を認める」など）の実現と外国籍住民に投票資格を認めることは別の議論である。自治基本条例では、個別の制度における市民の定義はそれぞれの条例で定義するとなっており、住民投票以外ではほとんどが外国籍住民も対象となっている。素案では、住民発議による住民投票が行われるのは「よほどの事態」に限られると記されている。そうであるならば、そのよほどの事態を招い	第六期長期計画は、令和2年度から11年度までの10年間の市政運営の指針であり、市が目指すべき方向性や取り組むべき政策を定める市の最上位計画として策定されました。したがって、住民投票制度の検討を行うにあたっては、長期計画と整合性を図る必要があると考えました。本市における住民投票制度は、あくまでも市民自治の推進を目的としており、二元代表制による間接民主主義を補完するものと位置付けています。市長または議会に対して、有権者が直接民

		<p>た市長または議会に対して、自ら選挙した有権者が直接民主主義の一環として住民投票を行うことが適切であり、そこに有権者以外の投票資格者を認めるのはダブルスタンダードとなる。住民の意見表明の場であるという議論もあるが、現在でも市長は手紙や議会への陳情・請願など市や議会への意見表明の場は確保されており、住民投票の投票資格の有無とは違う議論であると考ええる。</p>	<p>主義の一環として行うリコールとは異なり、市政に関する重要事項について（廃置分合・境界変更を行う場合を除いて、一定の署名数が集まれば）議会の議決を要せずに住民投票を行うこと、成立した結果については市に尊重義務があることが、自治基本条例で定めた本市における住民投票制度です。あくまでも市政運営は二元代表制で行うことが大前提であるため、本制度が濫用されるべきではないことから「よほどの事態」と表現しています。</p> <p>投票資格者については、条例素案に記載のとおり、多様性を認め合う支え合いのまちづくりを推進するためには、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍の方にも意見を表明していただく必要があると考えことから、適法に在留資格が認められ、本市に住民登録のある外国籍の方の投票資格は日本国籍の方と同様とする方向で検討します。</p>
36	5 住民投票の投票資格者	<p>市民の定義に国籍の要素がないことが投票権を外国籍市民に付与する理由になるとは考えられない。投票資格者以外の方の意見を把握できるシステムを確立することで18歳以下の市民と同様に外国籍を持つ市民への対応もできるのではないか。多様性に重きを置き、日本の特色をなくしていくような政策には反対する。</p>	<p>住民投票制度は、これまで本市が市民参加の手法として行ってきた意見交換会、パブリックコメント、各種アンケート、市民意識調査などに新たに加えられるものであり、本制度に限って外国籍住民を対象から除くことは合理的な理由はないと考えます。</p> <p>また、条例素案に記載のとおり、多様性を認め合う支え合いのまちづくりを推進するためには、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍の方にも意見を表明していただく必要があると考えことから、適法に在留資格が認められ、本市に住民登録のある外国籍の方の投票資格は日本国籍の方と同様とする方向で検討します。</p>
37	5 住民投票の投票資格者	<p>市民の定義に国籍の要素がないからと言って、住民投票条例において投票権を外国籍住民に付与する理由にはならない。日本国民の定義（日本国籍を所有する者）を満たし、なおかつ、武蔵野市民の定義を満たす者に投票権があると考えられる。</p>	<p>市民権とは、特に参政権を指して用いられる用語であると理解しています。</p> <p>住民投票の請求に必要な署名数は、要件を高く設定することで、一部の住民にのみ利益を誘導するようなことはできないようにしています。</p> <p>また、外国籍住民を含めた住民投票の結果に法的拘束力はなく、住民投票の結果を踏まえて市政の重要事項に関して決定するのは、選挙による信託を受けた市長と議会であり、現行の二元代表制の仕組みを否定するものではありません。</p> <p>住所要件としては、公職選挙法の規定に準じて「引き続き3か月以上」とする方向で検討しています。懇談会において、外国籍住民のみ追加の要件（3年以上在住等）を設けるべきではないという議論があったことも踏まえ、日本国籍住民であれば、基準日時点で転入してから3か月経過したばかりの方や翌日に転出予定の方であっても投票資格がある一方で、外国籍住民にのみ永く住み続けることを要件とすることには明確な合理性がないと考えます。</p>
38	5 住民投票の投票資格者	<p>「市民権」に関わる重大事案である。多国籍国家である米国や多国籍国家政策に取り組んだ英国の事例を踏まえて、共生社会の表裏を自治体が背負う覚悟と骨格を明確にしていきたい。すでに本市においても、3,223名の外国籍の市民がおり、今後の家族結合によっては、人口構成に影響を与える重大要素である。また、当然のことながら、経済活動を伴うことから、今後他の事象も想定して慎重な判断が求められる。本条例の権能を鑑みれば、住民自治のルールであっても、法治国家の法制度の枠を超えて、独自の治外法権領域を形成することは、他の法体系と市民生活の秩序と混乱に影響を及ぼすものと考えられる。居住地登録年限の妥当性を示し、根拠を法令と結びつける必要がある。再考を求める。</p>	<p>本制度は、外国籍住民の意見を取り入れるための方法として確立するものではなく、あくまでも本市の市民自治を推進するためのひとつの手法であり、これまで市民参加の手法として行ってきたアンケートや意見交換会、パブリックコメント等の手法に新たに加えられるものです。</p> <p>二元代表制で市政運営を行うことや「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」が自治の基本原則であることに変わりはありません。</p>
39	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍住民の意見を取り入れるための方法として、なぜ住民投票である必要があるのか。</p>	<p>条例素案 21 ページ（21 投票資格）で示しているとおり、投票資格者名簿に登録をされた方であっても、投票日（期日前投票や不在者投票を行う場合には、実際に投票を行う日）に、投票資格者でない方については、投票をすることができません。具体的な運用については、選挙管理委員会と調整を行います。</p> <p>なお、投票の方法は、「投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書」する方向で検討しています。点字投票などの一部の例外を除き、記述式での投票が行われることはありません。</p>
40	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍住民について、名簿調製時に在留資格があるが投票日前に在留期限を迎える人はどう扱うのか。投票所での名簿対照時に正確に判定できるのか。また、日本語で会話できない方への投票所でのサポートをどうするのか、記述式の投票で日本語以外で記載された場合の審査をどうするか検討が必要と思われる。</p>	

41	5 住民投票の投票資格者	投票資格者に外国籍住民を含めるため、投票に際し必要な情報が提供されることが求められる。言語の問題などで市民の間に情報格差が生じると、投票において不利益を生じること考えられる。外国籍住民の情報アクセス権を保障するために、市のサポート体制などを構築することを求める。	ご指摘のとおり、市からの情報提供においては、言語の問題により市民間の情報格差が生じることがないように配慮しなければならないと認識しています。
42	5 住民投票の投票資格者	自治基本条例で定義している「市民」で、投票資格者に含まれない子どもや事業者の意見等をどのように聴いていくのか。	投票資格者に含まれない子どもや事業者の意見を伺う方法として、パブリックコメントやアンケート調査による意見聴取のほか、ワークショップや意見交換会の実施など、住民投票以外のさまざまな市民参加の手法の中で意見聴取の機会を設けていきたいと考えます。
43	5 住民投票の投票資格者	今後、子どもの権利に関する条例が制定される流れの中で、どう連動するのか。	子どもの権利に関する条例の制定に向けた議論が進められていることについて、その検討経過を注視しつつ、今後の社会情勢の変化等も踏まえ、住民投票制度の見直しを行っていくことは可能だと考えています。
44	5 住民投票の投票資格者	子どもの権利条約では子どもは意見を聞かれる権利がある。住民投票の結果は未来に影響が現れるものだが、子どもの意見はどのように取り込まれるのか。	市ではこれまでも中高生向けのワークショップやアンケートの実施等により、意見聴取の機会を設けてきました。住民投票の結果に基づく市政運営においても、引き続きさまざまな市民の皆様からの意見を聴きながら進めていくことが必要と考えています。
45	5 住民投票の投票資格者	年齢要件を「年齢満18年以上」とした根拠は理解するが、子どもの人権の観点から「年齢要件に満たない子どもの意見も聞くことができる仕組み」を作ってほしい。	市では、将来を担う中高生世代がまちや地域活動などに関心を持ち、市の取組みに関する理解を深めたり、今後のまちづくりについて提言を行うことを目指す中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」を実施しています。また、これまでもアンケートや意見交換会、出前講座の実施等により、18歳未満の子どもたちから意見を聴く機会を設けてきたため、引き続きこれらの機会や手法を活用していきたいと考えます。
46	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民の投票を認める一方で、対象年齢については公職選挙法に準じて18歳以上としている理由な何か。対象年齢の引き下げについて、検討してはどうか。	年齢要件については、「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」において、公職選挙法の要件から拡大するには、その範囲を相当の合理性をもって定めることは困難であるため、将来的に可能性を残しながら、公職選挙法に準じることとされました。また、一人一票同一の条件で行う住民投票における主体的な意思の表明という観点から、民法改正に伴う成年年齢引き下げにより、18歳から親の監護義務がなくなること踏まえ、現時点において18歳以上を年齢要件とすることは妥当であると考えています。一方、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、条例制定後も制度を見直していく可能性はあると考えています。
47	5 住民投票の投票資格者	投票資格がない「市民」がいることとのバランスを図るために、請求や投票に何らかのトラブルや懸念が生じた際には、居住実態を調査するといった歯止めを設けておくことはどうか。	住民投票の請求や署名を行うことができる投票資格者は、本市の住民基本台帳に3か月以上記録されている満18歳以上の方になります。住民投票実施の手続において、居住実態に疑義が生じた場合は、住民基本台帳法に基づく居住実態等の調査を行うことができます。
48	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民の人数を明確にしてほしい。	令和3年11月1日時点における、本市の外国籍住民の人口は3,098人です。なお、外国籍住民の人口は、本市ホームページに掲載しております。
49	5 住民投票の投票資格者 6 住民投票の請求	骨子案に対して、発議主体は、本条例で定めた「市民」に限定し、「首長」には決して発議権限を持たせるものではないことを厳格に明記することを求め、これについては明記された。	本市の住民投票制度は、市民自治の推進を目的としていることから、廃置分合・境界変更を行う場合を除き、発議できるのは「住民のみ」としてしています。
50	6 住民投票の請求	発議主体は、本条例で定めた「市民」に限定し「首長」には決して発議権限を持たせるものではないことを厳格に明記していただきたい。骨子案に対する意見の中に同様の意見があり、それに対する市の考え方として市長や議会に「発議権限」を持たせるものではないと記されているため、それを条文に明記し、後日解釈の変更が無いようにしていただきたい。	本市の住民投票制度は、市民自治の推進を目的としていることから、廃置分合・境界変更を行う場合を除き、発議できるのは「住民のみ」としてしています。この点について、条文上明記する方向で検討いたします。
51	6 住民投票の	市長の発議を認めていないのはなぜか。	懇談会においては、執行機関である市長に住民投票の発議権を認めることは、議会に対する強

	請求		い牽制となることから、認めるべきではないという意見がありました。市政は、二元代表制として選挙により住民からの信託を受けた議会と市長とが、市民の意思を把握したうえで審議を尽くして合意形成し運営していくことが大前提です。これらを踏まえ、発議できるのは住民のみとしています。
52	無作為抽出市民アンケート	「投票資格者は、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を要する…」の「要する」は「有する」でしょうか。	ご認識のとおりです。今後資料等を作成する際に修正いたします。

◆令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月17日）

NO.	議員名	問	答
1	きくち太郎	外国籍の方が住民投票をできないといった場合にどんな不利なことがあり得るのか、この点について、具体的にこういった例がありますというようなことをお示しいただきたい	自治基本条例は「市民」の中に外国籍の方も含めている。それから、長期計画において、多様性を認め合う、支え合いのまちづくりということで、市としての考え方を示している。 共に地域で生活する外国籍の方の意見を聞かないということになると、市民自治、市民参加の考え方とそぐわないことになってしまう。
2	きくち太郎	外国籍の方が参加できるメリットはいろいろなことが想定されると思うのですが、これについて、こういう場合にはこうだよというように、メリット、デメリット的な具体例を示していただくと分かりやすい	住民投票は、よほどの事態、市内を二分するような議論になっているような事態に行われるものと想定している。当然それは外国籍の方も含め市内に住んでいる方、皆さんに多大な影響がある問題である。 そういう問題は、国籍に関わりなく意見を表明する権利、機会が保障されるべきである。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

<p>○住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から武蔵野市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者とします。</p> <p>○上記の定住外国人とは、次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者</li> <li>・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者</li> </ul>
---

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点1 住民投票の実施	対象年齢の拡大	年齢要件について、「現状は18歳というところで線を引いておき、将来的には拡大していく、という方向性も視野にいれながら」という懇談会の意見がある。15歳から18歳までの人でも、世の中の問題に関心を寄せて情報発信できたりする。市の将来に関わる住民という観点で、15歳以上に拡大するのはどうか。	今回、新たに住民投票制度を設けるにあたって、武蔵野市の自治の推進を考えたうえで、公職選挙法で規定されている国の選挙制度に準拠することに合理性があるかどうかについて判断しました。 年齢要件については、懇談会においても議論されましたが、「なぜ15歳なのか、16歳なのか」を対外的に合理的に説明できる理由がないため、将来的に可能性を残しながら、公職選挙法に基づくこととしました。
2	論点1 住民投票の実施	発議主体の明確化	発議主体は、本条例で定めた「市民」に限定し、「首長」には決して発議権限を持たせるものではないことを厳格に明記することを求める。	〔5 住民投票の投票資格者〕において、投票資格者を「年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日から引き続き3月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者」と明記したうえで、〔6 住民投票の請求〕において、投票資格者が、その総数4分

				<p>の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票実施の請求をすることができることを明記しています。</p> <p>住民投票を発議できるものとして、市長や議会を除くという規定をあえて設ける必要はなく、市長や議会の発議権を条例では規定しないことが、まさに「発議権限」を持たせるものではないことを示しています。</p>	
3	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を含めることについては賛成である。	<p>骨子案で示したとおり、外国籍住民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないこととしました。</p>	
4	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	「誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支えあいのまちづくり」の視点にたち、在留期間などの要件を設けず、外国籍市民を投票資格者として認めていることを特に評価する。		
5	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を入れることに賛成である。		
6	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	「請求資格者」及び「投票資格者」に外国籍市民を含める考え方に賛成。条件に関しても日本人と同様でよく、外国籍市民だけ特別な条件を設定する必要はない。		
7	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	『18歳以上、外国人を含める』についてどちらも異論はない。特に外国人は入れない理由がわからないと思うほど、入れることが自然と考える。		
8	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民も武蔵野市で暮らす住民であり、市民サービスを受けるべき対象であることを考えると、外国籍市民を含めないとする理由が見当たらない。あくまで住民投票は市政運営へ反映する諮問型の制度であり、公職選挙法に基づいて人を選ぶ選挙とも違うと考える。		
9	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民の投票権については、骨子案のとおり日本人と同様でよいと考える。外国籍市民は現在0.2%ほど、逆にマイノリティとして、国籍による意思表示は見えにくいと思う。多様性社会の中では弱者の声を届けるしくみは別途きちんと確保すべき。		
10	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	賛成。外国籍の方を含めることで、実務面で選挙とは異なる運用が必要と考える。		
11	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めること、また在留期間などの要件もつけないことについて支持する。選挙管理委員会とよく調整して、実施可能な運用方法を検討していただきたい。		
12	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民も同じコミュニティで生活している人という観点から、投票資格者に含めることに賛成。多言語対応としては、国が作成している「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」で、外国人が希望する情報発信言語として挙げられているやさしい日本語と英語(余裕があれば、外国人住民の国籍で中国人が一番多いため中国語)を想定しておけばよいのではないかと考える。		
13	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を含むことは良いと思います。投票操作の危険などについての備えはいかがでしょうか。		
14	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	市民として等しく市民サービスを受ける権利は内外問わず有するものと考え、投票権を付与することについて		
					本市においては、外国籍住民にのみ在留期間などの要件を設けることには明確な合理性がないと判断し、適法に在留資

	格者		は賛成。ただし、短期の在留外国人に投票権を付与することに課題がないか懸念している。一定の要件を設けることも視野に入れ慎重な検討を求める。	格を認められ本市に住民登録のある外国籍住民については、日本国籍を有する住民と同じ要件とすることが妥当であると考えます。
15	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民と等しく参加する政治を実現することは現実に即しており、民主主義の成熟と発展につながるので、投票資格者に永住外国人を含むべきとの案で良いと考える。	
16	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないことに反対。 ①公職選挙法への影響の考慮：選挙と住民投票の目的は異なるが、「投票権」では変わりがない。自治体の条例で投票権を認めることで、国や都に求められるレベルが上昇することが懸念される。	条例に基づく住民投票には法的拘束力はなく、参政権のうち公の意思の決定に参加する選挙権などは、明確に位置付けが異なる制度です。本市の自治のルールを定めた自治基本条例では、市民の要件に国籍の要素はありません。市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、共に地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしくないと考えます。また、本市では第六期長期計画の中で、まちづくりの基本目標の一つに、「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」掲げており、「誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しないまちづくりを推進する」方向性を強く打ち出していることから、この実現のためには、外国籍住民も投票資格者に含めることが必要であると考えました。
17	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないことに反対。 ②国の保安の観点：今後の外国籍市民の割合によっては、外国籍市民の署名だけで住民投票が行われることもあり得る。あくまで参考として取り扱うべきであり、投票権を与えることはリスクがあると考えます。	本制度は、あくまでも本市の市民自治を推進するためのひとつの手法であり、二元代表制で市政運営を行うことや「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」が自治の基本原則であることを覆すものではないと考えます。
18	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民は含めないほうが良い。充分に住民投票の経験がない現時点では見送り、改めて検討するべきだと思う。共生社会の実現という意味では、外国籍市民に限らないが、YesかNoの意思表示しかできない住民投票のチャンスを活用するのではなく、日常の生活の中において自らの意思を実行できるような支援体制を整えるべき。	
19	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えます。理由①、市民の定義に国籍の要素がないからと言って投票権を外国籍市民に付与する理由にはならない。	
20	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えます。理由②、住民投票は選挙で選ばれた市長、選挙で選ばれた議員で構成される議会を補完するものである。よって住民投票の投票資格者は同じく市長、議員を選挙した市民(有権者)とすることが妥当。	
21	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えます。理由③、納税を理由に投票権を付与すべきとの意見があるが、公職選挙法では、納税の有無に関係なく、18歳以上の国民に選挙権が付与されている。	
22	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えます。理由④、国家の3要素は、国民、主権、領土である。廃置分合、境界変更は国家で言えば領土の変更である。国の根幹にかかわる問題であり、当然に国民の声を聞く必要がある。このことを自治体に置き換え、領土は市の領域と考えれば、当然に日本国民の声を聞くことが妥当ではないか。	
23	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えます。理由⑤、選挙人名簿の範囲外の人の特定、管理など、正確な行政事務手続きが可能なのか。	投票資格者は、本市の住民基本台帳に登録されていることが要件であり、審査名簿、投票資格者名簿の調製は、住民基本台帳システムと連携させることを想定しています。
24	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えます。理由⑥、合併特例法による投票には外国籍市民は含まれない。	合併特例法に基づく住民投票は、その過半数の賛成があったときは、合併協議会の設置について議会が議決したものとみなされる法的拘束力のある制度です。法的拘束力がなく、あくまで意思の表明である条例に基づく住民投票とは性質

				が異なるものです。
25	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えます。 理由⑦、外国籍市民への参政権につながる恐れがあり慎重な対応が必要。	参政権の定義にはいろいろな考え方がありますが、その代表は選挙権です。選挙権は、政治を担う代表者を選ぶものであり、また、投票の結果が当落を厳密に定める拘束型の投票制度です。一方、市の条例に基づく住民投票は、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというものであり、政治を行う代表者を選ぶ選挙とは性質が異なるとともに、法的拘束力を持たない諮問型という位置付けです。「代表者を選ぶこと」「拘束型の投票であること」を前提に議論されている外国人参政権の問題と、市の住民投票条例の中で外国籍住民が投票資格者となるということとは別の議論であると考えます。
26	論点3 住民投票 の投票資 格者	外国籍住民 の取扱い	「市民権」に関わる重大事案である。多国籍国家である米国や多国籍国家政策に取り組んだ英国の事例を踏まえて、共生社会の表裏を自治体が背負う覚悟と骨格を明確にさせていただきたい。 すでに本市においても、3,223名の外国籍の市民がおり、今後の家族結合によっては、人口構成に影響を与える重大要素である。また、当然のことながら、経済活動を伴うことから、今後他の事象も想定して慎重な判断が求められる。本条例の権能を鑑みれば、住民自治のルールであっても、法治国家の法制度の枠を超えて、独自の治外法権領域を形成することは、他の法体系と市民生活の秩序と混乱に影響を及ぼすものと考えます。 居住地登録年限の妥当性を示し、根拠を法令と結びつける必要がある。再考を求める。	市民権とは、特に参政権を指して用いられる用語であると理解しています。 住民投票の請求に必要な署名数は、要件を高く設定することで、一部の住民にのみ利益を誘導するようなことはできないようにしています。また、外国籍住民を含めた住民投票の結果に法的拘束力はなく、住民投票の結果を踏まえて市政の重要事項に関して決定するのは、選挙による信託を受けた市長と議会であり、現行の二元代表制の仕組みを否定するものではありません。住所要件としては、公職選挙法の規定に準じて「引き続き3か月以上」としています。懇談会においても、外国籍住民のみ追加の要件（3年以上在住等）を設けるべきではないという議論がありました。
27	論点3 住民投票 の投票資 格者	投票資格者 以外の意見 の把握	事業者の意見はどのように反映されていくのか。自治基本条例で定める「市民」の定義には事業者が含まれる。行政と事業者が関わる場面が増えてきており、他の自治体と比較して産業振興にしっかり取り組んでいるからこそ、「住民」の定義には事業者が含まれなかったとしても、まちづくりのなかで事業者は動いているということを残してほしい。	住民投票の投票資格者は「武蔵野市に住所を有する18歳以上の者」と自治基本条例で規定しています。「市民」の定義は、在住・在勤・在学、事業者も含めていますが、住民投票の場合上、投票資格者名簿の調製などの実務上の理由から、住民基本台帳の情報に基づく事務を前提としないと執行が著しく困難となります。自治全体の仕組みとして、住民投票以外で事業者の皆さんからご意見を伺う方法を検討していく必要があると認識しています。
28	論点3 住民投票 の投票資 格者	投票資格者 以外の意見 の把握	「意見を尊重する」ということは住民投票に限らない。投票資格者に含まれない世代の意見はどのように集められるのか。意見を持っているけど言えない、資料を読む時間がない、分からないという状況がある。取りこぼしてしまう部分について声を聴く場を設けてほしい。	市民自治全般に対するご意見として承ります。 なお、住民投票は、公職選挙法に基づく選挙に準じて行うことから、事業者に投票という形で意思を表明していただくことはできません。しかし、投票を勧誘するなどの住民投票運動を通して、意思を表明することは可能です。住民投票において、18歳未満の方の意見をどのように反映させるかは、今後の研究課題であると認識しています。
29	論点3 住民投票 の投票資 格者	投票資格者 以外の意見 の把握	外国人を含めるのには賛成だが、納税者であるという視点があるのなら、事業者の声を聴く枠組みも考えて欲しい。例えば景観など決められる住民投票だと、事業者にも影響が及ぶ可能性が高くなる。また、中高生の無作為ワークショップなども行ってきた経緯や、子どもの権利条例検討の流れもある。こうした世代の声を聴くことも大切。	
30	論点3 住民投票 の投票資 格者	投票資格者 以外の意見 の把握	18歳未満の子がいる場合、その法定代理人に2票もたせてもよいと思う。	ご意見として承ります。なお、投票に関する事項は、条例に定めるものを除き、公職選挙法のほか、市の選挙執行規程等に準拠するため、法定代理人が2人以上いる場合の確認方法など、実務上の対応は困難であると考えられます。
31	論点3 住民投票 の投票資	要件	集団的な転入者（住民投票のみの為の）に対する排除対策が必要ではないか。	投票資格者の住所要件は「引き続き3か月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者」としています。また、署名

格者			審査のための名簿の基準日は代表者証明書交付申請日時点、投票資格者名簿の基準日は投票期日の告示の日の前日時点、住民投票の期日は実施の告示の日から起算して最長で 90 日以内としており、これらにより一時的に有権者となることを目的とした転入を防ぐことが可能と考えます。
----	--	--	---

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）

<b>考え方の結論</b>
<p><b>【検討事項1：投票資格者】</b> 投票資格者は、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を要する18歳以上の者とします。</p> <p><b>【検討事項2：外国籍市民の取扱い】</b> 外国籍市民は投票資格者に含めることとし、在留資格や在留期間などの要件は設けません。</p>

<b>（住民投票の請求）</b>
<p><b>第6条 投票資格者は、市政に関する重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、文書により住民投票の実施を請求することができる。</b></p>

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	I はじめに	P2「3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について」方向性(3) 「よほどの事態」を想定しているにもかかわらず、必要署名数が投票資格者の4分の1以上というのはハードルが高すぎる。	住民発議で行う住民投票の対象は、市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められる事項としています。本来市政運営は、二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくことが大前提であり、議会の議決を要せずに住民投票が実施されることは、よほどの事態であると考えます。そのような観点から、本制度が濫用されることは望ましくないと考え、住民投票実施の要件となる必要署名数は、考えられる中で最も厳しい要件となる「4分の1以上」としました。
2	I はじめに	P2「3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について」方向性の(3) そもそも、なぜ住民投票の発議に必要な署名数が「4分の1以上」なのか、骨子案から十分な説明がなされていない。P9に「5分の1以上」「6分の1以上」と並べて検討したと書いてあるが、なぜ「4分の1以上」なのか、詳細な理由を明らかにしてほしい。	本制度に基づく住民投票は、必要署名数が集まれば、議会の議決を要せずに実施することができます。そのため、現行制度における住民投票において、投票結果をもって議会の必要署名数の要件である「6分の1以上」をひとつの基準とし、これより下げるとは、二元代表制の意義を踏まえ、適当ではないと考えました。また、地方自治法に基づき市長・議会に対して不信任を示すリコールを請求する場合の署名数は「3分の1以上」ですが、本市における住民投票制度はこれと同じ重さを持つまでとは言えないと考え、「6分の1以上」以上で、「3分の1以上」より少ない範囲で検討しました。市政運営は、二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくことが大前提です。そのうえで、住民投票の対象となる「市政に関する重要事項」は「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定義づけています。その観点から、本制度が濫用されることは望ましくないと考えるため、前述の範囲内で最も高い要件である「4分の1以上」を必要署名数としました。
3	6 住民投票の請求	必要署名数について、なぜ投票資格者総数の「5分の1以上」「6分の1以上」ではなく「4分の1以上」なのか、詳細な理由を明らかにしてほしい。「本市の住民制度の趣旨を踏まえ」という理由は、「4分の1以上」という数字を定めた根拠にならない。	現行制度における住民投票において、投票結果をもって議会の必要署名数としました。
4	6 住民投票の請求	検討結果は尊重したいが、3万超の署名はとて多しと考える。乱用は良くないが、もう少し	現行制度における住民投票において、投票結果をもって議会の必要署名数としました。

		ハードルを下げる、可能なら 10 分の 1 以上とすることが望ましい。	いる合併特例法の必要署名数の要件である「6 分の 1 以上」をひとつの基準とし、これより下げるとは、二元代表制の意義を踏まえ、適当ではないと考えました。
5	6 住民投票の請求	署名要件の高さは、制度の濫用防止の観点から理解できなくはないが、実際の投票率を考えるともう少し少なくてもよいのではないかと考える。	本制度においては、必要署名数が集まれば、議会の議決を要せずに、住民投票を実施することができます。市政運営は二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくという大前提があるため、議会の議決を要せずに住民投票が実施されることは相当な重みをもつものと考えました。そのため、実施にあたっての必要署名数の要件は、一定以上の厳しさをもちたものであるべきという前提で検討を行い、「4 分の 1 以上」とする方向で検討しています。
6	6 住民投票の請求	外国籍住民に投票権を与えることで、自分たちの有利になるよう住民票を移して票を集め、外国人に有利な制度とされてしまうことなどを懸念する意見があるのを見ている。しかしこれは、外国人に限らず、日本人であっても同じことが考えられる。そういった点では、制度の濫用を防止するため、現状最も厳しい要件とした 1/4 以上とすることに賛成する。	条例素案で示したとおり、必要署名数は投票資格者の「4 分の 1 以上」とする方向で検討しています。
7	6 住民投票の請求 9 署名等を求める 手続	必要署名数は、4 分の 1 以上よりも少なくすべきだと求めている。たとえ必要署名数が投票資格者の 4 分の 1 以上と高いハードルでも署名収集期間が 2 か月確保されているので不可能なハードルではないという考え方もあるが、署名は 2 か月間均等に集まるわけではない。必要署名数「4 分の 1」と署名収集期間「2 か月」の関係の合理性については、もう少し検討が必要だと考える。	署名の収集期間については、住民一人ひとりが住民投票の請求の趣旨や市政について考える時間を確保したうえで、署名収集が行われる必要があると考えます。また、地方自治法の規定に基づく直接請求では、都道府県及び政令指定都市における署名収集期間が 2 か月以内とされていることも参考にしました。
8	無作為抽出市民アンケート	「6 分の 1 以上よりも低く」は「6 分の 1 よりも低く」でしょうか。	誤解を招く表現となり申し訳ございません。正しくは次のとおりです。今後資料等を作成する際に修正いたします。必要署名数の検討は、最低限のラインとして「6 分の 1」より低くするべきではなく、また、最大のラインとして「3 分の 1」よりは低くするべきであると考えたことから、「6 分の 1」「5 分の 1」「4 分の 1」の中から、最も高い「4 分の 1」を必要署名数としました。
9	無作為抽出市民アンケート	「最大のラインは、3 分の 1 以上」は「最大のラインは、3 分の 1 以下」でしょうか。	

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和 3 年 8 月）

○投票資格者は、市政に関する重要事項について、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して文書により、住民投票の実施の請求をすることができます。

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和 3 年 2 月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点 4 住民投票の請求	必要署名数の要件	市全体に関わる重要事項について住民投票に付すという趣旨を考えると、4 分の 1 以上という署名要件は決して多くなく、4 分の 1 以上の署名が集まればこそ趣旨のとおり重要事項と考える。4 分の 1 以上よりハードルを下げるとしても、法の規定で議会の議決を要せずに投票結果が拘束される 6 分の 1 以上よりも下げてはいけないと考える。	骨子案で示したとおり、必要署名数は投票資格者の 4 分の 1 以上としました。
2	論点 4 住民投票の請求	必要署名数の要件	賛成。合併協議会の設置を要求する水準よりは性質上厳しくしてよいと思う。	
3	論点 4 住民投票の請求	必要署名数の要件	必要署名数が投票資格者数の 4 分の 1 というのは、ハードルが高すぎるのではないかと。本市の過去の事例から見ても、非現実的である。	市政運営は二元代表制が大前提であり、市長と議会が市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が起きた場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという地方自治法に基づく直接請求の制度は、本市の自治の推進を鑑みた場合に不十分ではないかと、懇談会で議論されました。その結
4	論点 4 住民投票の請求	必要署名数の要件	近年になって常設型住民投票条例を制定した自治体では、6 分の 1 以上や 5 分の 1 以上など、必要署名数を少なくする自治体が多くなっている。海外の例と比	

			べても、高いハードルとなると思われる。必要署名数は4分の1以上よりも少なくすべきと考える。	果、実施要件となる必要署名数の要件を有権者の50分の1よりも多い数で一定以上の厳しさを持ったものと設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票が実施できる常設型の住民投票制度を設けるべきであるという方向性が示され、それに基づき必要署名数の要件を検討しました。 現行制度における住民投票では、投票結果をもって議会が議決したものとみなすとしている合併特例法の6分の1という必要署名数の要件がひとつのラインであり、これより下げるとは二元代表制の意義を踏まえ、適当ではないと考えます。また、本市における住民投票制度は、地方自治法に基づき市長・議会に対して不信任を示すリコールができる署名数（3分の1）と同じ重さを持つまでとは言えないと考えられることから、6分の1以上で3分の1よりも少ない範囲で検討を行いました。そして、本市の住民投票制度の趣旨を踏まえ、その範囲内で最も高いハードルである4分の1以上と設定しました。
5	論点4 住民投票 の請求	必要署名数の要件について	投票者資格者の4分の1（約32,000件）は市長選での当選者得票数約34,000とほぼ同じ数字である。だとしたら市長を決められるくらいの人数に声を届けて賛成してもらって、さらに署名までしてもらわないといけない。署名はかなり抵抗があるもので、14万市民全員に賛同してもらっても32,000人に署名してもらえるかはわからない。	
6	論点4 住民投票 の請求	必要署名数の要件	4分の1はかなり厳しいと感じる。投票結果が即市政の変更につながるわけではない中で、これだけの数を集めないと住民投票にかけられないとなると、住民投票自体が実現不可能なものとして市民は感じると思う。	
7	論点4 住民投票 の請求	署名要件	必要署名数は投票資格者の10分の1が適当。2か月以内におよそ13,000人前後の署名であれば、濫用の恐れもないと思われる。直近の横浜市の直接請求の事例からも、住民投票制度は市民自治の制度として過大な要件を求めず、現実的に使いやすい制度として設計されるべき。	
8	論点4 住民投票 の請求	必要署名数の要件	10分の1以上で良いのではないか。法律上の制度でも、リコールや直接請求はほとんど成立していない。ハードルが低いのがいいとは言えないが、4分の1以上では高すぎる。	
9	論点4 住民投票 の請求	必要署名数の要件	投票資格者の4分の1以上の署名数はハードルが高い。10分の1以上とすることを求める。	

◆令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月1日）

NO.	議員名	問	答
1	橋本しげき	合併協議会の住民投票がされる場合には、合併を少なくとも進めてくれという一定の意思表示ではあると思う。その署名数が6分の1以上なのに、それより高い4分の1以上というハードルを常設型の住民投票で設けるといのが、果たして合理的なのかどうか。	合併協議会の住民投票について、合併云々というよりは、議会が議決したものとみなすという部分を重く見た。住民投票条例は単なる協議会の設置を請求するものよりは、重みがある。3分の1はリコールをできるレベルだが、そこまではいかないだろうといったところの、その上と下を検討した。
2	品川春美	他自治体で実際に投票が実施された例があるか	総務省による平成19年度から30年度までの資料によれば、自治法に基づく個別型住民投票は、住民からの請求が123件、うち、実施されたのが12件。 自治法ではない、常設型の住民投票条例に基づいて実施されたのが6事例、このうち4事例が住民発議である。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）

考え方の結論
<b>【検討事項1：必要署名数の要件】</b>
住民投票の発議に必要な署名数は、投票資格者の4分の1以上とします。

（住民投票の形式）

第7条 前条の規定による請求にあたっては、住民投票に付そうとする事項について、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	7 住民投票の形式	投票形式は、「はい」「いいえ」を選択するものか。	本市の住民投票の選択肢は、二者択一で、原則として賛成・反対を問う形式としたうえで、案件によっては、AかBかを選択する形式も可能としています。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

○住民投票の実施の請求にあたっては、住民投票に付そうとする事項について、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければなりません。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）

考え方の結論

【検討事項1：設問の設定】

設問は、住民投票実施請求代表者が設定します。

【検討事項2：選択肢の形式】

選択肢は、二者択一で、原則として賛否を問う形式で、案件によってはそれ以外の選択肢も可能とします。

【検討事項3：投票方法】

投票用紙の賛成・反対（または各選択肢）の選択欄に○を記載します。

（代表者証明書の交付等）

第8条 第6条の規定による請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）により当該事項が市政に関する重要事項であること及び前条の形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書により代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、住民投票に付そうとする事項が市政に関する重要事項であること及び前条の形式に該当すること並びに当該代表者が投票資格者であることを確認したときは、当該代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付したときは、直ちに、第1項の規定による申請があった日現在において投票資格者である者の総数の4分の1の数（以下「必要署名数」という。）を告示し、かつ、当該代表者に通知しなければならない。

4 投票資格者のうち、地方自治法第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された武蔵野市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員又は職員であるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	8 代表者証明書の交付等	「当該請求事項が市政に関する重要事項である」という判断をするのは市長だけなのか。判断しにくい微妙な内容だった場合も市長のみ	住民投票に付する事項が「市政に関する重要事項」であるかどうか、除外規定に該当するかどうかの判断を行うのは市長です。本制度のため

		が可否の判断をするのか。例えば第三者の法律家や、選管が判断に関与することは想定しないのか。	だけに第三者による関与の仕組みを設ける必要はないと考えています。 なお、代表者証明書の交付申請における市長の判断については、行政不服審査法に基づく第三者機関による審査の機会が設けられていると考えます。 また、必要署名数が集まれば市政に関する重要事項であると考えられることから、除外規定は市長が恣意的に除外することのないよう担保する必要があり、除外要件を列挙するほか、「住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項」と条文に明記する方向で検討し、今後作成する資料等で考え方を説明します。
2	8 代表者証明書の交付等	除外規定(6)の乱用を心配している。門前払いを防ぐ乱用防止の措置が必要である。どの項目に照らして除外するか広報し、行政だけの決定でなく、第三者機関で除外するか否かを決めるべきではないか。	今後資料等を作成する際に、ご意見のとおり加えたいと考えます。
3	8 代表者証明書の交付等	P11 説明欄の5番目の「当該請求事項が市政に関する重要事項であること」に、「かつ除外規定に該当しないこと」を加えたほうが良いと思う。	

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

<p>○住民投票を請求しようとする代表者は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が市政に関する重要事項であること及び〔7 住民投票の形式〕に該当することの確認を請求し、かつ、文書により代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければなりません。</p> <p>○市長は、上記の申請があった場合において、住民投票に付そうとする事項が市政に関する重要事項であること及び〔7 住民投票の形式〕に該当すること並びに当該代表者が投票資格者であることを確認したときは、当該代表者に代表者証明書を交付し、かつその旨を告示しなければなりません。</p> <p>○市長は、上記により代表者証明書を交付したときは、直ちに、上記の申請があった日現在において投票資格者である者の総数の4分の1の数を告示し、かつ、当該代表者に通知しなければなりません。</p> <p>○選挙管理委員会の委員又は職員であるものは、代表者となることができません。</p>
---

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点10 住民投票の形式	設問の設定	市長や議会が取り組まない事項について住民投票するのにもかわらず、「重要事項に該当するかどうか」の判断を市長がしているのか。	重要事項の判断はNo.3～10のとおりです。市長は、重要事項に該当するか、設問の設定が定められた形式に合致するか、請求者が投票資格者であるかを確認し、代表者証明書を交付するか否かを決定します。代表者証明書の不交付については、行政不服申し立てや訴訟の提起が可能です。

（署名等を求める手続）

第9条 前条第2項の規定による代表者証明書の交付を受けた代表者（以下「請求代表者」という。）は、住民投票の実施を請求する者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、投票資格者に対し、署名等（署名簿に自己の氏名を署名し、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 請求代表者は、武蔵野市の区域内で衆議院議員、参議院議員、東京都の議会の議員若しくは知事又は武蔵野市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期

間、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができない期間又は大規模災害その他やむを得ない事情により署名等を求めることができないと市長が認める期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。

4 請求代表者は、投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。

5 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名等をすることができない場合に限り、別の投票資格者（請求代表者及び前項の規定により請求代表者の委任を受けて投票資格者に対し署名等を求める者を除く。）に委任して自己の氏名等を署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者（次項において「代筆者」という。）による当該投票資格者の氏名等の記載は、当該投票資格者による署名等とみなす。

6 代筆者が投票資格者の氏名等を署名簿に記載する場合は、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名をしなければならない。

◆令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	やぶはら太郎	代表者が委任をする手続はどのようなものか。当事者間の約束事で成立するのか、それとも何か指定の様式があるのか	条例上委任状と書かれておりますので、書式を定めた上で手続を取っていただく
2	やぶはら太郎	必要な受任者は一般的に何人ぐらい必要になると想定されているのか。	受任者が何名か想定はしていない。代表者の判断による
3	橋本しげき	2か月間と、4分の1以上の署名が必要であるという、この兼ね合いをどのように考えるか	必要な署名数を投票資格者の総数の4分の1、約3万2,000件と、相当程度高く設定をしている。請求者による住民への情報提供や署名収集期間として、地方自治法に基づく直接請求制度では、指定都市以外の武蔵野市などの市町村には収集期間は1か月とされているところだが、住民投票の趣旨、それから署名要件を鑑みて、1か月以内では不十分であると考え、2か月以内とすることが適当だと判断した

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	9 署名等を求める手続	P13 4番目の「地方自治法の規定に基づく」は「地方自治法と同等の」にしたほうが良いと思う（自治法はあくまでも参考なので）。	ご意見のとおり、あくまでも地方自治法の規定は参考となりますので、今後資料等を作成する際には表現に注意します。
2	9 署名等を求める手続	必要署名数が多いので、署名収集期間は3か月にしてはどうか。	署名収集期間を3か月とすることも検討しましたが、署名から投票までの期間が長期化することにより、住民の投票への興味関心や意欲が薄れてしまうことが懸念されると考えました。また、本市より人口の多い自治体においても、署名収集期間を2か月以内としていることから、3か月は適当ではないと考えています。

◆令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月17日）

NO.	議員名	問	答
1	橋本しげき	署名を集める期間とハードルとの関係についてどのように考え、このような提案が出てきているか	4分の1という一定程度高いハードルがあり、さらに1か月とするとハードルとして高いということがあり、若干余裕を見て2か月間と設定した

2	橋本しげき	つまり、例えば、1か月で5分の1以上集めるよりも、2か月で4分の1以上集めるということのほうがいいのだと。ハードルを高くして、多くの人に署名を集めてもらって、その代わり、期間を2か月にしたほうが全体最適なのだ。こういう発想なのではないでしょうか。	署名の考え方は、冊子〔素案〕13ページのとおり、住民一人一人が請求の趣旨や市政について考える時間を確保した上で署名収集が行われる必要があると。この点についても大きな理由として考えている。
3	橋本しげき	2か月は、署名を集める期間として、ベストではないが、ベターだということか。	総合的に検討し、2か月と整理した。
4	橋本しげき	2000年11月15日、日本共産党が住民投票法案大綱を発表したとき、住民投票を法制化しようということで、投票資格者数が50万人以下の部分については、その100分の20、つまり、5分の1以上の署名を集める必要があるというような案を発表したことがある。4分の1以上ということについてはもうちょっといろいろ考えたほうがいいかなということ述べておきたい	

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 請求代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、投票資格者に対し、署名等（自己の氏名を署名し、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならないものとします。
- 請求代表者は、武蔵野市の区域内で衆議院議員、参議院議員、東京都の議会の議員や知事、武蔵野市の議会の議員や市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、署名等を求めることができないものとします。
- 署名等は、請求代表者へ代表者証明書を交付したことを告示した日から2か月以内でなければ、求めることができないものとします。ただし、上記のとおり署名等を求めることができない期間や、大規模災害その他やむを得ない事情により署名等を求めることができないと市長が認める期間がある場合は、当該期間を除き、請求代表者へ代表者証明書を交付したことを告示した日から62日以内とします。
- 請求代表者は、投票資格者に委任して署名簿への署名等を求めることができるものとします。この場合、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を当該署名簿に付さなければならないものとします。
- 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名等をする事ができない場合に限り、別の投票資格者（請求代表者及び請求代表者の委任を受けて投票資格者に対し署名簿に署名等をする事を求める者を除く。）に委任して自己の氏名を署名簿に記載させることができるものとします。この場合において、委任を受けた者（下記において「代筆者」という。）による当該投票資格者の氏名の記載は、当該投票資格者による署名とみなすものとします。
- 代筆者が投票資格者の氏名を署名簿に記載する場合においては、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名をしなければなりません。

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	「投票資格者＝署名をできる人」であるならば、その条件がわかりやすく伝わるといいと思う。	〔9 署名等を求める手続〕において、住民投票の実施を請求する代表者は、投票資格者に対し署名等を求める旨を記載しています。ここでいう投票資格者とは、代表者証明書交付申請日現在において投票資格のある方です。
2	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	署名ができる人の条件に触れられていないことが気になる。要件を設けないことで、住民投票が乱発されることが懸念される。	
3	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	署名をできる人の条件はないのか。	

4	論点5 署名の収集期間	署名の収集期間	4分の1以上であれば短すぎると思うが、実際集める期間としてはこれくらいでないと投票までに期間がかかりすぎるので、妥当ではないかと思う。	骨子案で示したとおり、署名の収集期間は2か月としました。
5	論点5 署名の収集期間	押印の取扱い	署名の収集期間に異論はない。一方で、コロナの影響で押印の廃止が進んでいるが、住民投票請求における署名の押印はどのような取扱いになるのか。また、外国籍市民の署名における押印はどのように取り扱うことを想定しているのか。	地方自治法の改正にあわせ、押印不要としました。

#### ◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

<b>考え方の結論</b>	
<b>【検討事項1：署名の収集期間】</b>	
代表者証明書の交付及び告示の日から、2か月以内とします。ただし、他の選挙等において署名を求めることができない期間、その他やむを得ない事情により署名を求めることができないと市長が認める期間がある場合は、その期間を除き、告示の日から62日以内とします。	

#### （署名等を求めるにあたっての禁止事項）

**第10条** 前条の規定により署名等を求める行為は、買収、強迫その他不正の手段により署名等をする者の自由な意思が拘束され、又は規則で定める市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

#### ◆令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	やぶはら太郎	規則で定める市民の生活環境を侵害するもの、これはどのような行為か。 また、署名を集めるために見知らぬ家を訪ね歩く、いわゆる戸別訪問はどういう扱いになるのか。	例えば、深夜に署名を呼びかける行為は規定を必要があると思う。 住民間の活発な議論が行われ、市政への関心と理解が深まることが望ましいという観点から、原則は自由であると考え、必要最小限の規制を置く。
2	やぶはら太郎	これらについてどのように担保されるのか。	強制的にはできないと考えるが、規定を置くことで、何かそういった行為があった場合には市として指導ができる
3	やぶはら太郎	相談窓口を用意してもいいのではないか	暴行や強迫のようなことがあった場合には、もちろん刑法上の罪になるので、それは関係機関と相談をすることができる

#### ◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	10 署名収集における禁止事項	居住実態がない者が署名に関わった場合などについても想定が必要ではないか。それとも、住民基本台帳に記載があり納税や電気・水道等ライフラインと契約し使用・支払い実績があれば居住実態を問うつもりはないのか。	居住実態に疑義がある場合は、住民基本台帳法に基づく調査が可能なので、必要に応じて調査を行うことを考えています。
2	10 署名収集における禁止事項	実際に愛知県知事リコールの際に署名偽造が行われてしまったので、必要なことだと思う。	ご意見のとおり、愛知県知事リコールにおける署名偽造問題を受け、署名等の収集の際に、買収や強迫等により署名者の自由な意思が拘束される行為や、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないとする旨を条文に明記する方向で検討します。なお、署名収集における脅迫や暴行、署名偽造などの悪質なものは、刑法の処罰規定（刑法第167条など）が適用されるものと考えています。
3	10 署名収集における禁止事項	「理念規定」とは、罰則がないという意味か。規則に具体的に規制する禁止事項を盛り込めば、「理念規定」というよりも具体的な制限規定	お見込みのとおり、罰則のない規定となります。 「市民の平穏な生活環境を侵害する行為」の基

項	となるのではないかと。できるだけ規制する事項は少なくすべき。	準など、何が禁止事項にあたるのかといった必要最小限の禁止事項は規則に明確に示すべきと考えます。
---	--------------------------------	---

◆令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月17日）

NO.	議員名	問	答
1	橋本しげき	別紙2、骨子案への意見に対する検討結果、ナンバー5、意見内容「投票運動や署名収集における違法行為に対して、条例で罰則規定を設けるべき」。検討結果は、罰則規定は設けないが、禁止事項を設定すると。 その理由の2つ目のところに、「「署名収集における禁止事項」を理念規定として新たに設ける必要があると考えたため」。 この理念規定というのは、罰則がないという意味か。規則で何を禁止事項とするか定めるといわけだが、具体的に列挙されるのか。理念規定であるという言い方と、それから、規則で具体的にこれは禁止と定めるといのはどういう整合性になるのか。	収集活動に対する違法行為に対しては特に罰則規定などは設けないということで、こうしたことはしてはならないというような大ざっぱな規定を設けるということで、それが理念規定というところである。 ただ、漠然と書いてもなかなか伝わりにくいということで、例えば、深夜において演説をしたりとか署名集めをしたりとか、そういう一般的に迷惑になるようなことについてはしてはいけないということ、これはちょっと細かい内容になるので、また規則等で記載することを考えている。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

○署名等の収集は、買収、強迫その他不正の手段により署名等を行う者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならないものとします。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点4 住民投票の請求	署名に関する罰則規定	愛知のリコール運動のように偽りの署名等があった場合の罰則規定等は定められるのでしょうか？	愛知県知事リコール運動の署名偽造問題を受けて、〔署名収集における禁止事項〕を新たに設けました。 これは、罰則のない規定としていますが、暴行、脅迫、署名の偽造等刑法に触れるような行為があった場合は、関係機関と協議のうえ、しかるべく対応することができます。また、刑法による対応のほか、実務上は、提出された署名簿の縦覧の仕組みを設けることにより、対応できると考えています。

（署名簿の提出等）

第11条 請求代表者は、署名等をした者の数が必要署名数以上となったときは、第9条第3項に規定する期間の満了の日から5日以内に当該署名簿（署名簿が複数あるときは、これらを一括したもの。以下同じ。）を市長に提出し、署名等をした者が次条第1項の審査名簿に登録されていることの証明（以下「証明」という。）を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定により証明を求められた場合において、提出を受けた署名簿に署名等をした者の数が必要署名数に満たないことが明らかであるとき又は当該提出が同項に規定する期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとする。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	11 署名簿の提出等	本文中に「審査名簿」という言葉が出てくるが、説明は次の12でしか記載されていない。こちらにも説明があるとわかりやすい。	ご意見を踏まえ、条文には審査名簿の調製における説明と内容がつながるように条文に明記する方向で検討します。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 請求代表者は、署名簿の署名数が必要署名数以上となったときは、署名収集期間の満了の日から5日以内に当該署名簿（署名簿が複数あるときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、市長が調製する審査名簿に登録されていることの証明（以下「証明」という。）を求めなければなりません。
- 市長は、署名等をした者が審査名簿に登録されていることの証明を求められた場合において、署名簿の署名数が必要署名数に満たないことが明らかであるとき、又は当該提出が署名収集期間の満了の日から5日以内の期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとします。

（審査名簿の調製）

第12条 市長は、前条第1項の規定により証明を求められたときは、同条第2項の規定により却下するときを除き、審査名簿（第8条第1項の規定による申請の日現在における投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定による調製をしたときは、その日から7日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該審査名簿に登録された投票資格者の氏名、住所及び生年月日のうち当該申出を行った投票資格者に係る部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し異議のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に、市長に対し、文書により異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出を受けた日から14日以内に、当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該申出を正当であると決定したときは当該申出に係る者を直ちに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該申出を正当でないとして決定したときはその旨を直ちに申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定による調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに登録しなければならない。

◆令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	やぶはら 太郎	2か月の署名集めの期間を経て、市長による審査名簿の調製が行われる。このときに既に転出や死亡している場合の扱いはどうなるか	12条5項に基づき、調製をした後に審査名簿に登録されるべき方というのが判明した場合には、その都度付け加える。その間に亡くなった方とか転出された方につきましては、基準日時点の人数でいくと考えている。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 市長は、署名等をした者が審査名簿に登録されていることの証明を求められた場合においては、却下するときを除き、審査名簿（代表者証明書交付申請の日現在における投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければなりません。

- 市長は、上記のとおり審査名簿の調製をしたときは、その日から7日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該審査名簿に登録をされた投票資格者の氏名、住所及び生年月日のうち当該申出を行った投票資格者に係る部分に限る。）を閲覧させなければなりません。
- 審査名簿への登録に関し不服のある者は、上記の閲覧の期間内に、市長に対し、文書により異議を申し出ることができるものとします。
- 市長は、上記の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければなりません。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと判断したときは、その旨を速やかに申出人に通知しなければなりません。
- 市長は、審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければなりません。

**（署名等の審査等）**

**第13条** 市長は、第11条第1項の規定により証明を求められたときは、その日から30日以内に、当該署名等の効力について審査し、証明をどうかを決定しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、審査期間を延長することができる。

2 市長は、前項の規定により証明をしたときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 第1項の規定により証明を受けた署名等に関し異議のある者は、前項に規定する縦覧の期間内に、市長に対し、文書により異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出を受けた日から14日以内に、当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該申出を正当であると決定したときは直ちに第1項の規定による証明を修正してその旨を申出人及び関係人に通知し、当該申出を正当でないとして決定したときは直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に第3項の規定による申出がないとき又は当該申出の全てについての決定をしたときは、その旨及び有効な署名等をした者の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	13 署名等の審査等	「等」が重なって使用されているが、これは条例の記載方法としてあり得るのか。	「署名等の審査等」のように、「等」が重なって条文に記載されることはあります。
2	13 署名等の審査等	「署名簿を請求代表者に返付しなければなりません」とあるが、理由を知りたい。	署名等の審査は、請求代表者が提出した署名簿に署名等をした方が、市長が調製する審査名簿に登録されていることを証明するために行うものであり、その証明を受けた署名簿を添えて住民投票の実施請求を行うため、請求代表者に署名簿を返付するものです。これは、地方自治法の直接請求の手続になっています。

3	13 署名等の審査等	仮に「署名簿を請求代表者に返付しなければなりません」のだとしたら、審査名簿調製後に請求代表者が署名簿を偽造・改編など悪用されないよう、署名簿の写しをとってから返付するなどの対策が必要だと思う。	ご意見として承ります。なお、事務手続等の細かな内容につきましては、今後規則の制定や実務マニュアル等を作成する際に検討します。
---	------------	--	--

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

<p>○市長は、署名等をした者が審査名簿に登録されていることの証明を求められたときは、その日から30日以内に審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければなりません。ただし、大規模災害等やむを得ない事情がある場合に限り、市長は、署名簿の審査期間を延長することができるものとします。</p> <p>○市長は、証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければなりません。</p> <p>○署名簿の署名等に関し不服があるときは、関係人は、上記の縦覧の期間内に市長に対し、文書により異議を申し出ることができるものとします。</p> <p>○市長は、上記の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその申出が正当であるか否かを決定しなければなりません。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとしたときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければなりません。</p> <p>○市長は、上記の縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき又は全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効な署名等をした者の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければなりません。</p>
---

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点6 署名簿の 審査期間	不正への対策	審査期間に異論はないが、愛知県知事リコールにおける署名収集の不正のように、同一人物による筆跡の確認など、審査のノウハウは選挙管理委員会事務局は持っているのか。マニュアルの作成等しっかり準備しておく必要があると考える。	署名審査等の事務マニュアルを作成することを予定しています。なお、大規模災害などやむを得ない事情がある場合に限り、審査期間を延長することができることとします。
2	論点6 署名簿の 審査期間	不正への対策	愛知県知事のリコール運動でもあったように、署名の有効性が厳しく問われ、その時の住民投票自体が成立するかどうかということになる。署名数が多ければそれなりに審査の時間を必要とする。コロナや他の感染症が拡大することも想定し、きちんとした時間を確保すべき。	

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

<p><b>考え方の結論</b></p> <p><b>【検討事項1：署名簿の審査期間】</b></p> <p>署名簿の審査期間は、提出された日から30日以内とします。</p> <p>大規模災害など、やむを得ない事情がある場合に限り、市長は署名簿の審査期間を延長することができることとします。</p>
---

**（署名等の取消し）**

**第 14 条 署名等をした者は、請求代表者が第 11 条第 1 項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名等を取り消すことができる。**

◆ **武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和 3 年 8 月）**

○署名等をした者は、請求代表者が署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名等を取り消すことができるものとします。

**（署名等の効力等）**

**第 15 条 次に掲げる署名等は、無効とする。**

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に定める手続によらない署名等
- (2) 何人であるかを確認し難い署名等

2 前項に定めるもののほか、第 13 条第 3 項の規定により詐欺又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で、市長が当該申出を正当であると決定したものは、無効とする。

3 市長は、署名等の効力を決定する場合において、必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

◆ **武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和 3 年 8 月）に対する意見一覧**

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	15 署名等の効力	何人（なんびと）であるかを確認し難いケースとして、外国籍住民が住民基本台帳上の氏名のアルファベットまたは漢字以外の文字で署名を行うということが起こる可能性がある。日本国籍住民も含め、もし住民基本台帳上の氏名や文字表記以外で署名をした場合は無効の可能性を加えてはどうか。	署名簿に署名する自己の氏名の有効性について、住民基本台帳上の記載事項に限定してしまうと、漢字と平仮名の違いや、漢字の旧字体、略字との違いなど（例：齋藤と斉藤など）により、実際に本人が記載していても無効となってしまうケースが増えることが懸念されます。署名等の審査については、氏名、住所、生年月日の 3 点から確認すべきと考えます。
2	15 署名等の効力	P18 署名を無効とする際に、異議の申し立てが前提となっているが、例えば明らかに同じ筆跡が連続している場合など、署名審査の段階で無効と判断できるケースも包含できる規定にしたほうが良いのではないか。	条例で定める署名等を求める手続において、署名等とは、自己の氏名を署名し、署名年月日、住所及び生年月日を記載することです。ご指摘のケースは、武蔵野市住民投票条例（仮称）又は左記条例に基づく規則に定める手続によらない署名等として、署名審査の段階で無効と判断することができる考えます。

◆ **武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和 3 年 8 月）**

○次に掲げる署名等は、無効とします。

- (1) 武蔵野市住民投票条例（仮称）又は左記条例に基づく規則に定める手続によらない署名等
- (2) 何人であるかを確認し難い署名等

○上記に定めるもののほか、署名簿に記載された署名等に対し、詐欺又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で、市長がその申出を正当であると決定したものは、無効とします。

○市長は、署名等の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができるものとします。

**（実施の決定）**

第 16 条 市長は、第 6 条の規定による請求があった場合において、有効な署名等をした者の総数が必要署名数以上であり、かつ、住民投票に付そうとする事項が第 8 条第 2 項の規定による確認を受けたものであることを確認したときは、請求日から 5 日以内に、住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者及び選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 市長は、自治基本条例第 19 条第 1 項の住民投票の実施を決定したときは、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定により住民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和 3 年 8 月）

○市長は、住民投票の実施の請求があった場合において、署名簿の有効署名数が投票資格者総数の 4 分の 1 の数に達している、かつ、適法な方式で請求されていることを確認したときは、請求日から 5 日以内に、住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者及び武蔵野市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に通知しなければなりません。
○市長は、自治基本条例第 19 条第 1 項の住民投票の実施を決定したときは、その旨を選挙管理委員会に通知しなければなりません。
○市長は、上記により住民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示しなければなりません。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

考え方の結論
住民投票の執行者は市長とします。 署名簿の審査や投票資格者名簿の調製、投開票などの事務については、選挙管理委員会に委任します。

（住民投票の期日）

第 17 条 市長は、前条第 3 項の規定による告示の日から 30 日を経過した日から 90 日を経過した日までの期間の範囲内において、住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、住民投票を実施するものとする。

2 前項の規定により定めた投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要と認めるときは、当該投票日を変更することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日（前項の規定により当該投票日を変更したときは、変更後の投票日。以下同じ。）の少なくとも 7 日前までにこれを告示しなければならない。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和 3 年 8 月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	17 住民投票の期日	選挙運動や選挙への態度に投票資格者が影響される恐れがあるので、選挙と同日に行うべきではない。	ご意見のとおり、住民投票の投票日に選挙が行われる場合は、単一の争点によって選挙における候補者が選ばれる恐れがあるため、選挙と相互の影響を避けることが望ましいことから、投票日を変更できる旨を条文に明記します。 なお、投票日を変更することが原則と考えますが、住民投票の案件の内容や請求のタイミング

			などにより、影響が比較的小さいと判断できる場合は、コスト削減等のメリットを見込み変更しないということも考えられるため、条文には「変更することができる」と記載する方向で検討しています。
--	--	--	---

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

<p>○市長は、住民投票の実施の決定を告示した日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの期間の範囲内において、住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、住民投票を実施するものとします。</p> <p>○上記により定めた投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要と認めるときは、当該投票日を変更することができます。</p> <p>○市長は、投票日を定めたとき又は当該投票日を変更したときは、当該投票日の少なくとも7日前までにこれを告示しなければなりません。</p>
---

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点4 住民投票の請求	その他	請求時や実施時に住民投票に係るコストも合わせてお知らせしてほしい。	ご意見として承ります。なお、住民投票を実施するにあたり、1回のコストとして約4,200万円ほどを想定しています。ただし、社会情勢の変化や法改正等により増減することも考えられます。
2	論点12 住民投票の期日	期日前投票	期日前投票について定めるのか。	[23 期日前投票等]において定めます。
3	論点12 住民投票の期日	投票期日と同時に選挙が行われる場合	選挙と同時に実施するデメリットが大きいため、別日実施を原則としてはどうか。住民投票は必要なコストであるため、「コスト削減」という文言はないほうがいい。	ご意見のとおり、様々な課題があるため、原則は同日実施しない方向で考えています。しかし、住民投票の案件の内容や請求のタイミングなどにより、課題の度合いが比較的小さいと判断できる場合は、コスト削減等のメリットが見込めるため、選挙との同日実施をすることができるとします。
4	論点12 住民投票の期日	投票期日と同時に選挙が行われる場合	住民投票を選挙と同日に行えば、選挙運動や選挙への態度に投票資格者が影響されることになる恐れがある。したがって同日に行うべきではない。	

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

<p><b>考え方の結論</b></p> <p><b>【検討事項1：住民投票の期日】</b> 市長は、住民投票実施の告示の日から起算して、30日を経過した日から90日を超えない範囲内で投票日を定めます。</p> <p><b>【検討事項2：投票期日と同日に選挙が行われる場合】</b> 上記で定めた投票日に選挙が行われるときは、原則として投票日を変更します。 なお、対象事案や実施時期を考慮し必要と認められる場合は、同時に実施することができることとします。</p>
---

<p><b>（投票資格者名簿の調製等）</b></p> <p><b>第18条</b> 市長は、第16条第1項又は第2項の規定により住民投票の実施を決定したときは、投票資格者名簿（前条第3項の規定による告示の日の前日現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない</p>
---

い。

2 第12条第2項から第5項までの規定は、投票資格者名簿の閲覧等について準用する。この場合において、同条第2項中「その日から7日間」とあるのは、「第17条第3項の規定による告示の日に」と、同条第4項中「14日以内」とあるのは「7日以内」と読み替えるものとする。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 市長は、住民投票の実施を決定したときは、投票資格者名簿（住民投票の期日の告示の日の前日（投票日を変更した場合にあっては、市長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいいます。）を調製しなければなりません。
- 投票資格者名簿の閲覧の期間は、住民投票の期日の告示日の当日に限ることとし、異議の申出に対する決定は、その申出を受けた日から7日以内に行うものとします。
- その他、投票資格者名簿の調製方法等については、署名簿を審査する際に作成する審査名簿と同様の内容です。

（投票所）

第19条 住民投票の投票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日の少なくとも7日前までに、投票所の場所を告示しなければならない。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	19 投票所	「外国籍の住民については、別途専用の投票所を設けることを検討します」とあり、日本語対応が難しい方には便利かもしれないが、外国籍住民全員が専用の投票所を使わなくてはいけないのだとしたら大変不便で、投票行動の妨げになりかねない。日本語を理解できる外国籍住民は日本国籍住民と同じ投票所を使えるようにすべき。	原則は日本人と同様に、居住地域ごとの投票所で投票していただく取扱いとすることを考えています。多言語対応の手法については今後検討いたします。
2	19 投票所	外国籍住民のために別途専用の投票所を設けることについて、その趣旨の説明が必要ではないか。	

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 住民投票の投票所は、市長の指定した場所に設けます。
- 市長は、投票日の少なくとも7日前の日に、投票所の場所を告示しなければなりません。

（投票管理者及び投票立会人）

第20条 市長は、投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 市長は、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置きます。

(投票資格)

第 21 条 第 18 条第 1 項の規定により投票資格者名簿に登録された者（以下「投票人」という。）は、住民投票の投票（以下「投票」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、投票日（期日前投票又は不在者投票にあつては、当該投票を行う日）に、投票資格者でない投票人は、投票をすることができない。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和 3 年 8 月）

○投票資格者名簿に登録をされた者（以下「投票人」といいます。）は、住民投票の投票をすることができます。

○上記にかかわらず、投票日（期日前投票又は不在者投票にあつては、当該投票を行う日）に、投票資格者でない投票人は、投票をすることができません。

(投票の方法)

第 22 条 投票は、1 人 1 票とし、秘密投票とする。

2 投票人は、投票日に、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、投票用紙に○の記号を自書することができない投票人は、点字（公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）別表第 1 に定める点字をいう。）による投票をし、又は代理投票をさせることができる。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和 3 年 8 月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	22 投票の方法	より広く市民の意見を確認するため、今後はインターネットによる投票についても検討すべきではないか。	住民投票は、一人一票同一の条件で行うことが必要であるため、選挙における投票の方法にならなければならないと考えます。インターネットを用いた投票方法の導入については、そうした条件を整備することができるかどうかの観点から、研究が必要であると考えます。
2	22 投票の方法	選挙と違い、二択、三択など記入しなくても投票ができるのではないかと。また、費用削減の観点からも将来的にデジタル投票が選べるように制度を整えたらどうか。	住民が判断しやすく投票結果の解釈が明確である必要があることや、設問によっては賛否によらない選択肢が適切であるケースも想定されることから、本市の住民投票の選択肢は、二者択一で、原則として賛否を問う形式としたうえで、案件によっては A か B かを選択する形式も可能とします。デジタル投票については、今後、研究が必要であると考えます。
3	22 投票の方法 23 期日前投票等	インターネットを用いた投票方法を導入し、新型コロナウイルス感染防止を図りながら市民が投票できるように、より利便性の高い投票方法を提供することを検討してはどうか。	一人一票同一の条件で行うことが必要であるため、選挙における投票の方法にならなければならないと考えます。インターネットを用いた投票方法の導入については、そうした条件を整備することができるかどうかの観点から、研究が必要であると考えます。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 投票は、1人1票とし、秘密投票とします。
- 投票人は、投票日に、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければなりません。
- 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければなりません。
- 上記にかかわらず、心身の故障その他の理由により、投票用紙に○の記号を自書することができない投票人は、点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。）による投票をし、又は代理投票をさせることができます。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

考え方の結論

【検討事項1：設問の設定】

設問は、住民投票実施請求代表者が設定します。

【検討事項2：選択肢の形式】

選択肢は、二者択一で、原則として賛否を問う形式で、案件によってはそれ以外の選択肢も可能とします。

【検討事項3：投票方法】

投票用紙の賛成・反対（または各選択肢）の選択欄に○を記載します。

（期日前投票等）

第23条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 前条（第2項を除く。）の規定は、期日前投票又は不在者投票における投票の方法について準用する。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 投票人は、期日前投票又は不在者投票を行うことができます。
- 期日前投票又は不在者投票における投票の方法は、通常の投票の場合と同様です。

（無効投票）

第24条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの（第22条第4項に規定する投票を除く。）
- (3) ○の記号を自書しないもの（第22条第4項に規定する投票を除く。）
- (4) ○の記号を投票用紙の所定の欄のいずれにも記載したもののその他投票人の意思を確認し難いもの

(5) 白紙投票

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	24 無効投票	白票でもいいのか。	白紙で投票した場合、その投票は無効となりますが、投票総数にはカウントされます。
2	24 無効投票	無効投票について、「付き添いの方などが投票人に代わって記載をして投票した場合は、無効となります」とあるが、「投票した」とは、投票箱に入った状態を指すのか。その場合、仮投票でもない限り、票の判別が不可能で、有効扱いとなってしまうのではないかと。また、票の記載内容に関するものとは行為に関するものが並列で規定されていることに違和感を感じる。	付き添いの方などが投票人に代わって「記載をして投票した」場合は、無効となりますので、選挙と同様、投票人本人が記載をしているかどうか、投票立会人が確認をいたします。なお、この項目では、開票の際の形式的な判断（票の記載内容に関するもの）のみならず、投票所において投票立会人が確認する内容も含めております。
3	24 無効投票	無効投票についての記載が開票の際の形式的無効判断についての記載であるなら、「付き添いの方などが投票人に代わって記載をして投票した場合は、無効となります。」の記載は開票時に判断できることでないため削除が妥当。	

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とします。
- ・ 所定の投票用紙を用いないもの
  - ・ ○の記号以外の事項を記載したもの
  - ・ ○の記号を自書しないもの
  - ・ ○の記号を投票用紙の所定の欄のいずれにも記載したもの、その他投票人の意思を確認し難いもの
  - ・ 白紙投票

(情報の提供)

第25条 市長等は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付した事項（以下「付議事項」という。）に係る市長等有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

2 市長等は、前項の情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない。

◆ 令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	やぶはら 太郎	日本語が分からない方への対応	対象事案の主管課と連携して企画調整課が周知を行う。それから、投開票については選挙管理委員会が担うことを想定している。 条例が制定されれば施行まで最大で1年3か月ある。施行されたら、市内の関係部署、関係機関とも連携し、制度の周知や、円滑な投票の実施をすることのできる体制づくりに取り組みたい

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	25 情報の提供	情報提供の中立性を確保するため、第三者組織による情報提供を行い、賛成反対双方の意見が公平公正に周知される仕組みとしていただきたい。 市政、市長に不満があることから住民投票が行われる場合、市長および市役所側が客観的かつ	情報提供を行うための第三者機関は設置しない予定です。 投票資格者が得る情報は、住民による投票運動やメディアから得ることができるものと考えますが、自治基本条例で定めた基本原則のひとつである「情報共有」の観点からも、市長等と

		中立的に情報提供を行うことは難しく、印象操作が行われることを防止するのは困難である。市報および市のホームページ、SNS等により市長側の意見が一方的に公布されることを禁じる規定を設けていただきたい。	して情報提供を行う必要があります。住民等による賛成派、反対派からの情報が飛び交うことが予想されるなか、市長等としては、中立性に留意のうえ、市長等が保有する情報を提供していく考えです。仮に第三者機関を設置して情報提供を行うことにしたとしても、市長等が保有する情報を第三者機関に提供することには変わりなく、また、さまざまな情報を取得して第三者機関が情報提供をしたとしても、何ををもってその情報が中立性かというのは困難であると考えます。
2	25 情報の提供	「行政上の資料等で公開することができるもの」としているが、情報公開条例で非開示とする情報（特に9条5号の審議・検討事項）を記した文書を示す必要も想定されるのではないが。	情報提供にあたっては、情報公開条例の規定の範囲内で、市長等有する付議事項に関する行政上の資料等を公開することを考えています。

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

<p>○市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付した事項（以下「付議事項」という。）に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとします。</p> <p>○市長は、上記の情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければなりません。</p>
--

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点13 情報提供	情報提供の方法	努力規定ではなく、義務規定とすべき。	ご意見を踏まえ、「情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない」としました。
2	論点13 情報提供	中立性について	誰が「客観的かつ中立的」と判断するのか。市長は政治信条があるなかで中立的な立場での情報提供は難しいのではないか。	市長が恣意的な情報提供を行うという事態を避けるために、理念的に中立性について規定する必要があると判断しました。
3	論点13 情報提供	情報提供の方法	憲法改正に係る国民投票のように、議会では広報協議会のようなものを設置しないのか。	国民投票広報協議会は、憲法改正の発議及び国民投票の実施主体となる国会（議員）により設置されるものです。一方、市の住民投票においては、執行者である市長に対して情報提供を行うことを義務付けており、議会に対する広報協議会の設置義務は規定しません。
4	論点13 情報提供	中立性について	「賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく」とあるが、国民投票では、広報協議会が賛成意見及び反対意見を出すこととなっている。市の住民投票では賛否意見を出さないのか。また、出す場合はどのようにその意見を作るのか。	憲法改正とは異なり、住民発議の投票であるため、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、市長が住民投票の執行者としてしっかり情報提供を行うことが、中立的な情報提供であると考えています。
5	論点13 情報提供	客観的かつ中立的な情報提供について	市政、市長に不満があることから住民投票が行われることが多いことを想定すると、市長が客観的かつ中立的に情報提供が行われるか疑問が残る。究極的な「客観的かつ中立的」な行動とは、何もしないことにならないか。また、骨子案に記載のある「客観的かつ中立的な情報提供とは、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、情報提供を行うということの意味します」では行政資料と異なる見解を持つ側の意見が示せないことになる。選挙管理委員会、もしくは、第三者組織を設け、賛成側、反対側双方の情報が同じレベルになるようにするとともに、市報などを活用し市側の意見	住民投票の実施にあたっては、住民投票に対する関心を高めるとともに、投票資格者が自らの判断に基づき投票できるよう、市から情報提供を行うことが不可欠となることから、市が情報提供を行うことを義務付けます。また、情報提供の仕方によっては住民投票の結果に偏った影響が出る可能性があるため、市による恣意的な情報提供が行われることを避けるため、情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない旨を規定します。市が行う情報提供とは、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、投票資格者が理解しやすいように整理し、情報提供を行うという

			のみが市民に周知されることがないようにも規定すべき。	ことを意味します。
--	--	--	----------------------------	-----------

◆令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月1日）

NO.	議員名	問	答
1	内山さとこ	「客観的かつ中立的に情報提供に務める」ではなく義務規定ではないか？	恣意的、意図的な情報提供が起きてはならないということで、理念的にうたっておく必要がある一方で、何をもちゅう立とするかというところが非常に難しい面もあり努力規定にした。 〔骨子案：努力規定→素案：義務規定に変更〕

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

考え方の結論	
<p><b>【検討事項1：情報提供の方法】</b></p> <p>市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に関して市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報提供を行うものとします。</p> <p>選挙管理委員会は、住民投票に係る請求の内容の趣旨や投票期日の告示の内容など必要な情報を広報その他適当な方法により、提供するものとします。</p> <p><b>【検討事項2：中立性について】</b></p> <p>市長及び選挙管理委員会は、情報の提供に際して、客観的かつ中立的に情報提供を行うよう努める旨を規定します。</p>	

（住民投票運動における禁止事項）

- 第26条 住民投票運動（付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）は、買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は規則で定める市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。
- 2 第20条の投票管理者及び第28条の開票管理者は、在職中、住民投票運動をすることができない。
- 3 第23条の不在者投票を管理する者は、当該不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。
- 4 選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。
- 5 武蔵野市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間は、住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）が、当該住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

◆令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	桜井夏来	例えば、世論に働きかけること自体を目的として、非常に多くのお金を投入して宣伝活動を行うというようなことで世論がゆがめられてしまうというおそれがないのかという不安はある。この点に関して、全く規制がないような状況で本当にいいのかどうか	憲法改正に係る国民投票に倣い、住民の方が自由に意見を闘わせることが必要と考え、あくまで投票が公正に行われるために必要な最小限のものというふうに考えている。 そうしたSNS等を使った事柄に対してというところは表現の自由に関わる事柄であり、市として規制というのは非常に難しい

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	26 住民投票運動	「10 署名収集における禁止事項」と同様、判断基準は別途規則で定めるとあるが、できるだけ規制する事項は少なくすべき。	署名収集や住民投票運動における禁止事項として掲げている「市民の平穏な生活環境を侵害する」行為については、別途定める規則で最低限の規制（深夜における街頭での演説など）を設けることを予定しています。
2	26 住民投票運動	「原則自由」の文言を削除し、禁止行為を詳細に定めることを求める。 「原則」の定義と「自由」の範囲を限定できずに、「原則自由」の文言を明記することは、恣意的判断や作為の余地を残す事になる。公職選挙法に定められている違反でさえも、調査・摘発・指導ができない本市の状況を踏まえると、過度の自由度を付与することは、市民生活の混乱を生じかねない。本条例を、画餅とすることなく、実効性のあるものとするならば、その覚悟と姿勢を示すことは、自治体の責務である。	住民投票運動については、住民間の活発な議論が期待されることから、国民投票法にない、戸別訪問などを含めて原則自由に行うことができることとします。 なお、ご指摘を踏まえ、条文上は禁止事項を列記する方向で検討することとし、上記の考え方は、今後、資料等を作成する際に記載することとします。
3	26 住民投票運動	P25 一つ目の「なお、買収、強迫～」は「ただし、買収、強迫～」のほうがつながりが良いのではないか。	ご指摘を踏まえ、今後、資料等を作成する際に改めて記載内容を検討いたします。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

<p>○住民投票運動（付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為をいいます。以下同じ。）は、自由とします。ただし、買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはなりません。</p> <p>○上記にかかわらず、投票管理者及び開票管理者は、在職中、住民投票運動をすることができません。</p> <p>○上記にかかわらず、不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができません。</p> <p>○上記にかかわらず、地方自治法第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができません。</p> <p>○住民投票運動は、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間は行うことができません。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、当該住民投票運動にわたることを妨げるものではありません。</p>
--

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点14 投票運動	投票運動	これまで各地で行われた住民投票でも、投票運動はたいがい自由にできるよう	骨子案で示したとおり、住民投票運動は自由であることを明記したうえで、買

			になっており、戸別訪問や自由な宣伝活動など、「原則自由」にすると案(案1)で良いと考える。	収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならないことや、投票事務関係者の投票運動を制限することとします。
2	論点 14 投票運動	投票運動できる人について	住民投票運動をすることができない投票事務関係者について、地位を利用したものでなければ市民として投票運動をしてもいいのではないか。	例えば、病院や老人ホーム等の施設で不在者投票を管理する者が、業務上の地位を利用して住民投票運動をすることは望ましくないと考えています。職務と個人を分けて活動したとしても、対外的に見たときに信ぴょう性が疑われる懸念があるためです。住民投票運動の規制は、投票の公正性を保つために、最低限のものとしします。
3	論点 14 投票運動	投票運動できる人について	住民投票の投票資格者及び実施請求者は「住民」であるが、投票運動を行うことができる主体は「住民」に限定されるのか。公務員の投票運動についても一律に制限されていないが、市職員でも「住民」であれば投票運動ができるという理解で良いか。	投票事務の公正な執行を確保することを目的として、投票事務関係者の住民投票運動を制限していますが、それ以外は特段の制限はありません。
4	論点 14 投票運動	投票運動の規制	SNSでのフェイクの拡散や、ネガティブキャンペーンなど人権問題にかかわる行為について、公平公正な視点で、ファクトチェック・注意勧告等を行う必要があるのではないか。場合によっては、住民投票の結果の信頼性に関わり、さらなる分断を招く可能性がある。	憲法改正における国民投票運動での規定を参考に、広く市民が萎縮することなく活発な議論を行えることとするため、住民投票運動は原則自由としましたが、買収や強迫など必要最小限の制限は設ける必要があると判断しました。インターネット上の主張などを規制することは、表現の自由に関わることであり、非常に困難であると考えます。一方で、事実でない数字等が独り歩きして健全な議論が妨げられることを防ぐため、市として中立的な立場に留意しつつ、必要な情報提供を行うこととします。
5	論点 14 投票運動	投票運動の規制	愛知県の事例から、資金的に有利なものが署名を集めることや投票依頼をすることで情報提供も含めて賛否双方が公平にならないことへの懸念がある。また、売名行為で行なわれること、ネット上も含めた誹謗中傷も可能となること、武蔵野市以外でも活動が可能となることへの対応策も必要である。	
6	論点 14 投票運動	投票運動の規制	「原則自由」の文言を削除し、禁止行為を詳細に定めることを求める。 「原則」の定義と「自由」の範囲を限定できずに、「原則自由」の文言を明記することは、恣意的判断や作為の余地を残す事になる。公職選挙法に定められている違反でさえも、調査・摘発・指導ができない本市の状況を踏まえると、過度の自由度を付与することは、市民生活の混乱を生じかねない。本条例を、画餅とすることなく、実効性のあるものとするならば、その覚悟と姿勢を示すことは、自治体の責務である。	投票運動は、「買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない」としします。また、「市民の平穏な生活環境を侵害する行為」と判断する基準は、別途規則で定める予定です。
7	論点 14 投票運動	投票運動の規制	投票運動は期間限定ではなく署名収集前から行えるため、行政が積極的にファクトチェックを行うのは困難。あくまでも注意喚起をしたうえで、客観的かつ中立的な情報提供に注力するとした方がよいのではないか。	ご意見のとおりと考えます。
8	論点 14 投票運動	投票運動の規制	選挙期間と被った際、どのような配慮が行われるのか。	選挙期間と重複する期間において、例えば住民投票運動としての戸別訪問を行った場合、外見からは選挙運動と区別がつきにくく、公職選挙法に抵触すると判断される恐れがあります。また、選挙と住民投票を同時に行うことは、理念面・実務面でのデメリットが大きいと考えるため、本市では原則として投票日を変更することとします。なお、選挙期間において当該選挙の候補者等が行う選挙運動又は政治活動が住民投票運動にわたることを妨げるものではありません。

◆令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月1日）

NO.	議員名	問	答
-----	-----	---	---

1	内山さとこ	昨今のSNSを活用した様々な周知活動も、大変効力がある場合もあるし、もろ刃のやいばでもあったりするわけで、この点についてはどのようにお考えか。	例えば買収、脅迫、その他不正の手段により、投票資格者の自由な意思を拘束し、また、干渉する行為、市民の平穏な生活環境を侵害する行為に対する罰則はないので、行政指導ぐらいしかできないが、最小制限事項を設けた上で、原則自由とした。自由という言葉の意味が非常に広く賛否のあるところかと思うが、国民投票を主に参考にした。
2	内山さとこ	今の時代、SNSを活用しないということはほぼ考えられない。いわゆるファクトチェックですとか、そういったことを今後どういうふうにやっていくのか。	ファクトチェック、これはSNSなのですぐに拡散するものだが、これはSNSに限らずリアルの世界でも当然あることであり、それをどこまで市のほうで規制することができるかというのは非常に難しい。 国民投票の方でも、SNSの活用、インターネットの活用については議論されていると聞いており、そちらの動向についてはしっかりと踏まえていきたい。 現実問題、武蔵野市の条例の中で、SNSというものに特化して何かそれでは規制するようなことができるのかどうかというのは、今一度、今の御意見も踏まえて考えてみたいと思うが、なかなかそこに特化した形でどこまでできるかというのは難しい。

#### ◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

考え方の結論	
<b>【検討事項1：投票運動】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投票運動は原則自由とします。ただし、投票資格者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないという規定を設けます。</li> <li>● 投票事務の公正な執行を確保することを目的として、投票事務関係者の投票運動を制限します。</li> </ul>	
<b>【検討事項2：規制に対する罰則】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投票資格者の自由な意思を拘束するような行為や、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないという倫理的な規定とし、罰則規定は設けません。</li> </ul>	

#### （開票所等）

第27条 住民投票の開票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

#### ◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	27 開票所等	選挙のように当日中に開票する必要はないのではないか。運用に関する点で今後の検討にはなるが、翌日開票とした方が職員の負担、コストが削減できるのではないかと。	選挙と同様に即日開票とするか、翌日開票とするかは、今後、費用対効果等の観点から、検討いたします。

#### ◆武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

○住民投票の開票所は、市長の指定した場所に設けます。

○市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければなりません。

(開票管理者及び開票立会人)

第 28 条 市長は、開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

◆ 武蔵野市住民投票条例(仮称)素案(令和3年8月)

○市長は、開票所に開票管理者及び開票立会人を置きます。

(住民投票の成立要件)

第 29 条 住民投票は、付議事項について投票をした者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立するものとする。

◆ 武蔵野市住民投票条例(仮称)素案(令和3年8月)に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	29 住民投票の成立要件	住民投票の成立が投票資格者総数の2分の1以上というのは、ハードルが高すぎる。署名収集要件よりも高く設定する必要があり、投票しなかった人にも信頼性を持ってもらえる投票率が、25%からいきなり50%に跳ね上がるのは乱暴だと思う。また、武蔵野市における選挙の投票率が低下しているなかで住民投票の成立が投票率50%以上というのは現実的ではないと考える。	住民投票実施の要件となる必要署名数を投票資格者の4分の1とする方向で検討しており、署名簿には住民投票実施の趣旨に同意する者が記載すると考えられるため、より広い住民意思を確認するという観点から、住民投票の成立要件は4分の1よりも高く設定する必要があると考えています。そのうえで、成立要件を「3分の1以上」とするのか、「2分の1以上」とするのか、あるいは投票率ではなく得票率を成立要件とするかなどの検討を重ねてきました。検討においては、市及び市民全体に影響する市政の重要事項について、住民がその意思を直接表明するという目的で行われる住民投票であるからこそ、より多くの住民が投票に参加し、その投票された結果を市長等と議会は尊重すべきと考えました。また、常設型住民投票制度を持つ他自治体のうち、半数以上が成立要件を「投票資格者総数の2分の1以上」としていることも参考にしました。以上を踏まえ、成立要件を「2分の1以上」とする方向で検討します。

◆ 武蔵野市住民投票条例(仮称)素案(令和3年8月)

○住民投票は、投票をした者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立するものとします。

◆ 武蔵野市住民投票条例(仮称)骨子案(令和3年2月)に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点8 成立要件	成立要件について	市の重要事項について、投票資格者の4分の1強で賛否が決まってしまうのはハードルが低い。得票率を要件としたほうがいいのではないかと。	市政の重要事項について住民の意思を直接確認し、市政に反映させることを目的とする住民投票制度の趣旨を鑑みると、一定の支持率ではなく、より多くの住民が投票に参加し、その結果を尊重すべきと考えます。
2	論点8 成立要件	成立要件について	「投票総数が投票資格者総数の2分の1以上」という成立要件は、厳しい条件だと思う。過去の選挙での平均投票率や国の投票制度よりも投票資格者が多いことから、成立する可能性はかなり低いと思われる。	懇談会において、市及び市民全体に影響を及ぼす重要事項について、住民に直接その賛成又は反対の意思を確認し、市政に反映させることを目的とした住民投票の結果を尊重するにあたっては、投票数が少ない場合についてまで結果を尊

3	論点 8 成立要件	成立要件について	投票率でその投票内容が尊重されるべきか判断できるという意見には賛成だが、その投票率を例えば50%とすると、武蔵野市長選挙も市議会選挙も投票率は50%以下なので両者とも尊重されないでいいということになってしまう。市長選・市議選と比較してどの程度重要なものを住民投票として認めるか、それをもって成立条件を設定するのはいかがか。	重することは適切ではなく、一定の成立要件を設定する必要があることが議論されました。 本市では、住民投票実施請求における署名収集の要件を投票資格者の4分の1以上として検討を進めています。署名簿への記載は、住民投票実施の趣旨に同意する者が記載すると考えられ、その署名収集をもって実施される住民投票は、より広い住民意思を確認するため、住民投票の成立要件は署名収集要件よりも高く設定する必要があります。そのうえで、投票しなかった人に対しても、投票結果に信頼性を持たせることができる水準をどこに設定するか検討した結果、投票総数が投票資格者総数の2分の1以上の場合に成立するものとなりました。
4	論点 8 成立要件	成立要件について	諮問型の住民投票といえど、その投票への参加者が少ない結果にまで尊重することは望ましくないと考えるため、少なくとも投票資格者の半分以上が投票した場合に成立とする要件は妥当だと考える。	

#### ◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

##### 考え方の結論

##### 【検討事項 1：住民投票の成立要件について】

住民投票は、投票総数が投票資格者総数の2分の1以上の場合、成立するものとします。

##### （開票結果の告示及び通知）

**第 30 条** 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、住民投票の開票を行わなければならない。

**2** 市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにその結果を告示するとともに、当該住民投票に係る請求代表者及び議会の議長にこれを通知しなければならない。

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	30 開票結果の告示及び通知	成立不成立に関わらず開票する、としている。不成立でも開票する理由として「行政の透明性を確保する」とあるが、どういうことか。	住民投票の成立又は不成立にかかわらず、賛成意見と反対意見がそれぞれ何票あったのかお知らせすることで、住民の皆様が表明した意見の内容を理解することが大切であると考えたため、必ず開票するものとしたものです。
2	制度全般について	住民発議である点、住民投票が不成立でも開票する点が武蔵野市らしいと感じた。	本制度は、あくまで市民自治の推進を目的としているため、廃置分合や境界変更を行う場合を除き、発議できるものは「住民のみ」とし、議会と市長等は、この制度があるからこそ、市民の信託にこたえるためのより一層の努力、つまりは、住民投票が行われることがないよう努力していくことが期待されるものと位置付けています。 また、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、賛成意見と反対意見がそれぞれ何票あったのか住民の皆様にお知らせすることで、住民の皆様が表明した意見の内容を理解することが大切であると考えたため、必ず開票するものとしています。

#### ◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

- 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、住民投票の開票を行わなければならないとありません。
- 市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにその結果を告示するとともに、当該住民投票に係る請求代表者及び市議会の議長にこれを通知しなければならないとありません。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点7 住民投票の結果	全般	自治基本条例に基づき、住民投票の成立・不成立にかかわらず、開票し、結果を公表することを特に評価する。	骨子案で示したとおり、行政の透明性を確保するため、住民投票の成立・不成立にかかわらず、開票し、結果を公表することとしました。
2	論点7 住民投票の結果	結果の内容	投票率が低いにも関わらず、賛成・反対に極端に結果が触れたときなどがある場合に備え、結果のみが独り歩きしないよう、結果を広報するであろう議員、マスコミ等に表記に配慮するように求めてほしい。	骨子案で示したとおり、公表する投票結果は以下の内容を想定しており、規則で定める予定です。 (1)投票日、(2)住民投票事項名、(3)投票日における投票資格者数、(4)投票総数、(5)投票率、(6)有効投票数、(7)無効投票数、(8)投票の成立又は不成立、(9)賛成又は選択肢Aの投票数、(10)反対又は選択肢Bの投票数 なお、署名数については、住民投票の実施を決定した際の告示に含みます。
3	論点7 住民投票の結果	結果の内容	結果公表は既に自治基本条例に規定され良いことと思うが「請求署名数以下の投票数で、100%近い賛成」であった場合等特殊な状況の公表による社会的影響は考慮しないか。	

（投票及び開票）

第31条 第19条から前条までに定めるもののほか、投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに武蔵野市選挙執行規程（平成12年3月武蔵野市選挙管理委員会告示第7号）の例による。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

○〔19 投票所〕から〔30 開票結果の告示及び通知〕までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに武蔵野市選挙執行規程（平成12年3月選挙管理委員会告示第7号）に基づき行うこととします。

（再請求の制限期間）

第32条 この条例に基づく住民投票が実施された場合は、第30条第2項の規定により投票の結果が告示された日から2年を経過するまでの間は、当該付議事項と同一又は同旨の事項について、第8条第1項の規定による請求及び申請をすることができないものとする。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

○この条例による住民投票が実施された場合は、〔30 開票結果の告示及び通知〕が行われた日から2年を経過するまでの間は、当該事案と同一又は同趣旨の事案について、〔8 代表者証明書の交付等〕による請求及び申請を行うことができません。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
-----	----	----------	------	-------

1	論点9 住民投票の 制限	制限期間	財政面を考えると、制限期間を2年間と 設けることは適当だと思う。	骨子案で示したとおり、投票の結果が告 示された日から2年が経過するまでの 間は、同一又は同趣旨の事案については 請求を行えないこととしました。 代表者証明書の交付申請があった際に、 請求された事項名だけでなく、請求の趣 旨を確認したうえで、同一案件でないか どうかを市長が判断します。
2	論点9 住民投票の 請求の 制限	判断基準	同内容で頻繁に住民投票が行われると、 行政側の通常業務への影響も大きく、現 実的ではないと考えるため、制限期間は 妥当と考える。一方で、何をもちて同一 案件と判断するのか。	

◆令和3年総務委員会、行政報告、武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月1日）

NO.	議員名	問	答
1	橋本しげ き	同一事案であるかどうか誰が判断するのか	市長が判断する。

◆武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

考え方の結論	
【検討事項1：請求の制限について】	
同一事案における住民投票の実施請求の制限期間は、投票結果の成立、不成立にかかわらず、告示日か ら2年間とします。	

（投票結果の尊重）

第33条 市は、第29条の規定により成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

◆令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	桜井夏来	投票結果全体を尊重するというの具体的な 意味。具体的にどういうことがあり得るのか	自治基本条例の検討をしていた懇談会の段階 から、住民投票の結果に法的拘束力は憲法上も 地方自治法上も持ち得ないのだということは、 重ねて確認をされてきたところ。 法的拘束力がないということの意味は、住民 投票の結果、多数となった意見がそのまま市の 決定となることでは決してないということ。投 票の結果を受けて、その取扱いを住民から選ば れた市長と議会が決定するという二元代表制 の仕組みには変わるところはない。 多数派の意見とは反対の主張をすることも 何ら妨げられるものではないと考えている。 その上で、投票結果の全体を尊重するとは、 多いほうの意見を尊重することではなく、何名 の方が投票して、そのうち何名の方の賛成があ って、何名の方の反対があって、そういった投 票結果の全体を踏まえて市長と議会に御判断 をいただくというのが尊重の意味である
2	桜井夏来	例えば、そういう内容（＝国政や都政の課題） の住民投票が行われ可決された場合、市の権限 に属さないが、議会であれば議決をする、ある いは市としての何らかのコメントを発表する というようなことをイメージすればよいか。	投票結果全体を見て市長と議会が判断するの で、例えば、市としての意思を表明するのだ かというのも、これは市長と議会が判断をする
3	きくち太 郎	過去に逐条解説で、実質的に投票結果は拘束を するという説明があった。 簡単に逐条解説の中身を変えるということ は、あり得ない。	【松下市長】自治基本条例の逐条解説で、自治 基本条例第19条に住民投票について明記がさ れており、今後、住民投票の具体的な制度の中 身については、住民投票条例を別に定めるとし ている。この時点で争点になっていたのが、投 票資格、成立要件と発議の署名数だ。 逐条解説なので、自治基本条例の条文を変え ているわけではない。 住民投票の部分に対する逐条の解説で、「現 行の制度上は、住民投票の結果に法的拘束力 を持たせることはできないため、投票の結果に

			<p>については、市長及び議会は「尊重する」という規定となります。」</p> <p>「とはいえ」の部分、「住民投票の結果には実質的な拘束力が生まれるものと考えられるため、投票しない人が多い場合についてまで結果を尊重することはふさわしくありません。したがって、一定の成立要件を設けることを予定しています」というのが逐条解説だ。成立要件を設けるに当たっての注意事項を、逐条解説として述べている。</p> <p>法的拘束力はないと明確に逐条解説でも示した上で、では実質的な拘束力とは何だろうかということだが、結果を尊重するということは、多い結果を採用することではなく、多い、少ない、投票率を含めて、全てを政治家である議員や市長一人一人が尊重する、受け止める。それはそれぞれの内心にも及ぶものだが、決して軽いものではない。</p> <p>法的な拘束力ではないと言っているが、その後の「実質的な拘束力が生まれるものと考えられるため」というのは、自治基本条例の懇談会の中で出てきた意見を採用しているが、誤解を招く記述とも考えられるし、実際には成立要件を設けるための解説なので、成立要件を設けた上ではこの解説は不要になるので、見直すということをお答えした次第だ。</p>
4	橋本しげき	住民投票の結果を尊重するとあり、過半数の意思を尊重という規定ではない。結果を尊重するということは、多数派の意見をそのままということではなく、全体を見てやるのだということだが、過半数の意思を尊重するという規定よりは弱い規定になっていると思うが、見解は。	<p>投票結果のうち、多数の意見を尊重するというものではなく、投票結果の全体、全体の中で何名の方が投票し、賛成が何名、反対が何名、そういった全体を尊重するという考え方を取っている。</p> <p>住民投票の結果には法的拘束力を持たせることができないし、単純に賛成、反対で割り切れるものではない問題も多いのではないかと考えている。</p> <p>こういった形で全体を尊重して、最後は市長と議会で御判断をいただく。</p>
5	橋本しげき	住民投票の結果の拘束力について、那覇地裁の2000年5月9日の判決がある。住民投票の結果を参考とするよう要請しているにすぎないと言うべきであると。この判決については認識されているか	<p>【自治法務課長】自治法務課でも調査しており、当該住民投票の尊重義務規定の法的拘束力を否定しているという、そういった裁判例があると認識している。</p>
6	橋本しげき	この判決は諮問型の住民投票を認める立場だ。つまり、法的拘束力はないけども、自治体が条例をつくって住民投票を自由にやることについては認める立場だ。 学者の通説も同じだ。だから、憲法でも地方自治法でも条例に基づく住民投票を禁止する条項はないし、判例でも通説でも同様だし、憲法上も住民投票条例の尊重規定は何ら問題がないというふうに認識をするが、それでよろしいか	<p>【自治法務課長】おっしゃるとおりと認識している。</p>
7	道場ひでのり	数の少ないほうを採択することもあるのか。それをやっている意味がどうなのか	<p>【松下市長】結果を尊重するというのは、結果の尊重の仕方は政治家それぞれだというふうな認識でお答えした。私どもが結果を尊重するという形でお答えしているのは、結果全体、得票率だったり、単に得票率の高いほうの結果のみでなく、それぞれの得票率や全体の投票率など、投票結果全体を尊重すべきものとする。</p> <p>議員や市長によって、結果の尊重の仕方というのは、それぞれの政治家の信念に基づくものであると認識をしている。結果の多い意見、過半数に達した意見を採用するのか。少なくとも、少数意見であったとしても未来にとりて、それが正しいと思って少数の意見を尊重するのは、まさに二元代表制を補完するものである。その後、市長や議会が議論をすべきものである、そして議会が決めるものであるという認識でお答えをした。</p>
8	道場ひでのり	少数意見を留保するとはどういうことなのか	<p>【松下市長】少数の意見であっても、民主主義というのは多数決を採用しているが、多い意見が必ずしも正しいものではないということは、歴史を見ても様々明らか。政治家の信念として、少数の結果であっても、それが未来の武蔵</p>

			野市にとってよりよい道であるという信念を持った議員や市長の考え方というのもあり得るという意味でお答えをした。結果の尊重というのは、まさに政治家の信念に基づくもの、それぞれであるという意味でお答えをした
9	道場ひでのり	投票にかけて一応多数決というか決着をつける。だから民意は、そこで数字で出る、51対49とか、例えば極端な話。民主主義の最後と言ったら変ですけど、一応決着のつけ方としては、票を入れたり、例えば手を挙げたりする。 でも、今の市長のお話だと、例えば少数でも、市長が私が正しいと思ったらそれを選んでしまうということ。	【松下市長】武蔵野市の、条例に基づく諮問型の住民投票というのは、尊重するという形で、多い意見を採用するとか少ない意見を留保するとも書いていない。結果の尊重の仕方は、それぞれ議員なり市長が政治家としての信念に基づいて判断をし、議論をし、決定をするものであるということでお答えをした
10	道場ひでのり	最終的に市民の発意が、数で出てきても選ばれないというのはどうなのだろうなと思った。これに関しては御見解をお願いできますか。	【松下市長】住民投票が実施され投票率も50%を超え、結果が出て、それが選ばれないとはどういうことかとの質問だが、それが選ばれないとはお伝えをしていない。 選ばれるか、選ばれないかを含めて、結果を尊重して、議会そして市長が二元代表制の下で意思決定を行うということをお伝えした。 この条例の、地方自治体が条例に基づいて設置をする常設型の住民投票制度についてお示しをして、要はその「結果を尊重する」の意味がどういう意味かとか、これは参政権ではないか、結果はそれで決まるではないかということに対して、そうではないですよと、結果の尊重の仕方というのは決まっているものではないということをお伝えした
11	道場ひでのり	逐条解説の中にある尊重するという言葉を見ると、我々は、例えば議員なんかというのは、少なくともそういう住民投票をされたら、我々議員は、住民の方々、市民の方々を見ているから、民意を必ず見ているから、それは意識する。 だからそういうことになる、いわゆるそういう参政権に近くというか、そういう広義の参政権とどうしても意識をするということ。 投票資格者数の4分の1という数と、それと、二者択一、すなわちマル・バツを強いられると言ったら変だが、一応そこに迫られるわけだから、これに関してはやはり重く感じてほしいとお伝えしておく。	
12	道場ひでのり	逐条解説を変えらるということはどういうことか。	【松下市長】自治基本条例は施行しているが全面施行ではない。住民投票条例が成立し、施行して初めて全面的に施行する。逐条解説を見直すというのは、実際に具体的な、「別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは」という、この一定数以上というのが定めれば逐条解説も変わる、そこを御説明した

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）に対する意見一覧

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	33 投票結果の尊重	投票結果については市民に見えるような方法で議論してほしい。市議会定例会や常任委員会同様、インターネットでのライブ中継と、録画と議事録の公表もおこなってほしい。	成立・不成立にかかわらず、投票結果については議会への報告を行うことを想定しています。ライブ中継等による公表方法については、今後検討いたします。
2	33 投票結果の尊重	住民投票が行われた後、最終的な判断はどのようになされるのか。投票結果は尊重されることだが、結局は参考程度の扱いなのか。	条例に基づく住民投票の結果は、そのまま市の意思決定となるような法的拘束力を持たせることはできないため、市長と議会はその結果を尊重し、市政へ反映させるかどうか議論したうえで意思決定していくこととなります。成立した住民投票の結果は、18歳以上の住民の4分の1以上の署名により住民投票が実施され、2分の1以上の方が投票した結果です。市長と議会はその結果を重く受け止めたうえで、単に得票率の高い方の結果のみではなく、それぞれの得票率や全体の投票率など、投票結果全体を尊重し、その取扱いについて議論すべきと考えます。
3	33 投票結果の尊重	P28～29 今の文章だと、「議会の議決を要せずに実施された住民投票の結果」を「最終的に市長と議会が決定する」と読める。住民投票の結果を尊重して、当該事案をどう取り扱うか	ご意見を踏まえ、今後資料等を作成する際に改めて記載内容を検討します。

	を議会と市長が決定するという旨となるような表記が良いのではないか。
--	-----------------------------------

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

○市は、成立した住民投票の結果を尊重するものとします。
-----------------------------

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案（令和3年2月）に対する意見一覧

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点7 住民投票の結果	尊重について	「尊重する」とは具体的にどういうことか。成立しなかったときの尊重と、成立したときの尊重に違いはあるのか。	本市の住民投票制度は、あくまでも二元代表制を補完する仕組みであり、市長と議会は結果に拘束されません。成立した投票結果を踏まえ、市長と議会は市政へ反映させるかどうか議論したうえで、意思決定することになります。
2	論点7 住民投票の結果	尊重について	拘束型ではないため、成立要件は大きな意味を持たないのではないか。	懇談会における議論で、投票数が少ない場合についてまでも、市長と議会が結果を尊重することは適切ではないため、一定の成立要件を設定する必要があるという方向性が出されました。また、一人でも多くの住民に考え、投票していただくことで、投票結果に信頼性を持たせることができると考え成立要件を設定しました。
3	論点7 住民投票の結果	結果の内容	『成立した住民投票の結果』とは、①成立した住民投票において得票率が高かった方の選択肢なのか、②投票率や各選択肢の得票率など全体的な結果なのか明確にする必要がある。	「成立した住民投票の結果」とは、得票率の高かった選択肢だけではなく、得票率の低かった選択肢への投票数や全体の投票率も含めた投票結果の全体です。
4	論点7 住民投票の結果	結果の内容	外国籍市民を投票資格者とし、多様な意見を市政に反映させようとする試みは理解するところであるが、住民投票の結果を受けて行われる市長の判断の参考となるよう、選挙権を有する市民と選挙権を有しない外国籍市民との投票結果を分けるべきではないか。 例えば、「外国籍市民にとっては関心の薄い事項に関して、仮に日本国籍市民のみであれば住民投票が成立した場合において、その結果を成立に準じる形である程度尊重する必要があるのではないか」「全体としては多数意見ではないが、特に外国籍市民の投票結果が少数意見側に著しく偏っている場合、市政運営においてある程度考慮する必要があるのではないか」といった論点が生ずる場合に、投票結果を日本国籍であるか否かで分別して公表していなければ、市長の判断に資する諮問とはならない可能性があると考えられる。	市民自治の推進の観点から投票資格者として外国籍住民を含める以上、投票結果を区別する必要はないと考えます。また、投開票の際に、投票資格者の属性を把握することは困難であると考えます。

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案

<b>考え方の結論</b>
市長等及び議会は、成立した住民投票の結果を尊重するものとします。 住民投票の成立又は不成立にかかわらず、結果を公表するものとします。

（委任）  
第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。  
付 則

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第19条の規定に基づき、廃置分合又は境界変更に係る申請を行おうとする場合のほか、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票の制度を設けるため、制定するものである。

◆令和3年総務委員会、武蔵野市住民投票条例案（令和3年12月13日）

NO.	議員名	問	答
1	きくち太郎	住民投票を行うときに、選管に丸投げできるのか。これは選管の事務なのか。委員長が引き受けるのか。何か瑕疵があるのではないか。	住民投票における事務について、地方自治法第180条の2、長の事務の委員会等への委任及び補助執行という規定に基づき、市長から武蔵野市選挙管理委員会に、特に投開票の実務について委任することを予定している
2	きくち太郎	選挙管理委員会としては、義務的に受ける、拒否ができないということか	どういった事務を委任するかというのは協議をした上で決定がなされる
3	きくち太郎	選管の事務で、例規集も書き換えるということか	規定の整備が必要かというのは委員会のほうで御判断をいただくこと
4	道場ひでのり	地方自治法の186条「選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。」 住民投票は選挙ではない。広義の参政権云々というのは私がこだわっているところだけでも、選挙でない。そうすると、選挙管理委員会の職能というか、義務というか、機能として、これは受けられるのか。	選挙管理委員会の事務は法令によって規定されている一方で、地方自治法第180条の2の規定に基づき、長の事務というのは委員会等への委任ができるという規定がある。 今回その投・開票の部分については、地方自治法第180条の2に基づいて市長から委任をするというもので可能である
5	道場ひでのり	180条の2項で委任は可能だが、はいはいと受けられないのではないか。186条の規定の中で、選挙に関するとして書いてある。選挙と住民投票は違う。御見解をください。	選挙と住民投票は事務が異なるので、まず、条例上は、住民投票の事務というのは市長の事務として規定している。これを地方自治法の規定に基づきまして選挙管理委員会に委任をするもので、常設型の条例を持っている各団体はこの団体も、投票に関する事務については選挙管理委員会に委任をしているという形が一般的である

◆ 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（令和3年8月）

○この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとします。